

た油層に属するものと通商産業大臣が認定した地下の部分から石油又は溶解ガスを採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油又は溶解ガスの鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。)は、石油又は溶解ガスの時価をこえない範囲内において省令で定める額にその油層から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から五年を経過するまでの各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量に乗じて得た金額に、百分の三をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならぬ。但し、その油層から石油又は溶解ガスの採取を開始した日以後の各一年間にその地下の部分から採取した石油又は溶解ガスの量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

2 前項の規定により鉱業権者又は租鉱権者が納付金を納付する場合において、当該鉱業権者の発見に係るすべての油層について既に納付された金額の累計総額と新たに納付すべき金額の合計額が最後の油層の発見に係る探鉱のための補助金の交付が決定された時まで当該鉱業権

者に対し探鉱のため交付され又は交付の決定がなされた補助金の総額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、同項の規定にかかわらず、納付することを要しない。この場合において、納付義務者が二人以上ある場合の各人の納付することを要しない部分の計算については、納付義務者の意見を聞いて、通商産業大臣が定める。

3 第一項の規定による認定は、当該地下の部分から石油又は溶解ガスの採取を開始した日から六月以内にしなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第二十条 第十六条の規定により補助金を交付すべきものと決定した二次採取法を実施した油層から石油を採取する鉱業権者(補助金を交付すべきものと決定された者及びその承継人に限り、これらの者のその油層に存する石油の鉱区に租鉱権を設定したときは、その租鉱権者及びその承継人を含む。)は、前条第一項の省令で定める額にその油層について二次採取法の実施を開始した日から六年を経過するまでの各一年間にその油層から採取した石

油の量に乗じて得た金額に、千分の十五をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を毎年国庫に納付しなければならぬ。但し、その油層について二次採取法の実施を開始した日以後の各一年間にその油層から採取した石油の量が政令で定める数量に達しない各年については、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(強制徴収)

- 第二十一条 通商産業大臣は、前二条の規定による納付金を納付しない者があるときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。
- 2 通商産業大臣は、前項の規定により督促をするときは、督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
- 3 通商産業大臣は、前二項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び次条の延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。

(延滞金)

第二十二条 通商産業大臣は、前条第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の金額百四につき一日八錢の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

促をしたときは、その督促に係る納付金の金額百四につき一日八錢の割合で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、省令で定めるときは、この限りでない。

(先取特権の順位)

第二十三条 第十九条又は第二十条の規定による納付金及び前条の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先だつものとする。

(国税徴収法の準用)

第二十四条 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ九及び第四条ノ十の規定は、第十九条又は第二十条の規定による納付金及び第二十二條の延滞金に関する書類の送達について準用する。

第四章 石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

(設置)

第二十五条 資源庁に、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十六条 通商産業大臣は、第五条第一項若しくは第六条の規定による定をし、又は第八条、第九条、第十条第三項若しくは第十一条第三項の規定による命令をするときは、審議会にはかり、その意見を尊重して、これをし

なければならぬ。

2 審議会は、石油及びガス資源の開発に関する重要な事項について、前項に規定する場合を除く外、通商産業大臣の諮問に応じて答申し、又は通商産業大臣に建議する。

3 審議会は、第一項の規定により付議された事項（第十条第三項の規定による命令に係る事項を除く。）についてその意見を答申しようとするときは、あらかじめ期日及び場所を公示し、利害関係人の出席を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

（組織）

第二十七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

（任期）

第二十八条 委員の任期は、二年とする。

（専門委員）

第二十九条 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、石油又はガス資源の開発に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

（勤務）

第三十条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十一条 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第三十二条 審議会の庶務は、資源庁鉱山局において処理する。

（議事の手続等）

第三十三条 この章に定めるものの外、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、省令で定める。

第五章 雑則

（異議の申立）

第三十四条 この法律の規定によつてした処分（第十条第一項の規定による勧告を除く。）に不服のある者は、通商産業大臣に対し、異議の申立をすることができる。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第七章（異議の申立）の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（届出）

第三十五条 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスの採取を目的とする坑井を掘さくしようとするときは、掘さく開始の日の六十日前までに、掘さくしようとする坑井に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。但し、第十一条第一項又は第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第三十六条 通商産業大臣が指定する油層から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、毎月、採取の状況に關し省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

（油層に關する調査）

第三十七条 通商産業大臣が指定する坑井から石油又はガスを採取する鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、定期的に、油層の形質に關する調査を行わなければならない。

（記録）

第三十八条 鉱業権者又は租鉱権者は、省令で定める方法により、第四条第二項の検査及び前条の調査に關する記録並びに石油又はガスの採取状況に關する記録を作成し、ておかなければならぬ。

（報告及び検査）

第三十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限

度において、鉱業権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第四十条 この法律の規定による通商産業大臣の権限であつて、政令で定めるものは、通商産業局長が行う。

第六章 罰則

第四十一条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第五条第二項、第七条又は第十一条第五項の規定に違反した者

二 第八条又は第九条の規定による命令に違反した者

三 第十条第二項の規定により勧告を応諾する旨を回答しながら当該勧告に従わず、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第四十二条 第四条第二項、第十二条第一項又は第三十七

条の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第二項、第三十五条又は第三十六条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十九条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条 第三十八条の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に関し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 石油資源開発法（昭和十三年法律第三十一号）は、廃止する。
- 3 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号の一部）を次のように改正する。

第四十一条第一項の表中

「地下資源」を「地下資源、可燃性天然ガス資源」に改める。

「地下資源開発審議会」

石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会

「地下資源」を「地下資源、可燃性天然ガス資源」に改める。に改める。可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。通商産業大臣の諮問に依り、石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

- 4 この法律の施行前に旧石油資源開発法及びこれに基づく命令の規定によつて交付の指令が發せられた試験助成金については、なお従前の例による。この場合において、同法第三条第二項の油田の地域及び深度の指定は、当該油田から採油を開始した日から六月以内に、これをしなければならぬ。
- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律

（昭和二十七年六月二日法律第六十三号）

（政府貸付金の免除）

第一条 国が、地方公共団体の支弁に係る職員の給与の支払の財源に充てるため、昭和二十二年一般会計予算のうち、地方公共団体職員特別一時手当資金貸付金及び地方公共団体職員給与特別措置資金貸付金の項に係る部分に基き支出した地方公共団体に対する貸付金に係る債務（当該貸付金の利子に係る債務を含む。以下「政府貸付金等に係る債務」という。）のうち、昭和二十四年度以降において償還すべきものでこの法律施行の際までに償還されていないもの（以下「政府貸付金等に係る未償還債務」とい）を、昭和二十一年度分以前の旧地方分与税法（昭

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律（一六三）

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律 (一六三)

五七八

和十五年法律第六十一号) 第一条に規定する還付税でこの法律施行の際までに当該地方公共団体に還付されていないものがあるときは、当該債務の額からその還付されていない還付税の額を控除した残額に相当する政府貸付金等に係る未償還債務に限る。)は、免除する。

(還付税債権と政府貸付金債権との対等額の消滅)

第二条 前条に規定する還付されていない還付税に係る地方公共団体の債権は、この法律施行の際消滅し、当該地方公共団体は、当該地方公共団体についての政府貸付金等に係る債務のうち当該還付税の額に相当するものを免かれる。

(基準財政需要額の特例)

第三条 政府貸付金等に係る債務のうち昭和二十四年度以降において償還すべきものでこの法律施行の際までに償還されたものがあるときには、その償還をした地方公共団体に対して交付すべき昭和二十七年分地方財政平衡交付金の算定に用いる基準財政需要額は、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十一条の規定にかかわらず、同条の規定によつて算定された額に当該償還額を加えた額とする。

(地方公共団体のとるべき措置)

第四条 第一条に規定する貸付金の貸付を受けた地方公共団体は、その貸付の条件に従い他の地方公共団体に対し貸付等の方法によつて支出した貸付金その他の支出金に係る当該他の地方公共団体の債務のうち昭和二十四年度以降において履行すべきものでまだ履行されていないものを免除する措置及び当該他の地方公共団体の債務のうち昭和二十四年度以降において履行すべきもので履行されたものの額に相当する金額を返還する措置をなるべくすみやかにとるべきものとする。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 地方財政平衡交付金法の一部を次のように改正する。
附則第十一项を削り、附則第十二項を附則第十一项とし、以下一項ずつ繰り上げる。

国民貯蓄債券法

(昭和二十七年六月二日
法律第六十四号)

(目的)

第一条 この法律は、当分の間、国民貯蓄債券の発行により浮動購買力を吸収して国民貯蓄の増強を図り、もつて資源の開発その他経済の再建のために緊要な資金の調達に資することを目的とする。

(国民貯蓄債券の発行権限及び発行限度額)

第二条 政府は、前条に掲げる目的を達成するため、国民貯蓄債券を発行することができる。

2 前項の場合において、第一回の国民貯蓄債券を発行した日の属する会計年度においては、その年度末における国民貯蓄債券のその発行価額による発行現在高が百億円を、その年度後の毎会計年度においては、当該年度末における国民貯蓄債券のその発行価額による発行現在高から前年度末における国民貯蓄債券のその発行価額による発行現在高を控除した残額が百億円を、それぞれこえることとなつてはならない。

(資金運用部資金及び資金運用部特別会計との関係)

国民貯蓄債券法 (一六四)

第三条 国民貯蓄債券の発行に因る収入金は、資金運用部

資金法(昭和二十六年法律第百号)第一条及び第六条第一項の規定にかかわらず、資金運用部資金とし、国民貯蓄債券の償還金及び国民貯蓄債券の買上に必要な資金のうち、当該国民貯蓄債券の発行価額に相当するものは、資金運用部資金をもつて充てる。

2 国民貯蓄債券の発行、償還、買上及び抽せんに関する経費並びに国民貯蓄債券についてのその額面金額(当該国民貯蓄債券が買上に係るものであるときは、その買上価額)と発行価額との差額に相当する金額、国民貯蓄債券の割増金及び取扱手数料は、資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第百一十一号)第三条の規定にかかわらず、資金運用部特別会計の負担とし、同会計の歳出とする。

3 郵便官署が取り扱つた国民貯蓄債券の取扱手数料は、毎会計年度、予算の範囲内で、資金運用部特別会計から郵政事業特別会計に繰り入れるものとする。

(発行の条件)

第四条 国民貯蓄債券は、無記名とし、その額面金額は、一万円以下とする。

五七九

- 2 国民貯蓄債券の償還期限は、五年とする。
 - 3 国民貯蓄債券は、割引の方法によつて売り出すものとする。
 - 4 国民貯蓄債券には、抽せんにより割増金を附することができる。
 - 5 第一項に規定する額面金額の種類、第三項に規定する割引の歩合、前項に規定する抽せん並びに同項に規定する割増金の等級別金額及び当せんの数その他割増金に關し必要な事項は、政令で定める。
 - 6 前項の規定により割引の歩合及び割増金に關し定むる場合においては、発行する各回ごとの国民貯蓄債券の応募者平均利まわりが、一般の金利水準と權衡を失しないように定めなければならない。
- (国民貯蓄債券の買上)
- 第五条** 大蔵大臣は、国民貯蓄債券を所持人の請求に応じて買い上げることができる。
- 2 前項の買上に関する事項は、政令で定める。
- (取扱機関)
- 第六条** 郵便官署は、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上に関する事務並びにその割増金の支払に關する事

- 務を取り扱うものとする。
- 2 大蔵大臣は、相互銀行、信用金庫その他政令で定める金融機関又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券業者に国民貯蓄債券の売りさばきに関する事務を委託して取り扱わせることができる。
 - 3 相互銀行、信用金庫その他前項に規定する金融機関は、他の法令の規定にかかわらず、国民貯蓄債券の売りさばきに関する業務を行うことができる。
 - 4 第一項又は第二項の規定による事務の取扱に關し必要な事項は、政令で定める。
- (国民貯蓄債券収入金の運用)
- 第七条** 資金運用部資金のうち国民貯蓄債券の發行に因る収入金に相当するものは、資源の開発その他經濟の再建に緊要な産業の施設の建設のために必要な資金の供給に資するため、資金運用部資金法の規定により運用するものとする。
- (国民貯蓄債券の償還金及び割増金の支払資金並びに国民貯蓄債券の買上資金の交付)
- 第八条** 大蔵大臣は、国民貯蓄債券の償還金及び割増金の

支払に必要な資金並びに国民貯蓄債券の買上に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付することができる。

(国民貯蓄債券の消滅時効)

第九条 国民貯蓄債券の消滅時効は、償還金については十年、割増金については五年をもつて完成する。

(割増金に対する非課税)

第十条 国民貯蓄債券の割増金に対しては、所得税を課さない。

(国債に関する法律等の不適用)

第十一条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第五十七号、国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)及び国債関係事務簡捷化に関する法律(昭和十八年法律第百十一号)第二条の規定は、国民貯蓄債券については、適用しない。

2 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の適用については、国民貯蓄債券は、国債でないものとみなす。

(国民貯蓄債券に関する事務の委任)

第十二条 大蔵大臣は、国民貯蓄債券に関する事務の一部

国民貯蓄債券法 (一六四)

を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の事務の取扱手續は、大蔵大臣が定める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の「一」部を次のように改正する。
第十号第五号「国債」の下に「(国民貯蓄債券を除く。以下第六号において同じ。)」を加える。
第十二条第一項に次の一号を加える。
十八 国民貯蓄債券に関すること。
- 3 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「日本放送協会から委託された事務及び」を「日本放送協会から委託された事務、国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支払に關する事務、」に改める。
第九条第一号中「及び郵便振替貯金」を「、郵便振替貯金及び国民貯蓄債券」に改める。
- 4 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本放送協会から郵政省に委託された事務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支払に関する事務、」を加える。

気象業務法

(昭和二十七年六月二日
法律第百六十五号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 観測(第四条—第十二条)
- 第三章 予報及び警報(第十三条—第二十四条)
- 第四章 無線通信による資料の発表(第二十五条—第二十六条)
- 第五章 検定(第二十七条—第三十四条)
- 第六章 雑則(第三十五条—第四十三条)
- 第七章 罰則(第四十四条—第四十八条)

附則
第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力をを行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「気象」とは、大気(電離層を除く。)の諸現象をいう。

2 この法律において「地震」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象又は地震に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、左に掲げる業務をいう。

- 一 気象、地震、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- 二 気象、地震(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報及び警報
- 三 気象、地震及び水象に関する情報の収集及び発表
- 四 地球磁気及び地球電気の時時観測並びにその成果の

収集及び発表

- 五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表
 - 六 前各号の業務を行うに必要な研究
 - 七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務
 - 5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。
 - 6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。
 - 7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。
 - 8 この法律において「気象測器」とは、気象、地震及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。
- (運輸大臣の任務)
- 第三条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる事項を行うように努めなければならない。
- 一 気象及び地震に関する観測網を確立し、及び維持すること。
 - 二 気象、津波及び高潮の予報及び警報の中枢組織を確立し、及び維持すること。

三 気象の観測、予報及び警報に関する情報を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

四 地震の観測の成果を迅速に交換する組織を確立し、及び維持すること。

五 気象の観測の方法及びその成果の発表の方法について統一を図ること。

六 気象の観測の成果、気象の予報及び警報並びに気象に関する調査及び研究の成果の産業、交通その他の社会活動に対する利用を促進すること。

第二章 観測

(中央气象台の行う観測の方法)

第四条 中央气象台は、気象、地震、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測を行う場合には、政令で定める方法に従つてするものとする。

(観測等の委託)

第五条 運輸大臣は、必要があると認めるときは、政府機関(公共企業体を含む。以下同じ。)、地方公共団体、会社その他の団体又は個人に、気象、地震、地動及び水象の観測又は気象、地震、地動及び水象に関する情報の提供を委託することができる。

(中央気象台以外の者の行う気象観測)

第六條 中央気象台以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、政令で定める技術上の基準に従つてこれを行ななければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 研究のために行う気象の観測
- 二 教育のために行う気象の観測
- 三 政令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が左に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従つてこれを行ななければならない。但し、政令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

- 一 その成果を發表するための気象の観測
- 二 その成果を災害の防止に利用するための気象の観測
- 三 その成果を公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第一号の電気事業の運営に利用するための気象の観測

3 前二項の規定により気象の観測を技術上の基準に従つてしなければならない者がその施設を設置したときは、運輸省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届

を運輸大臣に報告しなければならない。

(観測に使用する気象測器)

第九條 第六條第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測に用いる気象測器、第七條第一項の規定により船舶に備え付ける気象測器又は第十七條第一項の規定により許可を受けた者が同項の予報業務のための観測に用いる気象測器であつて、第二十七條各号に掲げるものは、同條の檢定又は計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四章第二節の比較檢査(政府機関、地方公共団体、公益事業令による電気事業者社及び第七條第一項の船舶以外の者の受けるものに限る。)に合格したものでなければ、使用してはならない。但し、特殊の種類又は構造の気象測器で政令で定めるものは、この限りでない。

(観測の実施方法の指導)

第十條 運輸大臣は、第六條第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者又は第七條第一項の船舶若しくは第八條第一項の航空機において気象の観測に従事する者に対し、観測の実施方法について指導をすることができる。

け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 運輸大臣は、気象に関する観測網を確立するため必要があるとき、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

第七條 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第四条の規定により無線電信を施設することを要する船舶で政令で定めるものは、運輸省令の定めるところにより、気象測器を備え付けなければならない。

2 前項の船舶は、運輸省令で定める区域を航行するときは、前条第一項の技術上の基準に従い気象及び水象を観測し、運輸省令の定めるところにより、その成果を運輸大臣に報告しなければならない。

第八條 第十六條の航空予報図の交付を受けた航空機は、航行を行う場合には、その飛行中、運輸省令の定めるところにより、気象の状況を航空庁長官を経て運輸大臣に報告しなければならない。

2 前項の航空機は、その航行を終つたときは、運輸省令の定めるところにより、その飛行した区域の気象の状況

(観測成果等の發表)

第十一條 中央気象台は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に関する情報を直ちに發表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下単に「報道機関」という。)の協力を求めて、直ちにこれを發表し、公衆に周知させるように努めなければならない。

(費用の負担等)

第十二條 運輸大臣は、第六條第四項、第七條第二項又は第八條の規定により報告を行う者に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担することができる。

2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、第六條第四項の規定により報告を行う者又は第七條第一項の船舶に対し、政令の定めるところにより、気象測器その他の機器を貸し付けることができる。

第三章 予報及び警報

(予報及び警報)

第十三條 中央気象台は、政令の定めるところにより、気

象、地震(地震及び火山現象を除く。この章において以下同じ)、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 中央気象台は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮及び波浪以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 中央気象台は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十四条 中央気象台は、政令の定めるところにより、気象、地震、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 中央気象台は、気象、地震及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

(航空予報図の交付)

第十六条 中央気象台は、運輸省令で定める航空機に対し、その航行前、気象、地震又は水象についての予想を記載した航空予報図を交付しなければならない。

(予報業務の許可)

第十七条 中央気象台以外の者が気象、地震、津波、高潮又は波浪の予報の業務(以下「予報業務」という。)を行おうとする場合は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、予報業務の目的及び範囲を定めて行う。

(許可の基準)

第十八条 運輸大臣は、前条第一項の規定による許可の申請書を受理したときは、左の基準によつて審査しなければならない。

一 当該予報業務を適確に遂行するに足る観測その他の予報資料の収集及び予報資料の解析の施設及び要員を有するものであること。

二 当該予報業務の目的及び範囲に係る中央気象台の警報事項を迅速に受けることができる施設及び要員を有

第十五条 中央気象台は、第十三条第一項又は前条第一項の規定により、気象、津波、高潮及び波浪の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を電気通信省、海上保安庁、航空庁又は日本放送協会に通知しなければならない。警戒の必要がなくなつた場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた電気通信省の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。

5 第一項の通知を受けた航空庁の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。

6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

するものであること。

2 運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、左の場合を除いて許可しなければならない。

一 許可を受けようとする者が許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が、法人である場合において、その法人の役員が前号に該当する者であるとき。

(変更認可)

第十九条 第十七条第一項の規定により許可を受けた者が同条第二項の予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(警報事項の伝達)

第二十条 第十七条の規定により許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る中央気象台の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

(許可の取消等)

第二十一条 運輸大臣は、第十七条の規定により許可を受

けた者が左の各号の一に該当するときは、期間を定めて業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。但し、第二号の場合については、運輸大臣が許可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、その施設及び要員について第十八条第一項第一号又は第二号に適合するための措置を執るべきことを命じ、その期間内に、許可を受けた者がその命令に従わなかつた場合に限り、許可を受ける。この法律又はこれに基く処分違反したとき。

二 第十八条第一項第一号又は第二号に該当しないこととなつたとき。

(予報業務の休廃止)

第二十二條 第十七条の規定により許可を受けた者が予報業務を休止し、又は廃止したときは、すみやかにその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

(警報の制限)

第二十三條 中央気象台以外の者は、気象、津波、高潮及び波浪の警報をしてはならない。但し、政令で定める場合は、この限りでない。

(予報及び警報の標識)

第二十四條 形象、色彩、燈光又は音響による標識によつ

て気象、地象、津波、高潮又は波浪についての予報事項又は警報事項を發表し、又は伝達する者は、運輸省令で定める方法に従つてこれをしなければならぬ。

2 中央気象台以外の者が暴風の強さ及び風向の警報事項を標識によつて船舶に周知するための施設(以下「暴風信号施設」という。)を設置したときは、すみやかにその旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。これを廃止したときも同様とする。

3 運輸大臣は、前項の届出を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

4 中央気象台以外の者が暴風信号施設により、暴風の強さ及び風向の警報事項を伝達する場合には、中央気象台の指示に従つてこれをしなければならぬ。

第四章 無線通信による資料の發表

(無線通信による資料の發表)

第二十五條 中央気象台は、運輸省令の定めるところにより、左に掲げるものを総合して作成する資料を国内及び国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により發表しなければならぬ。

- 一 国内及び国外の気象、地象及び水象の観測の成果
- 二 国内及び国外の気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報事項及び警報事項
- 三 前二号に掲げるものの外、国内及び国外の気象、地象及び水象に関する情報

第二十六條 中央気象台以外の者で、その行つた気象の観測の成果を国内若しくは国外の気象業務を行う機関、船舶又は航空機において受信されることを目的とする無線通信により發表する業務を行うもの、は、運輸大臣の許可を受けなければならない。但し、船舶又は航空機が当該業務を行う場合は、この限りでない。

2 第十八条(第一項第二号を除く。)、第二十一条及び第二十二條の規定は、前項の場合に準用する。

第五章 検定

(検定)

第二十七條 運輸大臣は、左に掲げる気象測器について、この章の定めるところにより、検定を行う。

- 一 温度計
- 二 気圧計
- 三 湿度計

- 四 風速計
- 五 日射計
- 六 比重計
- 七 海水ビュレット
- 八 海水ピペット
- 九 雨量計
- 十 雪量計

(合格基準)

第二十八條 運輸大臣は、検定の申請があつたときは、その気象測器が左の各号に適合するかどうかについて検査し、適合すると認めるときは、合格の検定をする。

- 一 政令で定める種類に属すること。
- 二 運輸省令で定める構造(材料の性質を含む。)を有すること。
- 三 その器差が運輸省令で定める検定公差をこえないこと。

2 運輸大臣は、第三十二条第一項の型式証明を受けた型式の気象測器について、前項の検査を行う場合には、同項第一号及び第二号に適合するかどうかの検査を行わな

(検定証印及び検定証書)

第二十九条 検定に合格した気象測器には、運輸省令の定めるところにより、検定証印を附する。但し、その構造上検定証印を附し難い気象測器であつて、運輸省令で定めるものについては、この限りでない。

2 気象測器が検定に合格したときは、運輸大臣は、検定を申請した者に対し、検定証書を交付しなければならない。

(不合格の理由の通知)

第三十条 運輸大臣は、気象測器の検定の結果、不合格の処分をしたときは、その検定を申請した者に対し、不合格の理由を通知しなければならない。

(検定の有効期間)

第三十一条 気象測器の検定の有効期間は、五年とする。但し、政令で定める気象測器については、政令で定める期間とする。

(型式証明)

第三十二条 運輸大臣は、申請により、運輸省令で定める気象測器の型式について、型式証明を行う。

2 運輸大臣は、前項の申請があつたときは、その申請に

係る気象測器が第二十八条第一号及び第二号に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 型式証明は、申請者に型式証明書を交付することによつて行う。

(手数料)

第三十三条 第二十七条の検定又は前条の型式証明を申請する者は、検定にあつては五千円以下、型式証明にあつては十萬円以下の範囲内において、政令で定める額の手料を納めなければならない。

(実施細目)

第三十四条 検定証印の様式、検定証書及び型式証明書の様式及び再交付その他検定及び型式証明に関する細目的事項は、運輸省令で定める。

第六章 雑則

(気象証明等)

第三十五条 中央気象台は、一般の依頼により、気象、地象及び水象に関する事実について証明及び鑑定を行う。

2 前項の証明又は鑑定を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(刊行物の発行等)

第三十六条 中央気象台は、第十一条に規定するものの外、一般の利用に供するため、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象に関する観測、調査及び研究の成果並びに統計を刊行物の発行その他の方法により発表するものとする。

(気象測器等の保全)

第三十七条 何人も、正当の理由がないのに、中央気象台若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者が屋外に設置する気象測器又は気象、地象(地震及び火山現象を除く)、津波、高潮若しくは波浪についての警報の標識をこわし、移し、その他これらの気象測器又は標識の効用を害する行為をしてはならない。

(土地又は水面の立入)

第三十八条 運輸大臣は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うため必要がある場合においては、当該業務に従事する職員を国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は占用者に通知しなければならない。但し、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

(障害物の除去等)

第三十九条 運輸大臣は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測するためやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。

2 運輸大臣は、離島、湖沼、山林、原野又はこれらに類する場所で、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。この場合においては、すみやかにその旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

ない。

(損失の補償)

第四十条 前二条の規定による立入又は伐除により損失を生じた場合においては、国は、その損失をうけた者に対し、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。

(報告及び検査)

第四十一条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定により許可を受けた者に、その業務に關し、報告させることができる。

2 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、第十七条第一項若しくは第二十六条第一項の規定により許可を受けた者若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならぬ気象の観測を行う者の事業所若しくは観測を行う場所又は第七条第一項の船舶に、その職員を派遣して、気象記録、気象測器その他の物件を検査させることができる。

3 前項の検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証票)

第四十二条 第三十八条、第三十九条又は前条第二項の規定により当該業務に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(特殊な業務の受託)

第四十三条 中央気象台は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項についての特殊な観測、予報、調査及び研究並びにこれらの指導を行い、気象測器並びに地動、地球磁気及び地球電気の観測に用いる器具、器械及び装置の設計、製作、検定、修理及び調整を行うことができる。

2 前項の設計、製作、検定、修理及び調整を委託する者は、政令の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第七章 罰則

第四十四条 第三十七条の規定に違反した者は、三年以下

の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十五条 第二十三条の規定に違反して警報をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十六条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反した者

二 第十七条第一項の規定に違反して許可を受けないで予報業務を行った者

三 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで気象の観測の成果を発表する業務を行った者

第四十七条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反して認可を受けないで予報業務の目的及び範囲を変更した者

二 第二十一条本文(第二十六条第二項の規定により準用する場合を含む。)の規定による業務の停止の命令に違反した者

三 第三十八条第一項の規定による立入を拒み、又は妨げた者

四 第四十一条第一項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十一条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対しても各本条の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督がつけられたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 この法律の施行の際、現に第六条第一項又は第二項の規定により技術上の基準に従つてしなければならぬ気象の観測をしている者は、この法律の施行の日から五年間は、同条第一項の技術上の基準によらぬで気象の観測をしてもよい。

- 但し、附則第六項の規定により検定に合格したものとみなされる気象測器により気象の観測を行う場合に限り。
- 3 前項の者は、この法律の施行の日から三十日以内に運輸省令の定めるところにより、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。
 - 4 この法律の施行の際、現に第七条第一項の船舶に備え付ける気象測器であつて運輸省令で定めるものは、同項の規定の適用については、この法律の施行の日から二年間は、同項の気象測器とみなす。
 - 5 前項の気象測器を備え付ける船舶の行う気象及び水象の観測については、第七条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二年間は、同項の技術上の基準によらないでもよい。
 - 6 この法律の施行の際、現に使用する気象測器であつて第九条の規定により検定又は計量法第四章第二節の比較検査に合格したものでなければならぬものは、同条の規定の適用については、この法律の施行の日から五年間は、第二十七条の検定に合格したものとみなす。
 - 7 この法律の施行の際、現に第十七条第一項に規定する予報業務を行つてゐる者及び第二十六条第一項の業務を

行つてゐる者は、この法律の施行の日から六十日間（その期間内に許可の申請をした場合においては、許可する旨又は許可しない旨の通知を受けるまでの間）は、これらの規定による許可を受けなくてこれらの業務を行つてもよい。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

（昭和二十七年六月三日）
法律第六十六号

地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

- 2 第二条第五号中「第十五条」を「第十四条」に改め、同条第六号中「交付金」を「普通交付金」に改め、同条第七号を次のように改める。
- 7 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、且つ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合

に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金、地方債その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付金の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗すべきものをいう。

- 5 第三条に次の一項を加える。
地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

第四条第三号中「又は第十九条」を「、第十五条、第十九条又は第二十条の二」に改め、同条第五号中「第十九条第四項」を「第十九条第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改める。

第五条第一項及び第二項中「基準財政需要額及び基準財

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（一六六）

政収入額に関する資料」の下に「、特別交付金の額の算定に用いる資料」を加え、同条第五項中「以下同じ。」を「以下「関係行政機関」という。」に改める。

第六条の見出しを「（交付金の種類及び総額の決定）」に改め、同条第一項中「交付金」を「普通交付金」に改め、同項を同条第二項とし、同条第二項中「第五条」を「前条」に、「第七条」を「次条」に改め、同項を同条第四項とし、以下二項ずつ繰り下げ、同条に第三項として次の一項を加える。

- 3 毎年度分として交付すべき特別交付金の総額は、普通交付金の総額の九十二分の八に相当する額とする。

第六条に第一項として次の一項を加える。
交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。
第十条の見出しを「（普通交付金の額の算定）」に改め、同条第一項及び第二項中「交付金」を「普通交付金」に改め、同条第三項及び第四項中「交付金の額」を「普通交付金の額」に改める。

第十二条の見出しを「（測定単位及び単位費用）」に改め、同条第一項中「経費の測定単位」の下に「及び測定単位ごとの単位費用」を加え、同項中「中欄」を「経費の種類の中欄」に、「その下欄」を「その測定単位の欄及び単位費用の欄」に改

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（一六六）
 め、同項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費	用
一 土木費	1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	四二、七〇七	〇〇
	2 橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	一一二	四八
	3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	一九四	三
	4 港湾費	港湾における船舶の出入とん数	一とんにつき	六二	〇
	5 その他の土木費	人口	一人につき	一四〇	二
二 教育費	1 小学校費	児童数	一人につき	一、九〇四	〇〇
	2 中学校費	生徒数	一人につき	二、六五三	〇〇

道府県

道府県	経費の種類	測定単位	単位	費	用
三 厚生労働費	3 高等学校費	学校数	一校につき	一三二、六六三	〇〇
	4 その他の教育費	生徒数	一人につき	二五〇、三四二	〇〇
	1 社会福祉費	人口	一人につき	六、八〇八	〇〇
	2 衛生費	人口	一人につき	五、一八六	〇〇
四 産業経済費	1 農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	一一六	八七
	2 林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき	九三	〇〇
	3 水産行政費	水産業の従業者数	一人につき	七五	六〇
	4 商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二、八九〇	〇〇
	5 戦災復興費	戦争に因る被災地の面積	一坪につき	五八〇	〇〇

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（一六六）

六 その他の行政費		道府県税の税額	千円につき	五八五五
1 徴税費		人口	一人につき	一三一七〇
2 その他の諸費		災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
七 公債費				
一 警察消防費				
1 警察費		人口	一人につき	二四一六八
2 消防費		人口	一人につき	一三五四三
二 土木費				
1 道路費		道路の面積	一平方メートルにつき	四五五
2 橋りょう費		橋りょうの面積	一平方メートルにつき	六九六〇
3 港湾費		港湾における船舶の出入とん数	一とんにつき	六二〇
4 都市計画費		都市計画区域における人口	一人につき	一六一四
5 その他の土木費		人口	一人につき	五七三
		面積	一平方キロメートルにつき	四二、四六一〇〇

市町村

三 教育費				
1 小学校費		児童数	一人につき	六九四〇〇
		学級数	一学級につき	二三、一二九〇〇
2 中学校費		学校数	一校につき	七八、四六五〇〇
		生徒数	一人につき	九五九〇〇
		学級数	一学級につき	三一、九五七〇〇
		学校数	一校につき	一一八、〇六五〇〇
3 高等学校費		生徒数	一人につき	六、八〇八〇〇
4 その他の教育費		人口	一人につき	五七七九
四 厚生労働費				
1 社会福祉費		人口	一人につき	九二六五
2 衛生費		人口	一人につき	九七〇〇
3 労働費		失業者数	一人につき	三、二五〇〇〇
5 産業経済費		人口	一人につき	一一〇〇〇
六 戦災復興費		戦争に因る被災地の面積	一坪につき	七〇〇
七 その他の行政費				

1 徴税費	市町村税の税額	千円につき	八七六一
2 戸籍事務費	本籍人口	一人につき	一四四二
3 その他の諸費	人口	一人につき	三三二九〇
八 公債費	災害復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五

第十二条第二項中「規則」を「この法律」に改め、同条に次の一項を加える。

3 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由に因つて第一項の単位費用を変更する必要がある場合においては、国会の閉会中であるときに限り、規則で同項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。
第十三条を次のように改める。

（測定単位の数値の補正）

第十三条 面積、高等学校の生徒数、道府県税又は市町村税の税額その他の測定単位で、そのうちに種別があり、且つ、その種別ごとに単位当りの費用に差があるものに

ついては、この法律で定める方法により、その種別ごとの単位当りの費用の差に依り当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前条第二項及び前項の規定によつて算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき左の各号に掲げる事項を基礎としてこの法律で定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。
一 人口、小学校の児童数その他測定単位の数値の多少による段階
二 人口密度、自動車一台当りの道路の延長、工場事業場一所当りの工場事業場労働者数、納税義務者又は特別徴収義務者一人当りの税額その他これらに類するもの

三 測定単位の数値の帰属する市町村の態容
四 寒冷度及び積雪度
第十四条を削り、第十五条第一項中「規則」を「この法律」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別交付金の額の算定）

第十五条 特別交付金は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては補そ、いされなかつた特別の財政需要があること、前条の規定によつて算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付金の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることに因り、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の割一性のために生ずる

基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付金の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、規則で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。
2 委員会は、特別交付金の額を遅くとも毎年二月末日までに決定しなければならない。但し、交付金の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、二月末日以後において、特別交付金の額を決定し、又は既に決定した特別交付金の額を変更することができる。
3 委員会は、前項の規定により特別交付金の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。
第十六条第一項中「地方団体の種類ごとに、」を削り、同項中「中欄」を「上欄」に改め、同項の表を次のように改める。

交付時期	交付時期	ごと	に	交付すべ	き	額	
四月及び六月	前年度の当該地方団体に対する普通交付金の額の総額に對する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額	と	に	交付す	べ	き	額

九月及び十一月	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付金の額を控除した残額のそれぞれ二分の一に相当する額
二 月	特別交付金の全額

第十七条の次に次の一条を加える。

（国税に関する書類の閲覧又は記録）

第十七条の二 都道府県知事が前条第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付金の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の基準財政収入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

第十八条第一項中「第十条第四項」の下に「又は第十五条第三項」を加える。

第十九条第一項中「交付金」を「普通交付金」に改め、同条第二項中「交付金の算定」を「普通交付金の算定」に、「交付金の額」を「普通交付金の額」に改め、同条第三項中「これを減額し、又は」を「、当該事実を発見した年度若しくはその

翌年度において当該地方団体に交付すべき交付金の額からこれを減額し、又はその減額すべき額が交付すべき交付金の額をこえるときはこれを」に改める。

第二十条第一項中「第十条第三項及び第四項」の下に「、第十五条第二項及び第三項」を加え、同条第二項中「第十条第三項、」の下に「第十五条第二項、」を加える。

第二十條の次に次の二條を加える。

（関係行政機関の勧告等）

第二十条の二 関係行政機関は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つていゝるために、その地方行政の水準を低下させていると認められる場合においては、当該地方団体に対し、これを備へべき旨の勧告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の勧告をしようとする場合においては、あらかじめ委員会に通知しなければならない。

額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付金の総額に算入する。

附則第二項から第九項までを削り、附則第十項を附則第二項とし、以下八項ずつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年年度の地方財政平衡交付金から適用する。

2 改正後の地方財政平衡交付金法第十二条第一項の表道府県の項中

「1 社会福祉費一人人口一人につき 一二六一八七」とあるのは、当分の間、「1 社会福祉費 人口 児童福祉施設被生活保護者

入所者数 一人につき 五六一八五」と、「2 衛生費一人人口一人につき 九三〇〇〇」とあるのは、

昭和二十七年年度に限り、「2 衛生費 人口 保健所数 一人につき 六六〇〇〇」と読み替え、同条同

項の表市町村の項中「社会福祉費一人人口一人につき 六〇三

3 地方団体が第一項の勧告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、委員会に対し、当該地方団体に対し交付すべき交付金の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 委員会は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付金の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部を返還させなければならぬ。第十九条第四項から第六項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付金の額は、当該行政につき法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備へることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

（減額した交付金の額の措置）

第二十条の三 第十九条第三項若しくは前条第四項又は地方財政法第二十六条の規定により、交付すべき交付金の

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律（一六六）

信用金庫法施行法の一部を改正する法律 (一六七) 律 (一六八)

- 九二二六五」とあるのは、当分の間、「1 社会福祉
費 人口 一人につき 一〇三七
児童福祉施設入所者数 一人につき 二九八一
被生活保護者数 一人につき 二九八一
三六」と、「2 衛生費一人口一人につき 九七
〇〇」とあるのは、昭和二十七年に限り、「2 衛生費
人口 一人につき 九七〇〇〇
保健所数 一人につき 五、一八一〇〇〇〇〇〇」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の地方財政平衡交付金法第十二条第二項、第十三条及び第十四条第一項中「この法律」とあるのは、昭和二十七年及び昭和二十八年に限り、「規則」と読み替えるものとする。

信用金庫法施行法の一部を改正する法律

(昭和二十七年六月三日 法律第百六十七号)

文部省設置法の一部を改正する法律

六〇四

信用金庫法施行法(昭和二十六年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。
第三条中「二年間」を「二年間」に改める。
第四条第四項中「二年」を「三年」に改める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

文部省設置法の一部を改正する法律

(昭和二十七年六月六日 法律第百六十八号)

文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二節 国立の学校その他の機関(第十三条―第二十四条)」を「第二節 国立の学校その他の機関(第十三条―第二十四条の二)」に改める。
第七条第二項第六号を削り、同項第一号の二を次のように改める。

を加え、

教育職員免許等審議会	教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議し、及び教育検定に関する事務をつかさどること。
教育職員養成審議会	教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議すること。
著作権審査会	文部大臣の諮問に依りて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額について調査審議すること。
著作権審議会	文部大臣の諮問に依りて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第

- 一の二 国内におけるユネスコ活動に関する予算案を準備し、及びこの活動に関する法人の設立の認可について、管理局に対し、勧告すること。
- 第十三条中「文部大臣の所轄の下に、」を「第二十四条及び第二十四条の二に規定するもののほか、文部大臣の所轄の下に、」に、「国立科学博物館」を「国立科学博物館」に改める。
- 第十四条第一項中「国立科学博物館、」を「国立科学博物館、国立近代美術館、」に改める。
- 第十八条の次に次の一条を加える。
(国立近代美術館)
- 第十八条の二 国立近代美術館は、近代美術に関する作品その他の資料を収集、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。
- 2 国立近代美術館は、東京都に置く。
- 3 国立近代美術館の内部組織は、文部省令で定める。
- 第二十四条第一項本文中「第十三条に掲げるものほか、」を削り、同項の表中教職員適格審査会、教職員適格再審査会及び通信教育審議会の項を削り、社会教育審議会の項中「労働者教育」の下に「社会教育としての通信教育」

文部省設置法の一部を改正する法律 (一六八)

六〇五

六十七号) 第三条第一項の規定による著作物使用料規程の認可について調査審議すること。

改め、同条を第二十四条の二とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(中央教育審議会)

- 第二十四条 本省に中央教育審議会を置く。
- 2 中央教育審議会は、文部大臣の諮問に応じて教育に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。
- 3 中央教育審議会は、人格が高潔で、教育に関し広く且つ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織する。
- 4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央教育審議会に臨時委員を置くことができる。
- 5 専門の事項を調査するため必要があるときは、中央教育審議会に専門委員を置くことができる。
- 6 前四項に定めるもののほか、中央教育審議会の内部組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で

定める。

附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項とし、附則第九項中「当分の間、」の下に「高等学校の職業に関する教科の教科用図書及び」を加え、同項を附則第八項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第七条第二項第一号の二の改正規定は、ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第二百七号)の施行の日から施行する。
- 2 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第五十一条第三項中「通信教育審議会」を「社会教育審議会」に改める。
第五十三条を次のように改める。
第五十三条 削除
- 3 著作権法の一部を次のように改正する。
第三十六条ノ三を次のように改める。
第三十六条ノ三 主務大臣ハ第二十二條ノ五第二項又ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル償金ノ額ヲ定メントス

ルトキハ著作権審議会ニ諮問スベシ

- 4 著作権に関する仲介業務に関する法律の一部を次のように改正する。
第三条第四項中「著作権審査会」を「著作権審議会」に改める。
- 5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中教育刷新審議会の項を削る。
- 6 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表文部省の項中「六二、五八八人」を「六二、六二一人」に、「四四六人」を「四五一人」に、「六三、〇三四人」を「六三、〇七二人」に、同表合計の項中「八四一、六六七人」を「八四一、七〇五人」に改める。

道路整備特別措置法

(昭和二十七年六月六日
法律第六十九号)

(この法律の目的)

道路整備特別措置法 (一六九)

第一条 この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路を新設し、又は改築する場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(大正八年法律第五十八号)第一条に規定する道路をいい、同法第二条に規定する道路の附属物を含むものとする。

2 この法律において「料金」とは、建設大臣又は道路の管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいふ。

(料金を徴収することができる道路の新設又は改築)

第三条 建設大臣は、道路が左の各号に規定する条件に該当する場合に限り、道路法第二十条第二項の規定にかかわらず、自ら当該道路を新設し、又は改築(舗装を含む。以下同じ。)して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。

二 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと

と。

三 当該道路の新設又は改築に要する費用が償還を要するものであること。

2 料金の額は、当該道路の通行又は利用に因り通常受ける利益の限度をこえないものでなければならぬ。

3 前項に規定するものの外、同項の料金の額の基準は、政令で定める。

4 建設大臣は、第一項の規定により徴収する料金を決定し、又は変更しようとする場合においては、その料金につき、あらかじめ、運輸大臣の意見を聞かなければならぬ。

5 建設大臣は、料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、官報でその額及び徴収期間を告示しなければならぬ。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとする場合においても、同様とする。

(管理者の意見の聴取)

第四條 建設大臣は、前条第一項の規定により道路を新設し、又は改築しようとする場合においては、あらかじめ、当該道路の管理者の意見を聞かなければならぬ。

2 前項の規定により道路の管理者が意見を提出しようとする場合においても、同様とする。

り、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 第三条第二項、第三項及び前条の規定は、前項の規定による料金について準用する。

3 道路の管理者は、第一項の規定による許可を受けようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会に諮問した上、設計図その他必要な図面を添附して、左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 工事方法

二 工事予算及び資金の貸付希望額

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算明細

五 料金

六 料金徴収期間

七 元利償還年次計画

4 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の

する場合においては、その統轄する地方公共団体の議会に諮問しなければならない。

(料金徴収の対象)

第五條 第三条第一項の規定による料金は、同項の規定により新設し、又は改築した道路を通行し、又は利用する道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第二条第四項に規定する諸車及び無軌条電車から徴収する。但し、同法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 渡船場、道路用エレベーターその他政令で定める施設については、前項本文の規定にかかわらず、当該施設を利用する人からも第三条第一項の規定による料金を徴収することができる。

(料金を徴収することができる道路の新設又は改築の許可)

第六條 道路の管理者(都道府県知事及び市長である場合に限る。以下本条、第七条及び第十条において同じ。)

は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、且つ、当該道路が第三条第一項第一号及び第二号に規定する条件に該当する場合に限

許可を与えることができる。

5 道路の管理者は、第三項第一号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会に諮問した上、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 道路の管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会に諮問した上、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

7 建設大臣は、第一項又は第五項の規定による許可をしようとする場合においては、第三項第五号の料金に係る部分については、あらかじめ、運輸大臣の意見を聞かなければならない。

8 第三条第五項の規定は、道路の管理者が料金を徴収しようとする場合及び当該料金の額又は徴収期間を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「官報」とあるのは、「道路の管理者である都道府県知事又は市長の定める方法」と読み替えるものとする。

(資金の貸付)

第七条 建設大臣は、大蔵大臣と協議の上、昭和二十七年
度以降三年間を限り、前条第一項の規定により許可を受
けた道路の管理者の統轄する地方公共団体に對し、その
申請に基き、当該道路の新設又は改築に要する費用に充
てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

(貸付の条件)

第八条 前条の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」
という。)の利率、償還期限及び据置期間は、政令で定め
る。

2 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。
但し、資金の貸付を受けた地方公共団体は、貸付金につ
いていつでも繰上償還をすることができる。

3 建設大臣は、左の各号の一に該当する場合において
は、前項の規定にかかわらず、貸付を受けた地方公共団
体に對し、貸付金につき一時償還を請求することができる。

一 貸付を受けた地方公共団体が償還金の支払を怠つた
とき。

二 貸付を受けた地方公共団体が貸付金を貸付の目的以
外の目的に使用したとき。

べきことを命ずることができる。

3 許可を受けた道路の管理者は、第一項後段の規定によ
る検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始
してはならない。

(維持修繕費の補助)

第十一条 建設大臣は、第三条第一項の規定により新設
し、又は改築した道路の管理者の統轄する地方公共団体
に對し、当該道路の料金徴収期間内における維持修繕費
に對して、予算の定めるところにより、補助することが
できる。

(権限の代行)

第十二条 建設大臣は、第三条第一項の規定による権限を
当該道路の管理者に代行させることができる。

(道路法の適用)

第十三条 この法律による道路の新設、改築その他の管理
については、この法律に定めるものを除く外、道路法
(第三十三条第三項及び第三十五条第一項を除く。)の規
定の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月

特定道路整備事業特別会計法 (一七〇)

4 建設大臣は、貸付を受けた地方公共団体が災害その他
の特別の事由に因り、元利金の支払が著しく困難となつ
た場合においては、その申請に基き、貸付の条件又は元
利金の支払方法を変更することができる。

(報告及び検査)

第九条 建設大臣は、貸付の目的を最もよく達成するため
に必要な物件を検査させることができる。

(許可を受けた者の義務)

第十条 第六条第一項の規定により許可を受けた道路の管
理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところ
により、建設大臣の検査を受けなければならない。工事
が完了した場合においても、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定による検査の結果当該道路の
構造が第六条第一項の許可を受けた工事方法に適合しな
いと認める場合においては、道路の管理者に對し、当該
道路の構造が同項の許可を受けた工事方法に適合するこ
とになるように工事方法の変更その他必要な措置をとる

一日から適用する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を
次のように改正する。

第三条第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 特定道路整備事業特別会計の經理を行うこ
と。

十三の三 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第
百六十九号)第三条第一項の規定により料金を徴収
すること。

第四条第七項中「前条第十三号、第十五号及び第十六
号」を「前条第十三号から第十三号の三まで、第十五号及
び第十六号」に改める。

特定道路整備事業特別会計

法 (昭和二十七年六月六日
法律第百七十号)

(設置)

第一条 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第百六十
九号。以下「法」という。)に基き国が直轄で施行する道路

(法第三条第一項の規定により法第二条第二項に規定する料金を徴取することができる同条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)の整備事業及び法第七条の規定による地方公共団体に対する資金の貸付等に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、建設大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、第十一条の規定による借入金、法第三条第一項の規定により徴収する料金、法第七条の規定による地方公共団体に対する貸付金(以下「貸付金」という。)の償還金及び利子並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、道路の新設及び改築(舗装を含む。以下同じ。)に必要な費用、貸付金、第十一条の規定による借入金の償還金及び利子、法第十一条の規定による補助金、事務取扱費並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

ればならない。

(損益の処理)

第七条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

3 前二項に規定する損益計算の方法は、政令で定める。

(剰余金の繰入)

第八条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第九条 建設大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

特定道路整備事業特別会計法 (一七〇)

第四条 建設大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前年度及び当該年度の直轄道路整備事業及び地方公共団体に対する貸付の計画表

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第四条第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添附しな

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(借入金)

第十一条 この会計においては、道路の新設及び改築に必要な費用、当該新設及び改築に関する事務取扱費並びに貸付金の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、資金運用部から借入金をすることができ、当該借入金のうち、貸付金の財源に充てるための借入金以外のものの利子の支出に必要な財源についても、同様とする。

(余裕金の預託)

第十二条 この会計において支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(借入金の借入及び償還の事務)

第十三条 第十一条の規定により借入金の借入及び償還に關する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 第十一条の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十五条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(資産の計理)

第十六条 道路の新設及び改築に必要な費用並びに当該新

設及び改築に關する事務取扱費並びにこれらの経費の財源に充てるための第十一条の規定による借入金の利子で支出済のもの(以下「建設費用」という。)並びに貸付金、未収金及び現金は、この会計の資産として整理しなければならない。

2 前項の資産のうち建設費用の価額については、建設大臣の定めるところにより、毎会計年度、減額して整理するものとする。

3 前項の規定による減額の基準については、建設大臣が大蔵大臣と協議して定める。

4 第一項の資産の価額の算定方法その他資産の計理について必要な事項は、政令で定める。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、法施行の日から施行する。

港湾法の一部を改正する法

律 (昭和二十七年六月七日 法律第七十一号)

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十三条の規定により指定され、若しくは設立された地方公共団体」を「第三十三条の規定による地方公共団体」に改める。

第四条第六項に次の但書を加える。

但し、港域法の港の区域の定のある港湾について、経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域を定めるために港域法の港の区域をこえることがやむをえないときは、当該港の区域をこえて認可することができる。

第十一条中「第七十一条から第八十条まで」を「第七十二条から第八十条まで」に改める。

第十六条第二項を次のように改める。

2 港務局を組織する地方公共団体の数が三をこえるものに置かれる委員会にあつては、前項の規定にかかわらず、十一人に達するまで委員の数を増加することができる。

港湾法の一部を改正する法律 (一七一)

る。

第十六条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する委員の定数は、次条第一項第二号但書の規定による委員の数の倍数をこえるものでなければならない。

第十七条第一項第二号但書を次のように改める。

但し、港務局を組織する地方公共団体のそれぞれの議会在が推薦した議員の中から、一地方公共団体について一人の委員を限り、委員を任命する場合は、この限りでない。

第三十七条第一項中「港湾区域(その区域外百メートル以内の区域を含む。)内」を「港湾区域内において又は港湾区域外百メートル以内の地域であつて港務管理者の長が指定した地域」に、「水域の一部」を「水域若しくは地域の一定した地域」に、「与えるものでない限り、許可しなければならぬ。」を「与えるものであるときは、許可をしない。」に改め、同条第四項中「港務管理者は、」を、「港務管理者の長は、公有水面に係る」に、「港務施設」を、「水域施設、外かく施設若しくはけい留施設」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の水域占用料又は土砂採取料は、当該港灣管理者の収入に帰属するものとする。
第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十七条の二 港灣管理者の長は、左の各号の一に該当する者に対して、前条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した施設につきその改築、移転、撤去若しくは原状の回復を命ずることができる。

一 前条の規定による許可に附した条件に違反した者
二 詐欺その他不正な手段により前条の許可を受けた者
第四十三条の三の次に次の一条を加える。

(受益者の負担)

第四十三条の四 港灣工事によつて著しく利益を受ける者があるときは、港灣管理者は、その者に、その利益を受ける限度において、その港灣工事の費用の一部を負担させることができる。

附則に次の二項を加える。

8 昭和二十七年年度において、関係地方公共団体がする港灣工事の費用について、国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、港灣管理者が設立され、且

つ、港灣管理者においてその港灣工事を行うべきときは、国は、昭和二十八年三月三十一日までは、第四十二条又は第四十三条の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港灣管理者のする港灣工事の費用について、負担し、又は補助するものとする。

9 昭和二十七年年度において、運輸大臣が自らする港灣工事の費用について、国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において、港灣管理者が設立され、且つ、運輸大臣が、当該港灣管理者との協議により、引き続き当該港灣工事を自らするときは、国又は当該港灣管理者は、昭和二十八年三月三十一日までは、第五十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、運輸大臣のする港灣工事の費用について、負担するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

会社更生法

(昭和二十七年六月七日法律第七十二号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第二十九条)
- 第二章 更生手続の開始(第三十条—第九十五条)
- 第三章 管財人(第九十四条—第一百一条)
- 第四章 更生債権者、更生担保権者及び株主(第一百二条—第六十三条)
- 第五章 関係人集会(第六十四条—第七十三条)
- 第六章 更生手続開始後の手続(第七十四条—第二百十条)
- 第七章 更生計画の条項(第二十一条—第二百三十一条)
- 第八章 更生計画の認否及び遂行(第二百三十二条—第二百七十二条)
- 第九章 更生手続の廃止(第二百七十三条—第二百八十四条)
- 第十章 報酬及び報償金(第二百八十五条—第二百八十九条)
- 第十一章 罰則(第二百九十条—第二百九十五条)

会社更生法 (一七二)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、窮境にあるが再建の見込のある株式会社(以下「会社」という。)について、債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ、その事業の維持更生を図ることを目的とする。

(更生手続の効力発生の時)

第二条 更生手続は、その開始決定の時から、効力を生ずる。

(外国人の地位)

第三条 外国人又は外国法人は、会社の更生に關し日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

(属地主義)

第四条 日本国内で開始した更生手続は、日本国内にある会社の財産についてのみ、効力を有する。

2 外国で開始した更生手続は、日本国内にある財産については、効力を有しない。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるも

のとみなす。

(時効の中断)

第五条 更生手続参加は、時効中断の効力を生ずる。但し、更生債権者又は更生担保権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、この限りでない。

(更生事件の管轄)

第六条 更生事件は、会社の本店の所在地、外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(更生事件の移送)

第七条 前条の裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、更生事件を会社の他の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(民事訴訟法の準用)

第八条 更生手続に関しては、この法律に特別の規定がないときは、民事訴訟法を準用する。

(任意的口頭弁論及び職権調査)

第九条 更生手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないです

ることができる。

2 裁判所は、職権で、更生事件に関して必要な調査をすることができる。

(裁判の職権送達)

第十条 更生手続に関する裁判は、職権で送達しなければならない。

(抗告)

第十一条 更生手続に関する裁判に対しては、この法律に特別の規定がある場合に限り、その裁判につき利害関係を有する者は、即時抗告をすることができる。その期間は、裁判の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して二週間とする。

(公告)

第十二条 この法律の規定によつてする公告は、官報及び裁判所の指定する新聞紙に掲載してする。

2 公告は、最終の掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(掲示による公告)

第十三条 会社の債務が二千万円以下である場合には、公告は、前条第一項の規定にかかわらず、新聞紙上の掲載

3 前二項の規定によつて書類を郵便に付して発送した場
合においては、その郵便物が通常到達すべきであつた場
合に、送達があつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の場合においては、裁判所書記官
は、書面を作り、これに送達を受けるべき者の氏名、あ
て先及び発送の年月日時を記載して署名押印しなければ
ならない。

(公告及び送達をする場合)

第十五条 この法律の規定によつて公告及び送達をしな
ければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱によ
る郵便に付してすることができる。

2 前項の場合には、公告は、一切の関係人に対する送達
の効力を有する。

3 前条第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

(送達に代る公告)

第十六条 この法律の規定によつて送達を受けべき者の
住所、居所その他送達をすべき場所を知ることが困難で
ある場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達
に代えることを命ずることができる。

(更生手続開始の登記の嘱託)

2 前項の規定は、会社が無記名式の社債券又は株券を
行している場合には、適用しない。

(社債権者等に対する送達)

第十四条 この法律の規定によつてする会社の社債権者又
は株主に対する送達は、社債権者又は株主からこの法律
の規定による住所の届出があるときは、その住所、届出
がないときは、社債原簿若しくは株主名簿に記載した住
所又はその者が会社に通知した住所であつて、書類を通
常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 登記した担保権を有する更生担保権者に対する送達
は、その更生担保権者からこの法律の規定による住所の
届出があるときは、その住所、届出がないときは、登記
簿に記載した住所であつて、書類を通常の取扱による郵
便に付してすることができる。

第十七条 更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を会社の本店及び支店（外国に本店があるときは、日本における営業所）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、管財人の氏名又は名称をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合及び更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に会社又は新会社について登記すべき事項が生じた場合に準用する。

第十八条 会社財産に属する権利で登記したものであることを知つたときは、裁判所は、職権で遅滞なく、嘱託書に更生手続開始決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に登記のある権利の得喪又は変更が生じた場合に準用する。但し、会社、更生債権者、更生担保権者、株主及び新会社以外の者を権利者とする登記については、この限りでない。

(更生手続に関する他の登記への準用)

第十九条 第十七条第一項及び前条第一項の規定は、更生手続開始決定取消、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合及び更生計画認可又は更生手続終了の決定があつた場合に準用する。

(登記所の職務)

第二十条 登記所は、前三条の規定による登記の嘱託を受けたときは、遅滞なく、その登記をしなければならない。

2 登記所は、更生手続開始の登記をする場合において、会社について和議開始、整理開始又は特別清算開始の登記があるときは、職権で、その登記をまつ、消ししなければならない。

3 登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつてまつ、消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

4 前二項の規定は、更生計画認可又はその取消の登記をする場合に、破産の登記について準用する。

(否認の登記)

第二十一条 登記の原因である行為が否認されたときは、

管財人は、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、また同様である。

2 第十九条の規定は、前項の場合に準用する。

(登録への準用)

第二十二条 前四条の規定は、会社財産に属する権利で登録したものに準用する。

(破産手続への移行)

第二十三条 破産宣告前の会社について更生手続開始申立棄却、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合において、会社に破産の原因たる事実があると認めるときは、裁判所は、職権で、破産法（大正十一年法律第七十一号）に従い、破産の宣告をすることができる。

2 前項の場合においては、第十九条の規定による登記又は前条において準用する第十九条の規定による登録の嘱託は、破産の登記又は登録の嘱託とともにしなければならない。

第二十四条 前条第一項の規定により破産の宣告があつたときは、破産法第一編の適用については、更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続におけるその手続開始の命令若しくは和

議手続における和議開始の申立又は詐欺破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準ずべき者の行為は、その前に支払の停止又は破産の申立がないときは、これを支払の停止又は破産の申立とみなし、共益債権は、財団債権とする。

第二十五条 破産宣告後の会社について更生手続開始申立棄却、第二百七十三条若しくは第二百七十四条の規定による更生手続廃止又は更生計画不認可の決定の確定によつて破産手続が續行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

第二十六条 破産宣告後の会社について更生計画認可の決定により破産手続が効力を失つた後第二百七十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した場合においては、裁判所は、職権で、破産の宣告をしなければならない。

2 前項の場合においては、破産法第一編の適用については、更生計画認可の決定によつて効力を失つた破産手続における破産の申立の時に破産の申立があつたものとみなし、共益債権は、財団債権とする。

3 第二十三条第二項の規定は、第一項の場合に準用す

る。

(和議手続への移行)

第二十七条 第二十三条第一項に掲げる決定をした場合において、相当と認めるときは、裁判所は、その決定の確定前においても和議の申立をすることを認可することができる。

2 裁判所が前項の認可をしたときは、和議法(大正十一年法律第七十二号)に従つて和議手続をしなければならぬ。

第二十八条 更生手続開始の決定によつて和議手続が効力を失つた後、前条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第十条(支払停止等の擬制)及び第三十三条(和議債権者の否認権)の規定の適用については、その効力を失つた和議手続における和議開始の申立の時に和議開始の申立があつたものとみなす。

2 前条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第五十六条(和議のために生じた債権等の弁済)の規定の適用については、共益債権は、和議のために生じた債権又は和議手続の費用とみなす。

三十二年法律第四十八号(第三百四十三条(定款変更の決議方法)に定める決議によらなければならない。

(申立書)

第三十二条 更生手続開始の申立は、書面で行わなければならない。

- 2 申立書には、左の事項を記載しなければならない。
 - 一 申立人及び法定代理人の氏名及び住所
 - 二 会社の商号、本店の所在場所、代表者の氏名並びに外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在場所及び日本における代表者の氏名
 - 三 申立の趣旨
 - 四 更生手続開始の原因たる事実
 - 五 会社の目的及び業務の状況
 - 六 会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況
 - 七 会社財産に関してされている他の手続又は処分で申立人に知られているもの
 - 八 更生計画に関して申立人の意見があるときは、その意見
- 3 申立書には、前項に掲げる事項の外、債権者が申立を

会社更生法 (一七二)

す。

(破産等の申立義務と更生手続開始の申立)

第二十九条 他の法律によつて会社の清算人が会社に対して破産又は特別清算開始の申立をしなければならない場合においても、更生手続開始の申立をすることを妨げない。

第二章 更生手続の開始

(手続の開始)

第三十条 事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に対し、更生手続開始の申立をすることができ、会社に破産の原因たる事実の生ずる虞があるときも、また同様である。

2 前項後段の場合においては、資本の十分の一以上に当る債権を有する債権者又は発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主も、また申立をすることができ、

(解散後の会社の申立)

第三十一条 清算若しくは特別清算中の会社又は破産宣告後の会社が更生手続開始の申立をするには、商法(明治

するときはその有する債権の額及び原因、株主が申立をするときはその有する株式の数を記載しなければならない。

(疎明)

第三十三条 更生手続開始の申立をするときは、更生手続開始の原因たる事実を疎明しなければならない。

2 債権者又は株主が前項の申立をするときは、その有する債権の額又は株式の数を疎明しなければならない。(費用の予納)

第三十四条 更生手続開始の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 前項の金額は、裁判所が事件の大小等を考慮して定める。会社以外の者が申立をしたときは、更生手続開始後の費用については、会社財産から支払うことのできる金額をも考慮して定めなければならない。

3 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができ、

(監督行政庁への通知等)

第三十五条 更生手続開始の申立があつたときは、裁判所

は、会社の業務を監督する行政庁、会社の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本条中同じ。）の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準すべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁及び第二百二十二条第一項に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見の陳述を求めることができる。

3 前項に掲げる者は、裁判所に対し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

(審尋)

第三十六条 債権者又は株主が更生手続開始の申立をしたときは、裁判所は、会社の代表者（外国に本店があるときは、日本における代表者。以下同じ。）を審尋しなければならない。

(他の手続の中止命令等)

第三十七条 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生手続開始の申立につき決定が

5 時効は、進行しない。
裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

(手続開始の条件)
第三十八条 左の場合においては、裁判所は、更生手続開始の申立を棄却しなければならない。

一 更生手続の費用の予納がないとき。
二 債権者又は株主が更生手続開始の申立をするためにその債権又は株式を取得したとき。

三 破産回避の目的で申立をしたとき。
四 裁判所に破産手続、和議手続、整理手続又は特別清算手続が係属し、その手続によること債権者の一般の利益に適合するとき。

五 更生の見込がないとき。
六 租税債務の履行を回避し、その他租税債務の履行につき利益を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七 その他申立が誠実にされたものでないとき。

(保全処分)
第三十九条 裁判所は、更生手続開始の決定をする前

あるまでの間、破産手続、和議手続、整理手続、特別清算手続、更生債権若しくは更生担保権に基き会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分若しくは競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売手続、会社の財産関係の訴訟手続又は会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているもの手続の中止を命ずることができ。但し、強制執行、仮差押、仮処分又は競売手続については、債権者又は競売申立人に不当の損害を及ぼす虞があるときは、この限りでない。

2 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分又は租税債務担保のため提供された物件の処分の中止を命ずることができる。この場合においては、あらかじめ徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならない。

3 前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたとき、又は中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

4 第二項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、

も、利害関係人の申立により又は職権で、会社の業務及び財産に関し仮差押、仮処分その他必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 前二項の規定による裁判は、決定である。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(調査委員)

第四十条 裁判所は、必要があると認めるときは、一人又は数人の調査委員を選任し、期間を定めて更生手続開始の原因たる事実及び第三十八条第二号から第七号までに掲げる事由の有無、会社の業務及び財産の状況並びに会社の業務及び財産に関する保全処分の要否その他更生手続の開始に必要な事項について調査をさせ、更生手続を開始することが適当であるかどうかにつき意見書を提出させることができる。

2 調査委員は、調査に必要な学識経験のある者で利害関係のないものうちから、選任しなければならない。

(調査委員の調査)
第四十一条 調査委員は、会社の取締役、監査役及び支配

人その他の使用人に対し、会社の業務及び財産の状況につき報告を求め、会社の帳簿、書類、金銭その他の物件を検査することができる。

2 調査委員は、必要があるときは、裁判所の許可を得て鑑定人を選任することができる。

3 調査委員は、調査をするにあたり、裁判所の許可を得て執行吏の援助を求めることができる。

(調査委員の監督等)

第四十二条 調査委員は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、調査委員に対しその選任を証する書面を交付しなければならぬ。

3 調査委員は、その職務を行うにあたり、利害関係人の請求があるときは、前項の書面を示さなければならぬ。

(調査委員の注意義務)

第四十三条 調査委員は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならない。

2 調査委員が前項の注意を怠つたときは、その調査委員は、利害関係人に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

(調査委員の解任)

第四十四条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、調査委員を解任することができる。この場合においては、その調査委員を審尋しななければならない。

(開始決定書)

第四十五条 更生手続開始の決定書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

(開始と同時に定めるべき事項)

第四十六条 裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の管財人を選任し、且つ、左の事項を定めなければならない。

一 更生債権、更生担保権及び株式の届出期間。但し、その期間は、決定の日から二週間以上四月以下でなければならない。

二 第一回の関係人集会の期日。但し、その期日は、決定の日から二月内で行われなければならない。

三 更生債権及び更生担保権調査の期日。但し、その期日と届出期間の末日との間には、一週間以上二月以下の期間を存しなければならない。

財産に生じた損害を賠償しなければならない。

(開始の通知)

第四十八条 前条第一項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

2 前項の規定は、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。

(書類の備置)

第四十九条 更生手続開始の申立に関する書類並びに調査委員の調査書類及び意見書は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かななければならない。

(抗告)

第五十条 更生手続開始の申立についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第三十七条の規定は、更生手続開始申立棄却の決定に対して即時抗告があつた場合に準用する。

(開始決定の取消)

第五十一条 更生手続開始決定取消の決定が確定したときは、直ちにその主文を公告しなければならない。

2 第四十七条第二項及び第四十八条第一項の規定は、前

(開始の公告及び送達)

第四十七条 裁判所が更生手続開始の決定をしたときは、直ちに左の事項を公告しなければならない。

一 更生手続開始決定の主文

二 管財人の氏名又は名称

三 前条の規定により定めた期間及び期日

四 会社の債務者及び会社財産の所持者は、会社に弁済し、又はその財産を交付してはならない旨及び債務を負担すること又はその財産を所持することを一定の期間内に管財人に届け出るべき旨の命令

2 管財人、会社並びに知れている更生債権者、更生担保権者及び株主には、前項に掲げる事項及び調査委員の意見の要旨を記載した書面、調査委員並びに知れている会社の債務者及び会社財産の所持者には、前項に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合に準用する。但し、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更については、公告することを要しない。

4 第一項第四号の届出を怠つた者は、これによつて会社

項の場合に準用する。

3 第一項の場合においては、管財人は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

(開始後の資本の減少等)

第五十二条 更生手続開始後その終了までの間は、更生手続によらなければ、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散、会社の組織の変更若しくは継続又は利益若しくは利息の配当をすることができない。

2 更生手続開始後その終了までの間において、更生手続によらないで会社の定款を変更するには、裁判所の許可を得なければならない。

(開始後の業務及び財産の管理)

第五十三条 更生手続開始の決定があつた場合においては、会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属する。

(裁判所の許可を要する行為)

第五十四条 裁判所は、必要があるときは、管財人が左に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

一 会社財産の処分

二 財産の譲受

三 借財

四 第百三条の規定による契約の解除

五 訴の提起

六 和解及び仲裁契約

七 権利の放棄

八 共益債権及び取戻権の承認

九 その他裁判所の指定する行為

第五十五条 前条の許可を得ないでした行為は、無効とする。但し、善意の第三者に対抗することができない。

(開始後の会社の行為)

第五十六条 会社が更生手続開始後会社財産に関してした法律行為は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 会社が更生手続開始の日にした法律行為は、更生手続開始後にしたものと推定する。

(開始後の権利取得)

第五十七条 更生手続開始後、更生債権又は更生担保権につき会社財産に関し会社の行為によらないで権利を取得

しても、その取得は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 前条第二項の規定は、前項の取得に準用する。

(開始後の登記及び登録)

第五十八条 不動産又は船舶に関し更生手続開始前に生じた登記原因に基き更生手続開始後にされた登記又は不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第二条第一号

(登記の申請に必要な手続上の条件が具備しな)とき)の規定による仮登記は、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。但し、登記権利者が更生手続開始の事実を知らないでした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転又は変更に関する登録又は仮登録に準用する。

(開始後の会社に対する弁済)

第五十九条 更生手続開始後その事実を知らないで会社にした弁済は、更生手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 更生手続開始後その事実を知つて会社にした弁済は、会社財産が受けた利益の限度においてのみ更生手続の関

係においてその効力を主張することができる。

(善意、悪意の推定)

第六十条 前二条の規定の適用については、更生手続開始の公告前においてはその事実を知らなかつたものと推定し、公告後においてはその事実を知つていたものと推定する。

(共有関係)

第六十一条 会社が他人と共同して財産権を有する場合において、更生手続の開始があつたときは、管財人は、分割をしない定があるときでも分割の請求をすることができる。

2 前項の場合においては、他の共有者は、相当の償金を支払つて会社の持分を取得することができる。

(取戻権)

第六十二条 更生手続の開始は、会社に属しない財産を会社から取り戻す権利に影響を及ぼさない。

(売渡担保)

第六十三条 更生手続の開始前会社に財産を譲り渡した者は、担保の目的でしたことを理由としてその財産を取り戻すことができない。

(運送中の売渡物品の取戻)

第六十四条 売主が売買の目的たる物品を買主に発送した場合に、買主がまだ代金の全額を弁済せず、且つ、到達地でその物品を受け取らない間に買主について更生手続の開始があつたときは、売主は、その物品を取り戻すことができる。但し、管財人が裁判所の許可を得て代金の全額を支払つてその物品の引渡を請求することを妨げない。

2 前項の規定は、第三百三条の規定の適用を妨げない。
(問屋の取戻権)

第六十五条 前条第一項の規定は、物品買入の委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合に準用する。

(賠償的取戻権)

第六十六条 会社が更生手続開始前に取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合においては、取戻権者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。管財人が取戻権の目的たる財産を譲り渡した場合も、また同様である。

2 前項の場合において、管財人が反対給付を受けたときは、取戻権者は、管財人が反対給付として受けた財産の

給付を請求することができる。

(他の手続の中止等)

第六十七条 更生手続開始の決定があつたときは、破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立並びに更生債権若しくは更生担保権に基く会社財産に対する強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売は、することができず、破産手続並びに更生債権若しくは更生担保権に基く会社財産に対し既にされている強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、中止し、和議手続、整理手続及び特別清算手続は、その効力を失う。

2 更生手続開始の決定があつたときは、決定の日から更生計画認可若しくは更生手続終了までの間又は決定の日から一年間は、更生債権又は更生担保権に基く会社財産に対する国税徴収法による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分及び租税債務担保のため提供された物件の処分は、することができず、既にされているこれらの処分は、中止する。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、管財人の申立により又は職権で、前項の一年の期間を延長することができる。

(訴訟手続の中断)

第六十八条 更生手続開始の決定があつたときは、会社の財産関係の訴訟手続は、中断する。

(受継)

第六十九条 前条の規定によつて中断した訴訟手続のうち更生債権又は更生担保権に関しないものは、管財人又は相手方においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、会社に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

2 前項の規定による受継があるまでに更生手続が終了したときは、会社は、当該訴訟手続を受継する。

3 第一項の規定による受継があつた後に更生手続が終了したときは、訴訟手続は、中断する。この場合においては、会社は、訴訟手続を受け継がなければならない。

4 前項の場合においては、相手方においても、訴訟手続を受け継ぐことができる。

(行政庁に係属する事件)

第七十条 前二条の規定は、会社の財産関係の事件で更生手続開始当時行政庁に係属するものに準用する。
(移送)

できる。この場合においては、裁判所は、あらかじめ徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。

4 徴収の権限を有する者は、前項の同意をすることができ

5 第二項及び第三項の規定により処分をすることができず、又は処分が中止されている期間中は、時効は、進行しない。

6 裁判所は、更生に支障をきたさないと認めるときは、管財人若しくは第二百二十二条第一項に掲げる請求権につき徴収の権限を有する者の申立により又は職権で、中止した手続又は処分の続行を命ずることができ、更生のため必要があると認めるときは、管財人の申立により又は職権で、担保を供させ、又は供させないで、中止した手続又は処分の取消を命ずることができる。但し、破産手続については、この限りでない。

7 第一項の規定によつて効力を失つた手続のために会社に対して生じた債権及びその手続に関する会社に対する費用請求権並びに前項の規定によつて続行された手続又は処分に関する会社に対する費用請求権は、共益債権とする。

第七十一条 更生裁判所は、更生手続開始当時会社の財産関係の訴訟が他の裁判所に係属するときは、決定でその移送を求めることができる。更生手続開始後他の裁判所に係属するに至つたものについても、また同様である。

2 前項の決定があつたときは、移送を求められた裁判所は、訴訟を更生裁判所に移送しなければならない。

3 前項の移送は、訴訟手続が中断又は中止中でもすることができ。

4 前三項の規定は、上級裁判所に係属する訴訟については、適用しない。

(裁判所の処分)

第七十二条 更生手続開始の決定があつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、管財人の申立により又は職権で、第三十九条に定める処分の外、左の処分をすることができる。

1 発起人、取締役、監査役又は清算人に対する株金払込請求権又はその責任に基づく損害賠償請求権の査定

2 前号の株金払込請求権又は損害賠償請求権につき発起人、取締役、監査役又は清算人の財産に対してする保全処分

2 緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、更生手続開始の決定をする前でも、前項第二号の処分をすることができ。

3 第三十九条第二項及び第三項の規定は、第一項第二号及び前項の規定による処分に準用する。

第七十三条 前条第一項第一号の規定による査定の申立をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならない。

2 裁判所が職権で査定手続を開始する場合においては、その旨の決定をしなければならない。

(査定に関する裁判)

第七十四条 査定の裁判及び査定の申立を棄却する裁判は、理由を附した決定でなければならない。

2 裁判所は、決定前利害関係人を審尋しなければならない。

(異議の訴)

第七十五条 査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴を提起することができる。

2 査定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

3 第一項の訴は、更生裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始することができない。

4 数個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(査定の効力)

第七十六条 前条第一項の期間内に訴の提起がないときは、査定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。訴が却下されたときも、また同様である。

(時効の中断)

第七十七条 査定の申立は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。職権による査定手続の開始も、また同様である。

(否認権)

第七十八条 左に掲げる行為は、更生手続開始後、会社財産のために否認することができる。

一 会社が更生債権者又は更生担保権者(以下本条中「更生債権者等」という。)を害することを知つてした行為。

但し、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時更生債権者等を害する事実を知らなかつたときは、この限りでない。

二 会社が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立(以下本条中「支払の停止等」という。)のあつた後にした更生債権者等を害する行為及び担保の供与又は債務の消滅に関する行為。但し、これによつて利益を受けた者がその行為の当時支払の停止等のあつたこと又は更生債権者等を害する事実を知つていたときに限る。

三 会社が支払の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて、会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に属しないもの。但し、債権者においてその行為の当時会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事実を知らなかつたとき、支払の停止等があつた後の場合は、なお、その事実をも知らなかつたときは、この限りでない。

四 会社が支払の停止等があつた後又はその前六个月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

2 前項の規定は、会社が第二百二十一条第一項第五号及び第二百二十二条第一項に掲げる請求権につき、その徴収の権限を有する者に対してした担保の供与又は債務の消滅に関する行為については、適用しない。

(手形債務支払の場合の例外)

第七十九条 前条第一項の規定は、会社から手形の支払を受けた者がその支払を受けなければ債務者の一人又は数人に対する手形上の権利を失う場合には、適用しない。

2 前項の場合において、最終の償還義務者又は手形の振出を委託した者が振出の当時支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立のあつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人は、これらの者に会社が支払つた金額を償還させることができる。

(権利変動の対抗要件の否認)

第八十条 支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつた後権利の設定、移転又は変更をもつて第三者に対抗するため必要な行為をした場合において、その行為が権利の設定、移転又は変更があつた日から十五日を経過した後悪

意でしたものであるときは、これを否認することができない。但し、登記及び登録については、仮登記又は仮登録があつた後本登記又は本登録をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、権利取得の効力を生ずる登録に準用する。

(執行行為の否認)

第八十一条 否認権は、否認しようとする行為につき、執行力のある債務名義があるとき又はその行為が執行行為に基くものであるときでも、行うことを妨げない。

(否認権の行使)

第八十二条 否認権は、訴、否認の請求又は抗弁によつて、管財人が行う。

2 前項の訴及び否認の請求事件は、更生裁判所の管轄に専属する。

(否認の請求原因の疎明)

第八十三条 否認の請求をするときは、その原因たる事実を疎明しなければならない。

(否認の請求についての裁判)

第八十四条 否認の請求を認容し又はこれを棄却する裁判

は、理由を附した決定でなければならぬ。
2 裁判所は、決定前相手方又は転得者を審尋しなければならぬ。

(異議の訴)

第八十五条 否認の請求を認容する決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に異議の訴を提起することができる。

2 前項の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

第八十六条 否認の請求を認容する決定を認容する判決が確定したときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前条第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、また同様である。

(否認権行使の効果)

第八十七条 否認権の行使は、会社の財産を原状に復させる。

2 第七十八条第一項第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方が行為の当時善意であつたときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

(相手方の地位)

第八十八条 会社の行為が否認された場合において、その

受けた反対給付が会社の財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求し、反対給付によつて生じた利益が現存するときは、その利益の限度において、共益債権者としてその権利を行うことができる。

2 反対給付によつて生じた利益が現存しないときは、相手方は、その価額の償還につき、更生債権者としてその権利を行うことができる。反対給付の価額が現存する利益より大である場合においては、その差額についても、また同様である。

(相手方の債権の復活)

第八十九条 会社の行為が否認された場合において、相手方がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、相手方の債権は、これによつて原状に復する。

(転得者に対する否認権)

第九十条 左に掲げる場合においては、否認権は、転得者に対して、また行使することができる。

一 転得者が転得の当時各その前者に対する否認の原因のあることを知つていたとき。
二 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為によつて転得した場合において、各その前者に対して否

認の原因があるとき。

2 第八十七条第二項の規定は、前項第二号の規定により否認権の行使があつた場合に準用する。

(支払停止を知つたことに基く否認の制限)

第九十一条 更生手続開始の申立の日から一年前にした行為は、支払停止の事実を知つたことを理由として否認することができない。

(否認権行使の期間)

第九十二条 否認権は、更生手続開始の日から二年を経過したときは、行使することができない。行為の日から二十年を経過したときも、また同様である。

(詐害行為取消訴訟等)

第九十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条(詐害行為取消権)の規定により更生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟が更生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 第六十九条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「会社」とあるのは、「更生債権者又は破産管財人」と読み替へるものとする。

第三章 管財人

(選任)

第九十四条 管財人は、その職務を行うに適した者のうちから選任しなければならない。

第九十五条 信託会社、銀行その他の法人は、管財人となることができない。

2 法人が管財人に選任された場合には、その法人は、代表者のうち管財人の職務を行うべき者を指名し、裁判所に届け出なければならぬ。

(当事者適格)

第九十六条 会社の財産関係の訴については、管財人を原告又は被告とする。

(数人の管財人の職務執行)

第九十七条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(管財人代理)

第九十八条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができる。

第九十九条 管財人の任務が終了した場合においては、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

(計算の報告義務)

第一百条 管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができるまで必要な処分をしなければならない。

(任務終了の場合の緊急処分)

第一百一条 第四十一条から第四十四条までの規定は、管財人に準用する。

(調査委員に関する規定の準用)

第二章 更生債権者、更生担保権者及び株主

(更生債権)

第一百二条 会社に対し更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

(双務契約)

(選任)

第九十四条 管財人は、その職務を行うに適した者のうちから選任しなければならない。

第九十五条 信託会社、銀行その他の法人は、管財人となることができない。

2 法人が管財人に選任された場合には、その法人は、代表者のうち管財人の職務を行うべき者を指名し、裁判所に届け出なければならぬ。

(当事者適格)

第九十六条 会社の財産関係の訴については、管財人を原告又は被告とする。

(数人の管財人の職務執行)

第九十七条 管財人が数人あるときは、共同してその職務を行う。但し、裁判所の許可を得て職務を分掌することができる。

2 管財人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(管財人代理)

第九十八条 管財人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で管財人代理を選任することができる。

第九十九条 管財人の任務が終了した場合においては、管財人又はその承継人は、遅滞なく裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 前項の管財人代理の選任は、裁判所の許可を得なければならない。

(計算の報告義務)

第一百条 管財人の任務終了の場合において、急迫の事情があるときは、管財人又はその承継人は、後任の管財人又は会社が財産を管理することができるまで必要な処分をしなければならない。

(任務終了の場合の緊急処分)

第一百一条 第四十一条から第四十四条までの規定は、管財人に準用する。

(調査委員に関する規定の準用)

第二章 更生債権者、更生担保権者及び株主

(更生債権)

第一百二条 会社に対し更生手続開始前の原因に基いて生じた財産上の請求権は、更生債権とする。

(双務契約)

ことができる。

(開始後の手形の引受等)

第二百五条 為替手形の振出人又は裏書人たる会社について更生手続が開始された場合において、支払人又は予備支払人がその事実を知らないで引受又は支払をしたときは、その支払人又は予備支払人は、これによつて生じた債権につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

2 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券に準用する。

3 第六十条の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

(賃貸借契約等)

第二百六条 賃貸人たる会社につき更生手続が開始された場合においては、借賃の前払又は借賃の債権の処分は、更生手続開始の時間における当期及び次期に関するものを除く外、更生手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 前項の規定により更生手続の関係においてその効力を主張することができないために損害を受けた者は、その損害の賠償につき更生債権者としてその権利を行うこと

ができる。

3 前二項の規定は、地上権及び永小作権について準用する。

(交互計算)

第二百七条 交互計算は、当事者の一方に更生手続の開始があつたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権とする。

(会社が他の者とともに全部義務を負う場合)

第二百八条 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

(会社が保証債務を負う場合)

第二百九条 保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。

(将来の求償権)

第二百十條 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人若しくは一人について更生手続が開始されたときは、その者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額につき更生債権者としてその権利を行うことができる。但し、債権者がその債権の全額につき更生債権者としてその権利を行ったときは、この限りでない。

2 前項但書の場合において同項の求償権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者の権利を取得する。

3 前二項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行うことがある求償権について準用する。

(一部の保証の場合)

第二百十一條 第八八條、第九九條及び前条第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について準用する。

(更生債権の弁済の禁止)

第二百十二條 更生債権については、更生手続によらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行

為(免除を除く。)をすることができない。但し、第十二条第一項に掲げる請求権については、その滞納処分若しくは担保物件の処分又はその続行が許される場合、滞納処分による差押を受けた会社の債権(差押の効力の及ぶ債権を含む。)につき当該滞納処分の中止中に第三債務者が徴収の権限を有する者に任意に給付をする場合及び管財人が裁判所の許可を得て弁済をする場合は、この限りでない。

(更生債権者の権利)

第二百十三條 更生債権者は、その有する更生債権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生債権者は、次条から第十八条までに掲げる債権についてはこれらの規定によつて算定した金額に及び、その他の債権については、その債権額に応じて議決権を有する。

(期限附債権で無利息のもの)

第二百十四條 期限附債権が無利息であつてその期限が更生手続開始後に到来すべき場合においては、更生手続開始の時から期限に至るまでの債権に対する法定利息を債権額から控除するものとする。

(定期金債権)

第百十五條 前条の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額をこえるときは、その元本額による。

(不確定期限債権等)

第百十六條 第百十四條の場合において期限が不確定であるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときも、また同様である。

(金銭を目的としない債権等)

第百十七條 債権の目的が金銭でないとき、又は金銭ではないがその額が不確定であるとき、若しくは外国の通貨をもつて定められたものであるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。

(条件附債権及び将来の請求権)

第百十八條 条件附債権は、更生手続開始の時ににおける評価額による。

2 前項の規定は、会社に対して行うことがある将来の請求権に準用する。

(源泉徴収所得税等)

第百十九條 更生債権のうち、源泉徴収に係る所得税、通行税、酒税、物品税、砂糖消費税、揮発油税及び特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前六月間の会社の使用人の給料並びに更生手続開始前の原因に基いて生じた会社の使用人の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

(優先権の期間の計算)

第百二十條 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合においては、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼつて計算する。

(劣後的更生債権)

第百二十一條 左に掲げる請求権は、更生債権とする。

- 一 更生手続開始後の利息
- 二 更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金
- 三 更生手続参加の費用
- 四 前号に掲げるものの外、更生手続開始後の原因に基いて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

五 更生手続開始前の罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料

六 更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において準用する場合を含む。)(通告処分)の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受けた場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないもの

2 前項の請求権は、他の更生債権に後れる。但し、国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権で、同項第六号に掲げるもの以外のものは、この限りでない。

3 第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができない。

(租税等の請求権)

第百二十二條 更生計画において、国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権につき、二年以下の期間の徴収の猶予又は滞納処分の執行の猶予の定をするには、徴収の権限を有する者の意見を聞かなければならず、減免、二年をこえる期間の徴収の猶予又は滞納処分の執行の猶予、債務の承継その他権利に影響を及ぼす定をするには、徴収の権限を有する者の同意を得なければならぬ。

2 徴収の権限を有する者は、前項の同意をすることができぬ。

3 第一項の規定により滞納処分の執行が猶予されている期間中は、時効は、進行しない。

(更生担保権)

第百二十三條 更生債権又は更正手続開始前の原因に基いて生じた会社以外の者に対する財産上の請求権で、更生手続開始当時会社財産の上に存する特別の先取特権、質権、抵当権又は商法による留置権で担保された範囲のもの、更生担保権とする。

2 第百八条から第百十二条までの規定は、更生担保権に

準用する。

(更生担保権者の権利)

第二百二十四条 更生担保権者は、その有する更生担保権をもつて更正手続に参加することができる。

2 更生担保権者は、その債権額のうち担保権の目的の価額(先順位の担保権があるときは、その担保権によつて担保された債権額を担保権の目的の価額から控除した額。以下本条中同じ。)をこえる部分については、更生債権者として更生手続に参加することができる。

3 更生担保権者は、その担保権の目的の価額、被担保債権の額が担保権の目的の価額より少いときは、その被担保債権の額に応じて議決権を有する。

4 第一百三十二条及び第一百四十四条から百八十八条までの規定は、更生担保権者の議決権に準用する。

(更生債権の届出)

第二百五条 更生手続に参加しようとする更生債権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各債権の内容及び原因、議決権の額並びに一般の優先権のある債権又は第二十一条第一項に掲げる債権(以下「劣後的債権」という。)であるときは、その旨を裁判所に届け

出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 各債権のうち一般の優先権のある部分及び劣後的債権に係る部分は、別に届出をしなければならない。

3 更生債権について更生手続開始当時訴訟が係属するときは、第一項に定める事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(更生担保権の届出)

第二十六条 更生手続に参加しようとする更生担保権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 前条第三項の規定は、更生担保権について準用する。

(届出の追完等)

第二十七条 更生債権者又は更生担保権者がその責に帰することのできない事由によつて裁判所の定めた届出期間内に届出をすることができなかつた場合においては、その事由のやんだ後一月内に限り、その届出の追完をす

ることができる。この期間については、民事訴訟法第五十八條第一項(期間の伸縮)の規定は、準用しない。

2 届出期間経過後に生じた更生債権及び更生担保権については、その権利の発生した後一月の不変期間内に、届出をしなければならない。

3 前二項の届出は、更生計画案審理のための関係人集會が終了後は、することができない。

4 第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その責に帰することのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に準用する。

(届出名義の変更)

第二十八条 届出をした更生債権又は更生担保権を取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。

2 前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

(株主の権利)

会社更生法 (一七二)

第二十九条 株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主は、その株式の数に応じて議決権を有する。

3 会社に破産の原因たる事実があるときは、株主は、議決権を有しない。

(株式の届出)

第三十条 更生手続に参加しようとする株主は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数を裁判所に届け出、且つ、株券その他の証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 株主権について、更生手続開始当時訴訟が係属するときは、前項に掲げる事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(追加届出)

第三十一条 裁判所は、相当と認めるときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この場合においては、その旨を公告し、且つ、管財人、会社及び知れている株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなけ

ればならぬ。

(更生債権者表、更生担保権者表及び株主表)

第三百三十二条 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表を作り、権利の性質に依り適宜分類して、それぞれ左の事項を記載しなければならぬ。

更生債権者表

- 一 更生債権者の氏名及び住所
- 二 更生債権の内容及び原因
- 三 議決権の額
- 四 優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その旨

更生担保権者表

- 一 更生担保権者の氏名及び住所
- 二 更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

議決権の額

株主表

- 一 株主の氏名及び住所
- 二 株式の額面無額面の別、種類及び数

又は更生担保権について異議を述べることができる。

3 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならぬ。

(管財人の出頭)

第三百三十七条 更生債権及び更生担保権の調査は、管財人の出頭がなければならぬ。

(届出期間後に届出のあつた更生債権等の調査)

第三百三十八条 第二百二十七条の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、管財人、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がないときに限り、更生債権及び更生担保権調査の一般期日においてその調査をすることができる。届出期間経過後に届出のあつたその他の更生債権及び更生担保権についても、また同様である。

2 前項に掲げる者の異議があつたときは、裁判所は、第二百二十七条の規定により届出のあつた更生債権及び更生担保権については、その調査をするため特別期日を定めなければならない。この場合においては、費用は、その更生債権者又は更生担保権者の負担とする。

(届出事項の変更)

第三百三十九条 前条の規定は、更生債権者又は更生担保権

(謄本の交付)

第三百三十三条 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管財人に交付しなければならない。

(権利届出の書類等の備置)

第三百三十四条 更生債権、更生担保権及び株式の届出に関する書類、更生債権者表、更生担保権者表並びに株主表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならぬ。

(更生債権及び更生担保権調査の期日)

第三百三十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあつた各更生債権及び更生担保権について、第三百三十二条に掲げる事項を調査する。

(関係人の出頭)

第三百三十六条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主又はその代理人は、前項の調査の期日に出頭して他の更生債権

者が届け出た事項について届出期間経過後他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加えた場合に準用する。

(一般期日後に届出の追完をした更生債権等の調査)

第四百十条 第三百三十八条第二項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が第二百二十七条の規定によつて、更生債権及び更生担保権調査の一般期日後に、届け出、又は届け出た事項について変更を加えた場合に準用する。

(更生債権及び更生担保権調査の特別期日)

第四百十一条 更生債権及び更生担保権調査の特別期日を定める決定は、管財人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主に送達しなければならない。

2、前項の送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(期日の変更、延期及び続行)

第四百十二条 前条の規定は、更生債権及び更生担保権調査の期日の変更並びに更生債権及び更生担保権調査の延期及び続行に準用する。但し、言渡があつたときは、送

違をすることを要しない。

(更生債権及び更生担保権等の確定)

第四百十三條 更生債権及び更生担保権調査の期日において管財人、更生債権者、更生担保権者及び株主の異議がなかつたときは、更生債権及び更生担保権の内容、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権については、優先権のあること又は劣後的であることは、確定する。

(更生債権者表及び更生担保権者表への記載)

第四百十四條 裁判所は、更生債権及び更生担保権調査の結果を更生債権者表及び更生担保権者表に記載しなければならぬ。会社の述べた異議も、また同様である。

2 裁判所書記官は、確定した更生債権及び更生担保権の証書に確定の旨を記載し、裁判所の印を押さなければならぬ。

(記載の効力)

第四百十五條 確定した更生債権及び更生担保権については、更生債権者表及び更生担保権者表の記載は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(異議の通知)

第四百十六條 更生債権者又は更生担保権者が更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭しない場合において、その権利について異議があつたときは、裁判所は、これをその権利者に通知しなければならない。

(更生債権又は更生担保権確定の訴)

第四百十七條 異議(会社の異議を除く。)のある更生債権又は更生担保権については、その権利者は、その異議者に対し、訴をもつてその権利の確定を求めることができる。

2 前項の訴は、その権利の調査のあつた日から一月内に提起しなければならない。

3 異議者が数人あるときは、これを共同被告とする。

4 裁判所は、更生債権者又は更生担保権者の請求により、その権利に関する更生債権者表又は更生担保権者表の抄本を交付しなければならない。

(更生債権又は更生担保権確定訴訟の管轄)

第四百十八條 更生債権又は更生担保権確定の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(異議のある更生債権又は更生担保権に関する訴訟の受

継)

第四百十九條 第四百十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権に関し更生手続開始決定当時訴訟が係属する場合において、更生債権者又は更生担保権者とその権利の確定を求めようとするときは、異議者を相手方として訴訟を受け継がなければならない。

2 第四百十七條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

(請求原因の制限)

第五十條 更生債権者又は更生担保権者は、第四百十四條第一項の規定により更生債権者又は更生担保権者表に記載した事項についてのみ、権利確定の訴を提起し、又は前条の規定により訴訟を受け継ぐことができる。

(更生債権者等のみの異議の主張)

第五十一條 第四百十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、更生債権者、更生担保権者又は株主のみに異議のあるものについては、異議者は、訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

2 第四百十七條第二項から第四項まで及び第四百十八條から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(有名義債権等に対する異議の主張)

第五十二條 第四百十七條第一項に掲げる更生債権又は更生担保権のうち、執行力ある債務名義又は終局判決のあるものについては、異議者は、会社がすることのできる訴訟手続によつてのみその異議を主張することができる。

2 第四百十七條第二項から第四項まで、第四百十九條及び第五十條の規定は、前項の場合に準用する。

(記載)

第五十三條 裁判所は、管財人、更生債権者、更生担保権者又は株主の申立により、更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の結果を更生債権者表又は更生担保権者表に記載しなければならない。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の判決の効力)

第五十四條 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者、更生担保権者及び株主の全員に対して、その効力を有する。

(訴訟費用の償還)

第五百五十五条 会社財産が更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟によつて利益を受けたときは、異議を主張した更生債権者、更生担保権者又は株主は、その利益の限度において共益債権者として訴訟費用の償還を請求することができる。

(更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額)

第五百五十六条 更生債権又は更生担保権の確定に関する訴訟の目的の価額は、更生計画によつて受ける利益の予定額を標準として更生裁判所が定める。

(罰金、租税等の届出)

第五百五十七条 第二百一十一条第五号及び第二百二十二条第一項に掲げる請求権については、国又は公共団体は、遅滞なくその額、原因及び担保権の内容を裁判所に届け出なければならぬ。

2 第四百四十四条第一項の規定は、前項の規定によつて届出のあつた請求権に準用する。

(不服の申立の許される場合)

第五百五十八条 管財人は、前条第一項の規定によつて届出のあつた請求権の原因が訴訟、訴訟その他の不服の申立

を許す処分であるときは、その請求権について、会社がすることのできる方法で不服を申し立てることができる。

2 第四百四十九条、第五百三十三条及び第五百四十四条の規定は、前項の不服の申立に準用する。

(更生債権者等の分類)

第五百五十九条 更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生計画案の作成及び決議のために、左の組に分類されるものとする。但し、第二百一十一条第一項第五号及び第二百二十二条第一項に掲げる請求権を有する者は、この限りでない。

一 更生担保権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権のある債権を有する更生債権者

三 前号及び次号に掲げる更生債権者以外の更生債権者

四 劣後的債権を有する更生債権者

五 残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式を有する株主

六 前号に掲げる株主以外の株主

2 裁判所は、前項各号に掲げる者の有する権利の性質及

び利害の関係を考慮して、二以上の組の者を一の組とし、又は一の組の者を二以上の組として分類することができる。但し、更生債権者、更生担保権者及び株主は、それぞれ別の組としなければならない。

3 管財人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、前項の分類につき意見を述べることができる。

4 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも分類を変更することができる。

5 第四百四十一条の規定は、第二項及び前項の規定による決定の送達に準用する。但し、関係人集会又は更生債権及び更生担保権調査の期日において言渡があつたときは、送達をすることを要しない。

(代理委員)

第六十条 更生債権者、更生担保権者又は株主は、裁判所の許可を得て、それぞれ共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

2 代理委員の権限は、書面で証明しなければならない。

3 代理委員は、これを選任した更生債権者、更生担保権

者又は株主のために、更生手続に属する一切の行為をすることができる。

4 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。但し、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

5 代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、裁判所は、第一項の許可を取り消すことができる。

6 更生債権者、更生担保権者又は株主は、代理委員を解任したときは、遅滞なく裁判所にその旨を届け出なければならない。

(受託会社)

第六十一条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の受託会社は、社債権者集会の決議により、総社債権者のために、更生債権又は更生担保権の届出、議決権の行使その他更生手続に属する一切の行為をすることができる。

2 前項の受託会社が総社債権者のために同項に掲げる行為をする場合には、各別に社債権者を表示するこ

とを要しない。

(相殺権)

第六十二条 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始当時会社に対して債務を負担する場合において、債権及び債務の双方が更生債権及び更生担保権の届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、更生債権者又は更生担保権者は、その期間内に限り更生手続によらないで相殺をすることができる。債務が期限附であるときも、また同様である。

2 前項の規定による相殺は、更生債権者又は更生担保権者の更生手続開始後の貸料債務については、当期及び次期のものに限り、これをすることができる。但し、敷金があるときは、その後の貸料債務についても、相殺をすることができる。

3 前項の規定は、地代及び小作料に準用する。

(相殺の禁止)

第六十三条 左の場合においては、相殺をすることができない。

一 更生債権者又は更生担保権者が更生手続開始後会社

に対して債務を負担したとき。

二 会社の債務者が更生手続開始後他人の更生債権又は更生担保権を取得したとき。

三 会社の債務者が支払の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つて更生債権又は更生担保権を取得したとき。但し、その取得が法定の原因に基くとき、債務者が支払の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立があつたことを知つた時より前に生じた原因に基くとき、又は破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

第五章 関係人集会

(期日の呼出)

第六十四条 関係人集会の期日には、管財人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならない。

更生担保権調査の各期日を併合することができる。

(議決権に対する異議)

第六十九条 管財人並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権につき異議を述べることができる。但し、前章の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権者の議決権については、この限りでない。

(議決権の行使)

第七十条 確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その確定額又は届出の額若しくは数に依りて議決権を行使することができる。

2 異議のある権利については、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権を行使させるかを定める。

3 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、何時でも前項の規定による決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、送達することを要しない。

2 関係人集会の延期又は続行について言渡があつたときは、送達又は公告をすることを要しない。

(期日の併合)

第六十八条 裁判所は、相当と認めるときは、管財人の申立により又は職権で、関係人集会並びに更生債権及び

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。第一回の関係人集会については、第四十七条第二項の規定により送達を受けた者も、また同様である。

(期日の通知)

第六十五条 関係人集会の期日は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

(裁判所の指揮)

第六十六条 関係人集会は、裁判所が指揮する。

(期日及び目的の公告)

第六十七条 裁判所は、関係人集会の期日及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。

(不当な議決権者の排除)

第七十一条 裁判所は、権利取得の時期、対価その他の事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が関係人集会の決議に関し賄賂を收受する等不当な利益を得る目的でその権利を取得したものと認めるときは、これらの者にその議決権を行使させないことができる。

2 裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審尋しなければならぬ。

(議決権を行使することができない者)

第七十二条 前二条の規定により議決権を行使することができない者の外、左に掲げる者は、議決権を行使することができない。

- 一 更生計画によつてその権利に影響を受けない者
- 二 第二十一条第一項第五号及び第二百二十二条第一項に掲げる請求権を有する者
- 三 第二百三十四条第二項の規定によりその保護が定められてゐる者

(議決権の代理行使)

第七十三条 更生債権者、更生担保権者及び株主は、代

理人をもつてその議決権を行うことができる。この場合においては、代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならぬ。

第六章 更生手続開始後の手続

(会社の業務及び財産の管理)

第七十四条 管財人は、就職の後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物の管理)

第七十五条 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に対し、会社にあてた郵便物又は電報を管財人に配達すべき旨を囑託することができる。

2 管財人は、その受け取つた前項の郵便物又は電報を開いて見ることが出来る。

3 会社は、前項の郵便物又は電報の閲覧を求め、且つ、会社財産に關しないものの交付を求め、且つ、

第七十六条 裁判所は、会社の申立により又は職権で、管財人の意見を聞き、前条第一項の囑託を取り消し、又は変更することができる。

2 更生手続が終了したときは、裁判所は、前条第一項の囑託を取り消さなければならない。

(財産の価額の評定)

第七十七条 管財人は、更生手続開始後遅滞なく、裁判所書記官、執行吏又は公証人の立会のもとに、会社に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。この場合においては、遅滞の虞のある場合を除く外、会社の立会を求めなければならない。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第七十八条 管財人は、更生手続開始後遅滞なく、手続開始の時に於ける財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 管財人は、前項の財産目録及び貸借対照表の謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

(管財人の調査報告)

第七十九条 管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

- 一 更生手続の開始に至つた事情
- 二 会社の業務及び財産に關する経過及び現状
- 三 第七十二条に定める処分を必要とする事情の有無
- 四 その他更生に關し必要な事項

(更生債権者等の調査)

会社更生法 (一七二)

第八十条 管財人は、裁判所の定める期間内に、左に掲

げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

一 更生債権者の氏名及び住所、更生債権の内容及び原因、議決権の額並びに優先権のある債権又は劣後的債権であるときは、その事項

二 更生担保権者の氏名及び住所、更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及びその価額、議決権の額並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所

三 株主の氏名及び住所並びに株式の額面無額面の別、種類及び数

(その後の報告等)

第八十一条 管財人は、前四条の規定によるものの外、裁判所の定めるところに従い、会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告し、また、更生計画認可の時及び裁判所の定める時期における財産目録及び貸借対照表を作成してその謄本を裁判所に提出しなければならない。

(営業用の固定財産の評価)

第八十二条 第七十八条及び前条の規定に基いて作成

する財産目録に記載する営業用の固定財産の評価並びに更生手続による会社の営業用の固定財産の評価換については、商法第三十四条第二項及び第二百八十五条(営業用の固定財産の評価)の規定は、適用しない。

(書類の備置)

第百八十三条 第七十八条から第八十一条までの規定によつて裁判所に提出された書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(営業の休止)

第百八十四条 営業継続中の会社につきその営業の継続を不相当とする特別の事情がある場合において、その営業を休止しようとするときは、管財人は、裁判所の許可を得なければならぬ。

(財産の保管方法等)

第百八十五条 裁判所は、金銭その他の財産の保管方法及び金銭の収支について必要な定をすることができる。

(法律顧問)

第百八十六条 管財人は、必要があるときは、裁判所の許可を得て法律顧問を選任することができる。

(第一回の関係人集会)

第百八十七条 管財人は、第七十九条又は第八十条に掲げる事項の要旨を第一回の関係人集会に報告しなければならない。

第百八十八条 第一回の関係人集会においては、裁判所は、管財人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から管財人の選任並びに会社の業務及び財産の管理に関する意見を聞かなければならない。

(更生計画案の作成及び提出)

第百八十九条 管財人は、更生債権、更生担保権及び株式の届出期間の満了後裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出しなければならない。

2 裁判所は、申立により又は職権で、前項の期間を伸長することができる。

3 計画案の作成ができないときは、管財人は、前二項の期間内に、その旨の報告書を裁判所に提出しなければならない。

第百九十条 会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、裁判所の定める期間内に、更生計画案を作成して裁判所に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(清算を内容とする計画案)

第百九十一条 更生手続開始後会社の存続、合併、新会社の設立又は営業の譲渡による事業の継続を内容とする更生計画案の作成が困難なことが明かになったときは、裁判所は、計画案作成者の申立により、清算を内容とする計画案の作成を許可することができる。但し、債権者の一般の利益を害するときは、この限りでない。

2 裁判所は、計画案を決議に付するまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3 第百五十九条第三項の規定は、第一項の許可について準用する。

(更生計画案審理のための関係人集会)

第百九十二条 更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

第百九十三条 前条の関係人集会においては、更生計画案の提出者から計画案につき説明を聞いた上、裁判所は、管財人、会社並びに届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主から計画案に対する意見を聞かなければならない。

(監督行政庁等の意見)

第百九十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

2 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画案については、裁判所は、その事項につき当該行政庁の意見を聞かなければならない。

3 会社の業務を監督する行政庁、法務総裁又は証券取引委員会は、何時でも裁判所に対し、計画案につき意見を述べることができる。

(会社の労働組合等の意見)

第百九十五条 裁判所は、更生計画案について、会社の使用人の過半数で組織する労働組合があるときは、その労働組合、会社の使用人の過半数で組織する労働組合がないときは、会社の使用人の過半数を代表する者の意見を聞かなければならない。

(更生計画案の修正)

第百九十六条 更生計画案の提出者は、計画案審理のための関係人集会の期日までは、裁判所の許可を得て計画案

を修正することができる。

(更生計画案の修正命令)

第九十七條 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならぬ。

(関係人集会の再開)

第九十八條 更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前条の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するため、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

2 第九十三條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(更生計画案の排除)

第九十九條 更生計画案が法律の規定に反するか、公正、衡平なものでないか、又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことができる。

なし。

(更生計画案の変更)

第二百二條 更生計画案の提出者は、更生債権者、更生担保権者及び株主に不利な影響を与えない場合に限り、第二百一第一項の関係人集会において裁判所の許可を得て計画案を変更することができる。

(決議の時期)

第二百三條 更生計画案は、一般の更生債権又は更生担保権調査の終了前は、決議に付することができない。

(決議の方法)

第二百四條 第二百一第一項の関係人集会においては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第五十九條の規定により分類された組に分れて決議する。

(可決の要件)

第二百五條 関係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては更生担保権の期限の猶予の定をする計画案については議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総

(更生計画案決議のための関係人集会)

第二百條 第九十二條又は第九十八條の規定による関係人集会の審理を経た更生計画案につき修正命令を発しないときは、裁判所は、計画案につき決議をするため期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、あらかじめ、その計画案の写又はその要旨を管財人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主(議決権を行使することができない者を除く)、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁並びに証券取引委員会に送達しなければならない。

3 前項の送達については、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

(更生のために債務を負担する者等の出頭)

第二百一條 更生のために債務を負担し、又は担保を供する者は、前条第一項の期日に出頭して、その旨の陳述をしなければならぬ。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならぬの四分の三以上に当る議決権を有する者、更生担保権の減免その他期限の猶予以外の方法によりその権利に影響を及ぼす定をする計画案又は第九十一條に定める計画案については議決権を行使することができる更生担保権者の全員の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総額の過半数に当る議決権を有する者の同意を得なければならない。

(続行期日の指定)

第二百六條 関係人集会において更生計画案が可決されるに至らなかつた場合においても、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の過半数に当る議決権を有する者、更生担保権者の組においては議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総額の三分の一以上に当る議決権を有する者がそれぞれ期日の続行に同意したときは、裁判所は、管財人、会社若しくは議決権を行使することができる更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により又は職権で、続行期日を定めて言い渡さなければならない。

5。
(可決の時期)

第二百七条 更生計画案の可決は、第二百条第一項の關係人集会の第一期日から二月内にされなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立により又は職権で、前項の期間を伸長することができる。但し、その期間は、一月をこえることができない。

(共益債権)

第二百八条 左に掲げる請求権は、共益債権とする。

- 一 更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用
- 二 更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用
- 三 更生計画の遂行に関する費用。但し、更生手続終了後に生じたものを除く。
- 四 第二百八十五条及び第二百八十七条の規定により支払うべき報酬、費用及び報償金
- 五 会社の業務及び財産に関し管財人が権限に基づいてした資金の借入その他の行為によつて生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後会社に對して生じた請求権

七 第三百三条第一項の規定により管財人が債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権

八 会社のために支出すべきやむを得ない費用で、前各号に掲げるもの以外のもの

(共益債権の弁済)

第二百九条 共益債権は、更生手続によらないで、隨時弁済する。

2 共益債権は、更生債権及び更生担保権に先だつて、弁済する。

(会社財産不足の場合の弁済方法)

第二百十条 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになつたときは、共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、まだ弁済しない債権額の割合に応じて弁済する。但し、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

第七章 更生計画の条項

(更生計画の条項)

第二百十三条 更生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、その債務の期限は、担保があるときはその担保物の耐用期間、担保がないときは担保物の耐用期間が判定できないときは二十年をこえてはならない。

(担保の提供及び債務の負担)

第二百十四条 会社又は会社以外の者が更生のために担保を供するときは、担保を供する者を明示し、且つ、担保の内容を定めなければならない。

2 会社以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等更生のために債務を負担するときは、その者を明示し、且つ、その債務の内容を定めなければならない。

(未確定の更生債権等)

第二百十五条 異議のある更生債権又は更生担保権で、その確定手続の落着かないものがあるときは、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(共益債権)

第二百十六条 共益債権については、既に弁済したものを明示し、且つ、将来弁済すべきものについて合理的な定

第二百十一条 更生計画においては、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する条項及び共益債権の弁済に関する条項を定めなければならない。

い。債務の弁済資金の調達方法及び計画において予想された額をこえる収益金の使途に関する条項についても、また同様である。

2 計画においては、営業若しくは財産の譲渡、出資若しくは賃貸、事業の経営の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する条項その他更生のために必要な条項を定めることができる。

(更生債権者等の権利)

第二百十二条 更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。

2 更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けられないものがあるときは、その者の権利を明示しなければならない。

(債務の期限)

をしなければならぬ。

(営業又は財産の譲渡等)

第二百十七条 会社の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは賃貸し、会社の事業の経営の全部若しくは一部を委任し、他人と営業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若しくは解約し、又は他人の営業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けるときは、その目的物、対価、相手方その他の事項及びその対価を更生債権者、更生担保権者又は株主に分配するときは、その分配の方法を定めなければならない。

(争の落着かない権利)

第二百十八条 会社に属する権利で、争の落着かないものがあるときは、和解若しくは調停の受諾に関する定をするか、又は管財人による訴訟の遂行その他権利の実行に関する確実な方法を定めなければならない。

(定款の変更)

第二百十九条 会社の定款を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

2 会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加す

二 資本減少の方法

(新株の発行)

第二百二十二条 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込又は現物出資をさせないで新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

二 新株の割当に関する事項

三 新株の発行によつて増加すべき資本及び準備金の額

2 会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込又は現物出資をさせて新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 前項第一号及び第三号に掲げる事項

二 払込金額その他新株の割当に関する事項及び新株の払込期日(この期日は、更生計画認可の決定の日から

三月以上を経過した日でなければならない。)

三 あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに對して与える株式の額面無額面の別、種類及び数

3 前二項に定める場合を除き、会社が新株を発行すると

会社更生法 (一七二)

べき株式につき、株主に對し新株の引受権を与え、制限し、又は排除する旨及び特定の第三者に對しこれを与えるときは、その旨を定めなければならない。

(取締役等の変更)

第二百二十条 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の代表取締役を選定するときは、選任若しくは選定されるべき者及び任期又は選任若しくは選定の方法及び任期を定めなければならない。

2 会社の取締役、代表取締役又は監査役のうち留任すべき者があるときは、その者及び任期を定めなければならない。

3 前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させるときは、その旨を定めなければならない。

4 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

(資本の減少)

第二百二十一条 会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少すべき資本の額

きは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 第一項第一号に掲げる事項

二 前項第三号に掲げる事項

三 新株の発行価額及び払込期日(この期日は、計画認可の決定の日から三月以上を経過した日でなければならない。)

四 無額面株式の発行価額中資本に組み入れない額

(社債の発行)

第二百二十三条 会社が社債を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債の総額

二 各社債の金額、社債の利率、社債償還及び利息支払の方法及び期限その他社債の内容

三 社債発行の方法及び更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込をさせ、又はさせないで社債を発行するときは、その割当に関する事項

四 担保附社債であるときは、その担保権の内容

(吸収合併)

第二百二十四条 会社が他の会社と合併してその一方が合併後存続するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

らなう。

- 一 他の会社の商号
- 二 存続する会社が合併によつてその発行する株式の総数を増加するときは、その増加すべき株式の額面無額面の別、種類及び数、その株式についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項並びに特定の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項
- 三 合併によつて消滅する会社の更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき新株の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項
- 四 存続する会社の増加すべき資本及び準備金の額
- 五 合併によつて消滅する会社の株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定
- 六 他の会社における合併契約書承認決議のための株主総会の日時
- 七 合併すべき時期を定めたときは、その規定

(新設合併)

第二百二十五条 会社が他の会社と合併して新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 他の会社の商号

- 一 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法

- 二 新会社が発行する株式の総数
- 三 額面株式を発行するときは、一株の金額
- 四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項
- 五 更生債権者、更生担保権者又は株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項
- 六 その他新会社の定款に記載すべき事項
- 七 新会社の資本及び準備金の額
- 八 会社から新会社に移転すべき財産及びその価格
- 九 新会社の取締役、代表取締役及び監査役となるべき者又はその選任若しくは選定の方法並びに任期(但し、一年をこえることができない。)
- 十 新会社が社債を発行するときは、第二百二十三条に掲げる事項
- 十一 前項に定める場合を除き、合併によらないで新会社を

会社更生法 (一七二)

- 二 新会社の商号、目的、本店及び支店の所在地並びに公告の方法
- 三 新会社が発行する株式の額面無額面の別、種類及び数
- 四 新会社の設立のときに定める新会社の発行する株式の総数についての株主の新株引受権の有無又は制限に関する事項及び特定の第三者に与えることを定めたときは、これに関する事項
- 五 更生債権者、更生担保権者又は各会社の株主に対して発行すべき株式の額面無額面の別、種類及び数並びにその割当に関する事項
- 六 新会社の資本及び準備金の額
- 七 各会社の株主に金銭を支払い、又は社債を割り当てることを定めたときは、その規定
- 八 前条第六号及び第七号に掲げる事項

(新会社の設立)

第二百二十六条 更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

設立するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事項
- 二 新会社の設立に際して発行する株式の額面無額面の別、種類及び数、新会社の設立に際して無額面株式を発行するときは、その発行価額及びその価額中資本に組み入れない額並びに更生債権者、更生担保権者又は株主に対してあらたに払込又は現物出資をさせ、又はさせないで株式を引き受けさせるときは、前項第五号に掲げる事項
- 三 あらたに現物出資をする者があるときは、その者、出資の目的たる財産、その価格並びにこれに対して与える株式の額面無額面の別、種類及び数

(解散)

第二百二十七条 会社が合併によらないで解散するとき

は、その旨及び解散の時期を定めなければならない。

(条件の差等)

第二百二十八条 更生計画においては、左に掲げる権利の順位を考慮して、計画の条件に公正、衡平な差等を設け

なければならぬ。

- 一 更生担保権
- 二 一般の先取特権その他一般の優先権のある更生債権
- 三 前号及び次号に掲げるもの以外の更生債権
- 四 劣後的更生債権
- 五 残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株主の権利
- 六 前号に掲げるもの以外の株主の権利

2 前項の規定は、第二百一十一条第一項第五号及び第二百一十二条第一項に掲げる請求権については、適用しない。

(平等の原則)

第二百二十九条 更生計画の条件は、同じ性質の権利を有する者の間では平等でなければならぬ。但し、更生債権者及び更生担保権者については、その債権の少額なものにつき別段の定をし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(取締役等の選任等に関する規定)

第二百三十条 会社又は新会社(合併によつて設立される新会社を除く。)の取締役、代表取締役若しくは監査役の選任、選定若しくは留任又はその選任若しくは選定の方

法に関する更生計画の定は、衡平で、且つ、更生債権者、更生担保権者及び株主の一般の利益に合致するものでなければならぬ。

(特別利益の供与の無効)

第二百三十一条 会社又は第三者が更生計画の条件によらないで、ある更生債権者、更生担保権者又は株主に特別の利益を与える行為は、無効とする。

第八章 更生計画の認否及び遂行

(更生計画の認否)

第二百三十二条 関係人集会において更生計画案を可決したときは、裁判所は、その期日又は直ちに言い渡した期日において、計画の認否につき決定をしなければならぬ。

2 第六十四条及び第六十五条に掲げる者は、計画の認否につき意見を述べることができる。

3 計画認否の期日を定める決定は、言渡をしたときは、公告及び送達をすることを要しない。

(更生計画認可の要件)

第二百三十三条 裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができる。

一 更生手続又は計画が法律の規定に合致していること。

二 計画が公正、衡平であり、且つ、遂行可能であること。

三 決議が誠実、公正な方法でされたこと。

四 合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合併契約書承認の決議があつたこと。

五 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画については、第九十四条第二項の規定による行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

2 更生手続が法律の規定に違反している場合でも、その違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不相当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることができる。

(不同意の組のある場合の認可)

第二百三十四条 更生計画案につき関係人集会において法定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を変更し、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のた

めに、左に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する条項を定めて、計画認可の決定をすることができる。

一 更生担保権者について、その担保権の目的たる財産を、その権利を存続させたまま新会社に移転し、他に譲渡し、又は会社に留保すること。

二 更生担保権者についてはその権利の目的たる財産、更生債権者についてはその債権の弁済に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産を、裁判所が定める公正な取引価額(担保権の目的たる財産については、その権利による負担がないものとして評価するものとする。)以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを分配し、若しくは供託すること。

三 裁判所の定めるその権利の公正な取引価額を権利者に支払うこと。

四 その他前各号に準じて公正、衡平に権利者を保護すること。

2 計画案につき、関係人集会において法定の額又は数以上

上の議決権を有する者の同意を得られないことが明らか
な組があるときは、裁判所は、計画案作成者の申立によ
り、あらかじめその組の更生債権者、更生担保権者又は
株主のために前項に掲げるいずれかの方法によつてその
権利を保護する条項を定めて、計画案を作成することを
許可することができる。

3 前項の申立があつたときは、裁判所は、申立人及び同
項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければな
らなう。

(更生計画認可の決定の言渡等)

第二百三十五条 更生計画認可の決定は、言い渡し、且
つ、その主文、理由の要旨及び計画又はその要旨を公告
しなければならない。但し、送達をすることを要しな
らなう。

2 第三十五条第一項の規定は、前項の決定があつた場合
に準用する。

(更生計画の効力発生の時)

第二百三十六條 更生計画は、認可の決定の時から、効力
を生ずる。

(抗告)

第二百三十七條 更生計画認可の決定に対しては、即時抗
告をすることができる。但し、届出をしなかつた更生債
権者、更生担保権者又は株主は、この限りでない。

2 議決権を有しなかつた更生債権者、更生担保権者又は
株主が前項の抗告をするには、更生債権者、更生担保権
者又は株主であることを疎明しなければならない。

3 第一項の抗告は、計画の遂行に影響を及ぼさない。但
し、抗告裁判所又は更生裁判所は、抗告が法律上の理由
があるとき、計画の遂行によつて生ずべき償ふことが
できない損害を避けるため緊急の必要があり、且つ、事
実上の点について疎明があつたときは、申立により、抗
告につき決定があるまで、保証を立てさせ、又は立てさ
せないで、計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他
必要な処分をすることができる。

4 前三項の規定は、第八条において準用する民事訴訟法
第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について
準用する。

(更生計画不認可の決定が確定した場合)

第二百三十八條 第二百八十二条及び第二百八十三条の規
定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用す

る。

(更生債権者表等の記載)

第二百三十九條 更生計画認可の決定が確定したときは、
裁判所書記官は、計画の条項を更生債権者表、更生担保
権者表及び株主表に記載しなければならない。

(更生計画の効力範囲)

第二百四十條 更生計画は、会社、すべての更生債権者、
更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又
は担保を供する者並びに新会社(合併によつて設立され
る新会社を除く。)のために、且つ、それらの者に対して
効力を有する。

2 計画は、更生債権者又は更生担保権者が会社の保証人
その他会社とともに債務を負担する者に対して有する権
利及び会社以外の者が更生債権者又は更生担保権者のた
めに供した担保に影響を及ぼさない。

(更生債権等の免責等)

第二百四十一條 更生計画認可の決定があつたときは、計
画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除
き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきそ
の責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した

担保権は、すべて消滅する。但し、第二百一十一条第一項
第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限り
でない。

(権利の変更)

第二百四十二條 更生計画認可の決定があつたときは、更
生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に
従ひ変更される。

2 商法第二百八条(質権の効力)及び第二百九条第四項
(株券の引渡)の規定は、株主が前項の規定による権利の
変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その
他の権利及び株券について準用する。

(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第二百四十三條 更生計画の定によつて更生債権者又は更
生担保権者に対し権利が認められた場合には、その権利
は、確定した更生債権又は更生担保権を有する者に対
してのみ認められるものとする。

(届出をしない株主の権利)

第二百四十四條 更生計画の定によつて株主に対し権利が
認められた場合には、その権利は、株式の届出をしな
かつた者に対しても、認められるものとする。

(更生債権者表等の記載の効力)

第二百四十五条 更生計画認可の決定が確定したときは、更生債権又は更生担保権に基き計画の定によつて認められた権利については、その更生債権者表又は更生担保権者表の記載は、会社、新会社(合併によつて設立される新会社を除く)、更生債権者、更生担保権者、会社の株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者に対し、確定判決と同一の効力を有する。

2 前項に定める権利で金銭の支払その他の給付の請求を内容とするものを有する者は、更生手続終結の後、会社及び更生のために債務を負担した者に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることができ。但し、民法第四百五十二条(催告の抗弁権)及び第四百五十三条(検査の抗弁権)の規定の適用を妨げない。
3 民事訴訟法第五百十六条から第五百五十八条まで(判決に基く強制執行)の規定は、前項の場合に準用する。但し、同法第五百二十一条(執行文付与の訴)、第五百四十五条(請求異議の訴)及び第五百四十六条(執行文付与に対する異議の訴)の規定による訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

(中止中の手続の失効)

第二百四十六条 更生計画認可の決定があつたときは、第六十七条第一項の規定によつて中止した破産手続、強制執行、仮差押、仮処分及び競売法による競売手続は、その効力を失う。但し、同条第六項の規定によつて続行された手続又は処分については、この限りでない。

2 前項の規定によつて効力を失つた破産手続における財団債権(但し、破産法第四十七条第二号(国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することのできる請求権)及び第九号(破産者及びこれに扶養される者の扶助料)に掲げるものを除く)は、共益債権とする。

(更生計画の遂行)

第二百四十七条 更生計画認可の決定があつたときは、管財人は、すみやかに計画を遂行しなければならない。

2 計画の定によつて新会社を設立するときは、発起人又は設立委員の職務は、管財人が行う。
(更生計画遂行に関する裁判所の命令)
第二百四十八条 裁判所は、第二百四十四条第一項に掲げる者及び管財人に対し、更生計画の遂行に關し必要な命令をすることができ。

2 裁判所は、計画の遂行を確実ならしめるため必要があることを認めるときは、計画の定又はこの法律の規定により債権を有する者又は異議のある更生債権若しくは更生担保権でその確定手続の落着しないものを有する者のために、相当な担保を供させることができる。

3 民事訴訟法第一百二十二条(担保提供の方法)、第一百三十三条(担保物に対する被告の権利)、第一百五十五条(担保の取消)及び第一百六十六条(担保物の変換)の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(株主総会の決議等に関する法令の規定等の排除)

第二百四十九条 更生計画の遂行については、法令又は定款の規定にかかわらず、会社の創立総会、株主総会(ある種類の株主の総会を含む)又は取締役会の決議を要しなす。

(營業の譲渡等に関する商法の規定の特例)

第二百五十条 第二十七条の規定により更生計画において会社の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲渡し、出資し、若しくは賃貸し、会社の事業の經營の全部若しくは一部を委任し、他人と營業上の損益を共通にする契約その他これに準ずべき契約を締結し、変更し、若

しくは解約し、又は他人の營業若しくは財産の全部若しくは一部を譲り受けることを定めたときは、計画の定によつてこれらの行為をすることができ。

2 前項の場合においては、商法第二百四十五条ノ二から第二百四十五条ノ四まで(反対株主の株式買取請求)の規定は、適用しない。

(定款の変更に関する商法の規定の特例)

第二百五十一条 第二百十九条の規定により更生計画において会社の定款を変更することを定めたときは、定款は、計画認可の決定の時に計画の定によつて変更される。

(取締役等の変更に関する商法の規定の特例)

第二百五十二条 第二十条の規定により更生計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選任を定めたときは、これらの者は、計画認可の決定の時に選任又は選定されるものとする。

2 第二十条の規定により計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表取締役の選定の方法を定めたときは、これらの者の選任又は選定は、計画に定める方法によつてすることができ。この場合においては、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十条において準用

する場合を含む。(取締役、監査役の選任)及び第二百六十一條第一項(代表取締役の選定)の規定は、適用しない。

3 会社の取締役、代表取締役又は監査役で、計画において留任することを定められなかつた者は、計画認可の決定の時に解任されるものとする。

4 第一項及び第二項の規定により選任され、若しくは選定され、又は計画の定によつて留任した取締役、代表取締役又は監査役の任期及び代表取締役の代表の方法は、計画に定めるところによる。

(資本の減少に関する商法等の規定の特例)

第二百五十三條 第二百二十一条の規定により更生計画において資本の減少を定めるときは、計画の定によつて資本を減少することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百二十二條第二項(株式消却の手續)、第三百七十六條第二項、第三項(資本減少の手續)及び第三百八十条(資本減少無効の訴)の規定は、適用せず、同法第三百七十九條第一項但書(競売以外の方法による端株の売却の許可)に定められた事件は、更生裁判所の管轄とする。

3 第一項の場合においては、会社の資本減少による変更の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

(新株の発行に関する商法等の規定の特例)

第二百五十四條 第二百二十二條第一項の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込又は現物出資をさせないで新株を發行することを定めるときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に株主となる。

2 前項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されない。

3 商法第三百七十七條から第三百七十九條まで(株式併合)の規定は、株主に對し割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。この場合においては、同法第三百七十九條第一項但書に定められた事件は、更生裁判所の管轄とし、非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十二條ノ三(競売以外の方法による端株の売却の許可の申請)の規定を準用する。

第二百五十五條 第二百二十二條第二項又は第三項の規定により、更生計画において会社が新株を發行することを

定めるときは、計画の定によつて新株を發行することができる。

2 前項の場合においては、商法第二百八十条ノ三(發行条件の均等)、第二百八十条ノ八(現物出資の検査)、第二百八十条ノ十(發行の差止)、第二百八十条ノ十一(不公正な価額で株式を引き受けた者の責任)、第二百八十条ノ十三(取締役の引受担保責任)及び第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで(新株發行無効の訴)の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、新株引受権に関する定款の定に拘束されず、商法第二百八十条ノ十四(新株發行の場合における設立に関する規定の準用)において準用する同法第七十八條(払込取扱銀行等の変更)に定められた事件は、更生裁判所の管轄とする。

4 第一項の場合においては、商法第二百八十条ノ五(新株引受権の行使)の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「株券」とあるのは、「株券又は社債券」と読み替えるものとする。

5 更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込又は現物出資をさせて新株を發行するときは、これ

らの権利者は、計画に定める金額を払い込み、又は計画に定める現物出資をすれば足りる。

6 前条第三項の規定は、株主に對しあらたに払込又は現物出資をさせて割り当てる株式に端数を生ずる場合に準用する。但し、この場合においては、従前の株主に交付すべき代金から、端株につき払い込むべき金額又は給付すべき現物出資に相当する金額を控除しなければならぬ。

7 第一項の場合においては、会社の新株發行による変更の登記の囑託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、株式の申込及び引受を証する書面並びに払込を取り扱つた銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書添附しなければならない。

(社債の発行に関する商法等の規定の特例)

第二百五十六條 第二百二十三條の規定により更生計画において会社が更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込をさせないで社債を發行することを定めるときは、これらの権利者は、計画認可の決定の時に社債権者となる。

2 前項の場合においては、商法第二百九十八條(未払込

社債のある場合の社債募集の制限)の規定は、適用しない。

- 3 第一項の場合においては、計画の定によつて更生債権者又は更生担保権者に対して発行する社債の額は、商法第二百九十七条(社債総額の制限)の規定の適用については、これを社債の総額に算入しない。
- 4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。
- 5 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九条ノ四第一項(社債の総額を数回に分けて発行する場合の信託契約の方式)の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

- 2 更生債権者、更生担保権者又は株主に對し、あらたに払込をさせて社債を発行するときは、これらの権利者は、計画に定める金額を払い込めば足りる。
- 3 第二百五十五条第四項並びに前条第二項及び第三項の規定は、第一項の場合に準用する。
- 4 第一項の場合においては、社債の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、社債の申込及び引受を証する書面、各社債につき払込のあつたことを証する書面並びに社債募集の委託を受けた会社があるときは、その委託を証する書面及び名義書換代理人を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。
- 5 第一項の場合において、その社債が担保附社債であるときは、前項の嘱託書又は申請書には、同項に掲げる書面の外、信託証書及び担保附社債信託法第十九条ノ四第一項の契約証書があるときは、その証書を添附しなければならない。

第二百五十七條 前条に定める場合を除き、第二百二十三

條の規定により更生計画において会社が社債を発行することを定めたときは、計画の定によつて社債を発行することができる。

とを定めたときは、計画の定によつて合併をすることができる。

- 2 前項の場合においては、合併後存続する会社又は合併により設立される新会社の株式の割当を受けた更生債権者又は更生担保権者は、計画認可の決定の時に株式引受人となり、合併の効力が生じた時に株主となる。
- 3 第一項の場合においては、商法第四百八条ノ二(反対株主の株式買取請求)及び第四百十五条(合併無効の訴の提起権者)の規定は、適用せず、同法第四百十六条第三項(合併の場合における株式併合に関する規定の準用)において準用する同法第三百七十九条第一項但書に定めたる事件は、更生裁判所の管轄とする。
- 4 第一項の場合においては、商法第四百十六条第一項及び第二項(合名会社の合併等に関する規定の準用)の規定にかかわらず、同法第九十九条(財産目録及び貸借対照表の作成)、第一百条(債権者保護の手続)、第一百四条第一項、第三項(合併無効の訴)、第一百五条(合併無効の訴の手続)、第一百六条(債権者に対する担保提供の命令)、第一百八条から第一百一十一条まで(合併無効の登記、判決の第三者に対する効力、判決の効果の不遡及、合併後の債

務弁済の責任及び財産の帰属)及び第三百七十六条第三項(社債権者の異議)の規定は、準用しない。

- 5 前四項の規定は、合併の相手方たる他の会社に対する商法の規定の適用を妨げない。
- 6 第二百五十六条の規定は、第二百二十四条第五号又は第二百二十五条第七号の規定により株主に社債を割り当てた場合に準用する。この場合においては、株主は、合併の効力を生じた時に社債権者となる。
- 7 第一項の場合においては、合併による会社の解散又は変更の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書及び非訟事件手続法第九十三条ノ二第二項(合併による社債承継に関する登記)に掲げた書面を添附しなければならない。
- 8 第一項の場合においては、合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、合併契約書、定款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、合併の相手方たる他の会社の選任した設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第九十三条ノ三第二項(合併による社債承継に関する登記の規定の準用)において準用する同法第九

十三条ノ二第二項に掲げた書面を添附しなければならぬ。

(新会社の設立に関する商法等の規定の特例)

第二百五十九条 第二百二十六条の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに払込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新会社成立の時に、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。

3 第二百五十二条第一項、第二項、第四項、第二百五十四條第三項、第二百五十六條第三項から第五項まで及び第二百五十七條の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監査役の選任又は代表

取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書類及び名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

第二百六十条 前条に定める場合を除き、第二百二十六条の規定により更生計画において合併によらないで新会社を設立することを定めたときは、計画の定によつて新会社を設立することができる。

2 前項の場合においては、商法第六十五条(発起人の員数)、第六十七条(定款の認証)、第六十八条ノ二(設立に際しての株式発行事項の決定)、第六十九条(発起人の株式引受)、第七十条(発起設立における払込及び役員を選任)、第七十三条(検査役の調査及び裁判所の処分)、第七十五条第二項第九号(発起人の株式引受に関する株式申込証の記載)、第八十一条(検査役の調査)、第八十三条(創立総会における取締役及び監査役の選任)、第八十四条第二項、第三項(設立手続の調査及び報告)、第八十五条(変態設立事項の変更)、第八十六条(発起人に対する損害賠償の請求)、第九十二条(発起人の株式引受及び払込担保責任)、第九十三条(発起人の損害賠償責任)、第九十五条(取締役等の連

帯責任)、第九十六条(発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟)、第九十八条(擬似発起人の責任)及び第四百二十八条(設立無効の訴)の規定は、適用しな

5。

3 第一項の場合においては、定款は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第七十八条に定めた事件は、更生裁判所の管轄とし、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第九十四条(会社不成立の場合の発起人の責任)に定める発起人の責任は、会社において負うものとする。

4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに払込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに払込をさせないで社債を引き受けさせるときは、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに払込若しくは現物出資をさせて株式を引き受けさせるときは、これらの者に対し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第六十六条第二項(会社の設立に際して発行すべき株式の総

数)の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の総数から控除することができる。

6 第二百五十二条第一項、第二項、第四項、第二百五十四條第三項、第二百五十五条第四項から第六項まで、第二百五十六條第三項から第五項まで及び第二百五十七條の規定は、前五項の場合に準用する。

7 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書又は申請書には、前条第四項に掲げる書類の外、株式の申込及び引受を証する書面、取締役及び監査役の調査報告書及びその附属書類、創立総会の議事録並びに払込を取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添附しなければならない。

(解散に関する商法等の規定の特例)

第二百六十一条 第二百二十七条の規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合においては、解散の登記の申請書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

(新株主等の失権)

第二百六十二条 更生債権者、更生担保権者又は株主が第二百五十四条第一項、第二百五十六条第一項、第二百五十八条第二項、第六項、第二百五十九条第二項又は第二百六十条第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百五十四条第三項(第二百五十九条第三項及び第二百六十条第六項において準用する場合を含む。)又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に対し、株券又は債券の交付を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後三年内これを請求しないときは、その権利を失うべき旨を公告し、且つ、知れたる権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2 株主又は社債権者であつた者が前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならぬ。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手續によつて、無効とすることができる。この場合においては、除権判決を得た者については、前項の規定を適用しない。

4 会社又は新会社が第一項の公告をしても同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定められたる株主又は社債権者は、その権利を失う。

5 前項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條(自己株式の取得の禁止)の規定にかかわらず、その株式を取得することができる。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

第二百六十三条 株主又は社債権者であつた者が前条第一項の期間内に従前の株券又は債券を提出できない場合において、同期間内にその者の請求があり、且つ、その期間内に他にこれを請求する者がないときは、会社又は新会社は、同条の規定にかかわらず、その請求者に対し、株券又は債券を交付することができる。

(株式等の引受権の譲渡)

第二百六十四条 更生債権者、更生担保権者又は株主は、更生計画の定によつて会社又は新会社の株式又は社債を引き受ける権利を有するときは、これを他に譲渡することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特

例)

第二百六十五条 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生計画の定によつて会社又は新会社の株式を取得する場合に、その取得は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十一条(金融会社の株式保有の制限)の規定の適用については、これを代物弁済による取得とみなす。

(証券取引法の特例)

第二百六十六条 更生計画の定によつて更生債権者、更生担保権者又は株主に対して会社又は新会社の株式又は社債を発行する場合には、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第四条第一項(有価証券の募集又は売出に關する届出)の規定は、適用しない。

(財団に關する処分の制限の特例)

第二百六十七条 更生計画の定によつて、会社の財産を処分する場合には、工場財団その他の財団又は財団に属する財産の処分の制限に關する法令の規定は、適用しない。

(許可、認可等に基く権利の承継)

第二百六十八条 更生計画において会社が行政庁から得て

いた許可、認可、免許その他の処分に基づく権利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法令の規定にかかわらず、その権利義務を承継する。

(法人税法等の特例)

第二百六十九条 更生計画において新会社が会社の租税債務を承継することを定めたときは、新会社は、その租税を納める義務を負い、会社の租税債務は、消滅する。

2 更生手續開始の決定があつたときは、会社の事業年度は、計画認可の時又は更生手續終了の日に終了するものとす。但し、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第七條第三項(事業年度の期間が一年をこえる場合)の規定の適用を妨げない。

3 更生手續による会社の財産の評価換及び債務の消滅による益金で、更生手續開始の時までの各事業年度の法人税額(利子税額を除く。)と更生手續開始前から繰りこされた損金(法人税法第九條第五項(青色申告書を提出した場合)の繰越損金の損金への算入)の規定の適用を受ける損金を除く。)の額との合計額から更生手續開始の時における法人税法第十六條第一項(積立金額)に定める積立金

額と法人税(利子税額及び延滞加算税額を除く。)の引当金との合計額を控除した金額に達するまでの金額は、当該財産の評価又は債務の消滅のあつた各事業年度の同法による所得の計算上益金に算入しない。

4 更生手続開始の時に続く会社の事業年度の法人税及び附加価値税については、法人税法第十九条(中間申告)及び地方税法第三十六条(法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付)の規定は、適用しない。

5 第十七条第一項、第二項、第三項前段、第十八条第一項、第十九条、第二十条第二項から第四項まで及び第二十一条(第二十二條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による登記については、登録税を課さない。

6 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに払込又は現物出資をさせないで株式を発行する部分の資本の金額についての登録税の額は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)第六条(營利法人の登記の税率)の規定にかかわらず、その金額の千分の一・五とし、計画において新会社が会社の不動産

又は船舶に関する権利を取得することを定めた場合においては、その登録税の額は、同法第二条(不動産の登記の税率)及び第三条(船舶の登記の税率)の規定にかかわらず、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、同法の規定により計算した登録税の額がこれらの額より少いときは、その額による。

(退職手当)

第二百七十条 更生手続開始後会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人であつた者で、引き続き新会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつたものは、会社から退職したことを理由として退職手当の支給を受けることができない。

2 前項に定める者の更生手続開始後の会社における在職期間は、退職手当の計算については、新会社における在職期間とみなす。

(更生計画の変更)

第二百七十一条 更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要があるときは、更生手続終了前に限り、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者、更生担保権者若しくは株主

の申立により、計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立があつた場合には、更生計画案の提出があつた場合の手續に関する規定を準用する。但し、計画の変更によつて不利な影響を受けない権利者は、手續に参加させることを要せず、また、従前の計画に同意した者で変更計画案について決議をするための関係人集會に出席しないものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 第二百三十六條及び第二百三十七條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

(更生手續の終結)

第二百七十二條 更生計画が遂行されたとき、又は計画が遂行されることが確實であると認められるに至つたときは、裁判所は、管財人の申立により又は職権で、更生手續終結の決定をし、且つ、その主文及び理由の要旨を公告しなればならない。但し、送達をすることを要しない。

2 第三十五条第一項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

第九章 更生手續の廃止

会社更生法 (一七二)

(職権による廃止)

第二百七十三条 左の場合においては、裁判所は、職権

で、更生手續廃止の決定をしなければならない。
一 裁判所の定めた期間若しくはその延長した期間内に更生計画案の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集會の審理若しくは決議に付するに足りないものであるとき。

二 計画案が否決されたか、又は決議のための関係人集會の第一期日から二月内若しくはその延長した期間内に可決されないとき。

(申立による廃止)

第二百七十四条 会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により、更生手續廃止の決定をしなければならない。

2 申立人は、前項に定める更生手續廃止の原因たる事実を疎明しなければならない。

第二百七十五条 前条の申立があつたときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対

し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を發し、且つ、利害関係人の閲覧に供するため、その申立に関する書類を備えて置かなければならない。

第二百七十六條 裁判所は、前条の通知發送後一月以上を経過した後でなければ更生手續廢止の決定をすることができない。

(更生計画認可後の廢止)
第二百七十七條 更生計画認可の決定があつた後計画遂行の見込がないことが明かになつたときは、裁判所は、管財人の申立により又は職権で、更生手續廢止の決定をしなければならぬ。

(廢止決定の公告)
第二百八十條 裁判所は、更生手續廢止の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなければならぬ。但し、送達をすることを要しない。

第二百七十八條 裁判所は、前条の決定をする前に、期日を開いて利害関係人の意見を聞かなければならない。

(抗告)
第二百八十一條 第二百三十七條第一項及び第二項の規定は、更生手續廢止の決定に対する抗告及び第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二の規定による抗告について準用する。

2 前項の期日を定める決定は、公告し、且つ、確定した更生債権又は更生担保権に基き更生計画の定によつて認められた権利を有する者のうち知れているものに対し、送達しなければならぬ。

2 第三十五條第一項の規定は、更生手續廢止の決定が確定した場合に準用する。

第二百七十九條 第二百七十七條の規定による更生手續の廢止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

(共益債権の弁済)
第二百八十二條 更生手續廢止の決定が確定したときは、第二十三條第一項又は第二十七條の規定により破産の宣告又は和議申立の認可をすべき場合を除き、管財人は、共益債権を弁済し、異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならぬ。

2 更生債権者又は更生担保権者は、更生手續終了の後、会社に対し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることができぬ。

(代理委員等の報償金等)
第二百八十七條 更生債権者、更生担保権者、株主若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に対し、会社財産から適當な範囲内の費用を償還し、又は報償金を支払うことを許すことができる。その額は、裁判所が定める。

3 第二百四十五條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第二百八十八條 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生手續開始後会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときは、裁判所は、前条の許可をするにつき、その事実を考慮しなければならぬ。代理委員又は代理人がその資格を得た後、会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実があるときも、また同様である。

第十章 報酬及び報償金

(抗告)

(管財人等の報酬等)
第二百八十五條 調査委員及び管財人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。法律顧問及び管財人代理も、また同様である。

2 前項に定める報酬の額は、その職務と責任にふさわしいものでなければならぬ。

第二百八十九条 第二百八十五条及び第二百八十七条の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ
る。

第十一章 罰則

(詐欺更生罪)

第二百九十条 会社の取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人が更生手続開始の前後を問わず、自己若しくは他人の利益を図り、又は債権者、会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権若しくは商法による留置権を有する者(以下本条中「担保権者」という。)若しくは株主を害する目的で、左に掲げる行為をし、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 会社の財産を隠匿し、き棄し、又は債権者、担保権者若しくは株主の利益に処分すること。
- 二 会社の負担を虚偽に増加すること。
- 三 法律の規定により作るべき商業帳簿を作らず、これに財産の現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をし、又はこれを隠匿し、若しくはき棄すること。

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正
条がある場合には、適用しない。

(第三者の詐欺更生罪)

第二百九十一条 前条に規定する者でなくて同条に規定する行為をした者又は自己若しくは他人を利する目的で更生債権者、更生担保権者若しくは株主として虚偽の権利を行つた者は、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に
処する。

2 前項の規定は、刑法に正条がある場合には、適用しな
い。

(収賄罪)

第二百九十二条 調査委員、管財人、法律顧問又は管財人代理がその職務に関し賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。更生債権者、更生担保権者、株主、代理委員又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が関係人集会の決議に関し賄ろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2 管財人が法人であるときは、管財人の職務に従事する
その役員又は職員がその職務に関し賄ろを收受し、又は
これを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲
役又は二十万円以下の罰金に処する。管財人が法人であ
る場合において、その役員又は職員が管財人の職務に関
し管財人に賄ろを收受させ、又はその供与を要求し、若
しくは約束したときも、また同様である。

3 犯人又は法人たる管財人の收受した賄ろは、没収す
る。その全部又は一部を没収することができないとき
は、その価額を追徴する。

(贈賄罪)

第二百九十三条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄
ろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三
年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第二百九十四条 第四十一条第一項に掲げる者が同条(第
百一条において準用する場合を含む。)の規定による報告

若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一
年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(過料に処すべき場合)

第二百九十五条 更生手続の開始された会社又は新会社の
取締役若しくはこれに準ずべき者又は支配人は、左の場
合においては、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百四十八条第一項又は第二項の規定による裁判
所の命令に違反したとき。
- 二 第二百六十二条第一項の規定によつてすべき公告若
しくは通知をすることを怠り、又は同条第五項の規定
に違反して株式の処分をすることを怠つたとき。
- 2 更生債権者、更生担保権者、株主及び更生のために債
務を負担し、又は担保を供する者が前項第一号に掲げる
行為をしたときも、また同項と同様である。

附則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

破産法及び和議法の一部を改正する法律

（昭和二十七年六月七日）
法律第七十三号

第一条 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「同条第二項」を「同条第四項」に改める。

第十八条から第二十一条までを次のように改める。

第十八条乃至第二十一条 削除

第二十二条に次の後段を加える。

定期金債権ノ金額又ハ存続期間ガ不確定ナルトキ亦同

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 破産手続参加ノ費用ハ之ヲ破産債権トス

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 左ニ掲グル請求権ハ他ノ破産債権ニ後ル

一 破産宣告後ノ利息

二 破産宣告後ノ不履行ニ因ル損害賠償及違約金

三 破産手続参加ノ費用

四 罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

五 債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ破産宣告後ニ到来

スベキ場合ニ於テハ破産宣告ノ時ヨリ期限ニ至ル迄

ノ法定利率ニ依ル元利ノ合計額ガ債権額トナルベキ

計算ニ依リ算出セラルル利息ノ額ニ相当スル部分

六 債権ガ無利息ニシテ其ノ期限ガ不確定ナル場合ニ

於テハ其ノ債権額ト破産宣告ノ時ニ於ケル評価額ト

ノ差額ニ相当スル部分

七 債権ガ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ナル

場合ニ於テハ各定期金ニ付第五号ノ規定ニ準ジ算出

セラルル利息ノ額ノ合計額ニ相当スル部分並各定期

金ニ付同号ノ規定ニ準ジ算出セラルル元本ノ額ノ合

計額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ

生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相当ス

ル部分

第五十二条中「第十七条乃至第二十条」を「第十七条」に

改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ財団債権ガ無利息債権又ハ定期金債権ナルトキ

ハ若シ破産債権ナリトセバ第四十六条第五号乃至第七

号ノ規定ニ依リ他ノ破産債権ニ後ルベキ部分に相当ス

ル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ額トス

第二条を次のように改める。

第二条 破産債権者ノ債権ガ無利息債権又ハ定期金債

権ナルトキハ第四十六条第五号乃至第七号ニ掲グル部

分ヲ控除シタル額ノ限度ニ於テノミ相殺ヲ為スコトヲ

得

第二十二條及第二十三條ノ規定ハ破産債権者ノ債権ニ

之ヲ準用ス

第五條、第六條及び第七條第一項中「区裁判所」

を「地方裁判所」に改める。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十六條中「出張所又ハ其ノ管轄内ノ市役所、町村

役場」を「簡易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村ノ事務所」

に改める。

第三十三條第一項中「又ハ産業組合」を削り、「合名会

社合資会社又ハ株式会社」を「合名会社又ハ合資会

社」に、「相互保險会社」を「相互会社」に改める。

第四十六條を次のように改める。

破産法及び和議法の一部を改正する法律（一七三）

第四十六條 前條ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ償フニ足

ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第四十九條第二項中「警察官署」を「警察署ノ警察官

又ハ警察吏員」に改める。

第五十一條第二項中「警察官署」を「警察官又ハ警察

吏員」に改める。

第八十二條に次の一項を加える。

破産債権者ハ第四十六條ニ掲グル請求権ニ付テハ議決

権ヲ行フコトヲ得ズ

第八十六條第一項中「裁判所書記、執達吏」を「裁判

所書記官、執行吏」に改める。

第八十七條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改

める。

第八十八條中「裁判所書記、執達吏」を「裁判所書

記官、執行吏」に改める。

第九十七條中「千円」を「十万円」に改める。

第二百七條後段を削る。

第二百八條から第二百二十四條までを次のように改め

る。

第二百八條乃至第二百二十四條 削除

第二百二十八条第一項中「優先権アルトキハ其ノ権利」の下に「第四十六条ニ掲グル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百二十九条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同条第一項第三号中「其ノ権利」の下に「第四十六条ニ掲グル請求権ヲ含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第二百四十条第一項中「債権ノ額及優先権」を「債権ノ額、優先権及第四十六条ニ掲グル請求権ノ区分」に改める。

第二百四十一条第二項中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第二百四十五条但書を削る。

第二百五十三條を次のように改める。

第二百五十三條 削除

第二百五十四條第一項中「第三十八條」を「第四十六條」に改める。

第二百五十五條第一項中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百五十八條第二項中「其ノ順位ニ從ヒテ」を「其ノ順位ニ從ヒ優先権ナキモノニ付テハ第四十六條ノ規定ニ

依リ他ノ債権ニ後ルルモノヲ其ノ他ノモノト區別シテ」に改める。

第二百七十一条第二号中「行政訴訟」を「訴訟」に改める。

第二百八十条第二号中「異議ノ訴、訴願又ハ行政訴訟」を「訴訟又ハ訴願」に改める。

第三百二十二条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百五十三條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ハ破産手續ノ費用ヲ償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百五十八條第一項、第三百五十九條第一項及び第三百六十條中「一万円」を「百万円」に改める。

「第三編 復権」を「第三編 免責及復権」に改める。

第三百六十七條の前に次の章名及び二十條を加える。

第一章 免責

第三百六十六條ノ二 破産者ハ破産手續ノ解止ニ至ル迄ノ間何時ニテモ破産裁判所ニ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得破産宣告ト同時ニ破産廢止ノ決定アリタルトキハ其ノ決定確定ノ後ト雖一月内ハ仍免責ノ申立ヲ為スコト

ヲ得

免責ノ申立ヲ為シタルトキハ強制和議ノ提供又ハ第三百四十七條ノ規定ニ依ル破産廢止ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

強制和議ノ提供ヲ為シタルトキハ其ノ棄却若ハ不認可ノ決定ガ確定シ又ハ債権者集会ニ於テ強制和議ガ否決セラレタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百四十七條ノ規定ニ依ル破産廢止ノ申立ヲ為シタルトキハ其ノ棄却ノ決定ガ確定シタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

破産者ガ其ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依ル免責ノ申立ヲ為スコト能ハザリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一月内ニ限り免責ノ申立ノ追完ヲ為スコトヲ得

第三百六十六條ノ三

破産者ハ免責ノ申立ト同時ニ知レタル破産債権者ノ氏名及住所並破産債権ノ額及原因、別除権アルトキハ其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁済ヲ受クルコト能ハザル債権額ヲ記載シタル債権者名簿ヲ提出スルコトヲ要ス申立ト同時ニ提出スルコト能

破産法及び和議法の一部を改正する法律 (一七三)

ハザルトキハ爾後遲滞ナク之ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ四 免責ノ申立アリタルトキハ裁判所

ハ期日ヲ定メテ破産者ヲ審訊スルコトヲ要ス

前項ノ期日ヲ定ムル決定ハ之ヲ公告シ且檢察官、破産管財人及免責ノ効力ヲ受クベキ知レタル破産債権者ニ之ヲ送達スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ第一項ノ期日ノ変更並審訊ノ延期及續行ニ之ヲ準用ス

第二百三十八條但書及第二百三十九條ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第一項ノ期日ハ債権者集会又ハ債権調査ノ期日ト併合スルコトヲ妨ゲズ

第三百六十六條ノ五 裁判所ハ破産管財人ヲシテ免責不

許可ノ事由ノ有無ニ付調査ヲ為サシメ前條ノ審訊期日ニ於テ其ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三百六十六條ノ六 裁判所ハ利害關係人ノ閲覧ニ供ス

ル為免責ノ申立ニ関スル書類及前條ノ規定ニ依ル破産管財人ノ調査書類ヲ備ヘ置クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ七 檢察官、破産管財人又ハ免責ノ効

力ヲ受クベキ破産債権者ハ第三百六十六條ノ四ノ審訊

期日又ハ其ノ期日ニ於テ裁判所ガ定ムル一月以上ノ期間内ニ免責ノ申立ニ付裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ期間ヲ定ムル決定ニ付其ノ言渡アリタルトキハ送達ヲ為スコトヲ要セズ

第三百六十六條ノ八 異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ破産者及異議申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ九 裁判所ハ左ノ場合ニ限り免責不許可ノ決定ヲ為スコトヲ得

一 破産者ニ第三百七十四條、第三百七十五條、第三百七十七條又ハ第三百八十二條ノ罪ニ該ルベキ行為アリト認ムルトキ

二 破産者ガ破産宣告前一年内ニ破産ノ原因タル事実アルニ拘ラズ其ノ事実ナキコトヲ信ゼシムル為詐術ヲ用ヒテ信用取引ニ因リ財産ヲ取得シタルコトアルトキ

三 破産者ガ虚偽ノ債権者名簿ヲ提出シ又ハ裁判所ニ對シ其ノ財産状態ニ付虚偽ノ陳述ヲ為シタルトキ

四 破産者ガ免責ノ申立前十年内ニ免責ヲ得タルコトアルトキ

五 破産者ガ知リテ債権者名簿ニ記載セザリシ請求權但シ債権者ガ破産ノ宣告アリタルコトヲ知リタル場合ヲ除ク

六 罰金、科料、刑事訴訟費用、追徴金及過料

第三百六十六條ノ十三 免責ハ破産債権者ガ破産者ノ保証人其ノ他破産者ト共ニ債務ヲ負担スル者ニ對シテ有スル權利及破産債権者ノ為ニ供シタル担保ニ影響ヲ及ボサズ

第三百六十六條ノ十四 免責ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表アルトキハ之ニ免責決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十五 詐欺破産ニ付破産者ニ對スル有罪ノ判決ガ確定シタルトキハ裁判所ハ破産債権者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ免責取消ノ決定ヲ為スコトヲ得免責ガ破産者ノ不正ノ方法ニ因リテ得ラレタル場合ニ於テ破産債権者ガ免責後一年内ニ免責ノ取消ノ申立ヲ為シタルトキ亦同ジ

第三百六十六條ノ十六 裁判所ハ免責取消裁判ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十七 免責取消ノ決定ハ確定ノ後ニ非

破産法及び和議法の一部を改正する法律 (一七三)

五 破産者ガ本法ニ定ムル破産者ノ義務ニ違反シタルトキ

第三百六十六條ノ十 破産者ガ免責ノ審理ヲ為スベキ期日ニ正当ノ事由ナクシテ出頭セズ又ハ出頭スルモ陳述ヲ拒ミタルトキハ裁判所ハ免責ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同一ノ破産ニ付再ビ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百六十六條ノ十一 免責ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十二 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配当ヲ除キ破産債権者ニ對スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求權ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 租税
二 破産者ガ惡意ヲ以テ加ヘタル不法行為ニ基ク損害賠償

三 雇人ノ給料但シ一般ノ先取特權ヲ有スル部分ニ限ル
四 雇人ノ預り金及身元保証金

ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十八 免責ノ取消アリタルトキハ免責後其ノ取消迄ノ間ニ生ジタル原因ニ基キ破産者ニ對シ債権ヲ有スルニ至リタル者ハ他ノ債権者ニ先テ弁済ヲ受クル權利ヲ有ス

第三百六十六條ノ十九 免責取消ノ決定ガ確定シタルトキハ裁判所ハ其ノ主文ヲ公告シ債権表アルトキハ之ニ免責取消決定確定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ二十 第八條乃至第十二條及第十四條乃至第十八條ノ規定ハ免責及免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第二章 復権
第三百六十六條ノ二十一 破産者ハ左ノ場合ニ於テハ復権ス

- 一 免責ノ決定ガ確定シタルトキ
- 二 強制和議認可ノ決定ガ確定シタルトキ
- 三 第三百四十七條ノ規定ニ依ル申立ニ基ク破産廢止ノ決定ガ確定シタルトキ
- 四 破産者ガ破産宣告後詐欺破産ノ罪ニ付有罪ノ確定判決ヲ受クルコトナクシテ十年ヲ経過シタルトキ

免責取消又ハ強制和議取消ノ決定ガ確定シタルトキハ前項第一号又ハ第二号ノ規定ニ依ル復権ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フ

第三百六十七条を次のように改める。

第三百六十七条 前条ノ規定ニ依リ復権ヲ得ザル破産者ガ弁済其ノ他ノ方法ニ因リ破産債権者ニ対スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免レタルトキハ破産裁判所ハ破産者ノ申立ニ因リ復権ノ決定ヲ為スコトヲ要ス
申立人ハ其ノ責任ヲ免レタルコトヲ証スル書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第三百七十四条第四号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十五条中「五千円」を「三十万円」に改め、同条第五号中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百七十七条第一項中「千円」を「五万円」に改める。

第三百八十条第一項及び第三百八十一条第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第三百八十二条第一項中「千円」を「五万円」に改める。

第二条 和議法(大正十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第百十三条」を「第百十四条」に改める。

第四十四条の次に次の三条を加える。

第四十四条ノ二 債権が無利息ニシテ其ノ期限ガ和議開始ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ和議債権ノ額ハ和議開始ノ時ヨリ期限ニ至ル迄ノ和議債権ニ対スル法定利息ヲ債権額ヨリ控除スルモノトス

第四十四条ノ三 前条ノ規定ハ金額及存続期間ノ確定スル定期金債権ニ之ヲ準用ス但シ其ノ総額ガ法定利率ニ依リ其ノ定期金ニ相当スル利息ヲ生ズベキ元本額ヲ超ユルトキハ其ノ元本額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十四条ノ四 第四十四条ノ二ノ場合ニ於テ期限ガ不確定ナルトキハ和議開始ノ時ニ於ケル評価額ヲ以テ和議債権ノ額トス

第四十五条中「第十七条乃至第二十条」を「第十七条」に改める。

第六十八条第一項及び第六十九条第一項中「三千円」を「二十万円」に改める。

第七十条第一項中「千円」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

2 この法律施行前に破産の宣告のあつた事件については、破産法第十八条から第二十二号まで、第三十八條、第四十六條、第五十二條、第二百二條、第百八十二條、第二百二十八條、第二百二十九條、第二百四十條、第二百五十四條及び第二百五十八條の改正規定(同法第二百二十九條の改正規定については「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める部分を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律施行前に破産手続の解止のあつた事件の破産者は、破産法第三百六十六條ノ二十一第一項第二号及び第三号に掲げる場合を除き、同法第三百六十六條ノ第二項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年内は、免責の申立をすることが出来る。この法律施行の際裁判所に係属中の破産事件の破産者も、また同様である。

4 破産法第三百六十六條ノ二第五項の規定は、前項の破産者ガその責に歸することのできない事由によつて同項の期間内に免責の申立をすることができなかつた場合に準用する。

5 この法律施行前に破産法第三百六十六條ノ二十一第一

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律 (昭和三十七年六月十日) 法律第百七十四号

項第二号から第四号までに掲げる事由のあつた破産者は、この法律施行の際に復権する。

6 前項の規定により強制和議認可の決定の確定に基く復権のあつた後強制和議取消の決定が確定したときは、復権は、将来に向つてその効力を失う。

7 第五項の規定は、身代限の処分を受けた者及び家資分散の宣告を受けた者に準用する。

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律 (昭和三十七年六月十日) 法律第百七十四号

(国家公務員法の一部改正)

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律 (一七四)

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三
条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（一七四）

六九二

第一条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の
一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号及び第十七号を次のように改め
る。

十六 削除
十七 削除

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十
四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正す
る。

第一条第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十
九号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号を削り、同条第三号を次のように改め
る。

三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に

基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服
する者

（国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に
関する法律の一部改正）

第四条 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支
給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を
次のように改正する。

第四条を削る。

（政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関す
る法律を廃止する法律の一部改正）

第五条 政府に対する不正手段による支払請求の防止等
に関する法律を廃止する法律（昭和二十五年法律第九十
号）の一部を次のように改正する。

本則但書中「同法第十一条」を「同法第十一条（第一号
を除く。）」に改める。

（旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関
する法律の規定の読替）

第六条 政府に対する不正手段による支払請求の防止等
に関する法律を廃止する法律の規定によりなおその効力を
有する旧政府に対する不正手段による支払請求の防止等

に関する法律（昭和二十二年法律第七十一号）第十一
条第二号中「公共事業費」とあるのは、「公共事業に関す
る経費で命令で定めるもの」と読み替えるものとする。

（連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服する
者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処理の
特例に関する法律の一部改正）

第七条 連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服
する者等に支払うべき給料その他の給与の支払事務の処
理の特例に関する法律（昭和二十五年法律第五号）の一
部を次のように改正する。

題名中「連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労
務に服する者」を「駐留軍労務者」に改め、本則第一項
中「連合国軍の需要に応じ連合国軍のために労務に服
する者及び公共事業費又は米国対日見返資金」を「日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐
留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者及
び公共事業に関する経費で大蔵大臣が指定するもの」
に改める。

（駐留軍労務者の身分）

第八条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三
条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（一七四）

六九三

（以下「条約」という。）に基き駐留するアメリカ合衆国軍
隊のために労務に服する者で国が雇用するもの（以下「駐
留軍労務者」という。）は、国家公務員でない。

2 駐留軍労務者は、国家公務員法第二条第六項に規定す
る勤務者と解してはならない。

（駐留軍労務者の勤務条件）

第九条 駐留軍労務者の給与は、その職務の内容と責任に
応ずるものでなければならぬ。

2 駐留軍労務者の給与その他の勤務条件は、生計費並び
に国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他
の勤務条件を考慮して、調達庁長官が定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第六条の規定及び
第七条（公共事業費に係る改正の部分に限る。）の規定
は、昭和二十七年四月一日から、これらの規定以外の本
則の規定並びに附則第二項及び第三項の規定は、条約の
効力発生の日から適用する。

2 駐留軍労務者の給与その他の勤務条件については、調
達庁長官が第九条第二項の規定により定めるまでの間
は、同項の規定にかかわらず、条約の効力発生の日にお

いて定められている連合国軍の需要に應じ連合国軍のために労務に服する者（以下「連合国軍労務者」という。）の給与その他の勤務条件の例による。

3 連合国軍労務者であつて、条約の効力発生の日において引続き駐留軍労務者となつたものが退職した場合においては、その者が連合国軍労務者として在職した期間に對しては、第九条第二項及び前項の規定にかかわらず、その者が条約の効力発生の日から三十日前に解雇の予告を受け、且つ、その日において解雇されたものとみなして、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に關する法律（昭和二十五年法律第四百十二号）附則第四項の規定を適用して計算した額とその額に對し条約の効力発生日の翌日から退職の日までの日数に應じ一年につき五分の割合を乗じて得た額との合計額の退職手当を支給する。

地方公務員法の一部を改正する法律（昭和二十七年六月十日） （法律第四百七十五号）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一

12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職を兼ねることができない。

第九條第十項を削り、同條第十一項を同條第十項とし、同條第十二項を同條第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 第三十条から第三十八条までの規定は、常勤の人事委員会の委員の服務に、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は、非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務に準用する。

第十二條第二項中「委員長」を「委員」に改め、同條第五項中「第一項」を「第一項及び第四項」に改め、同條第七項及び第八項中「及び第四項」を「、第四項及び第五項」に改め、同條第四項を同條第五項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第七條第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体は、第一項の規定にかかわらず、事務局を置かないで事務職員を置くことができる。

第四十五條に次の三項を加える。

地方公務員法の一部を改正する法律（一七五）

部を次のように改正する。
第三條第三項第三号中「参与」の下に「調査員、囑託員」を加える。

第七條第二項及び第三項を次のように改める。

2 地方自治法第五十五條第二項の市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）十五万以上のものは、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村、特別区及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

第九條第九項を次のように改める。

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第七條第四項の規定により公平委員

2 公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に關して異議のある者は、当該都道府県の人事委員会に對し、人事委員会規則で定めるところにより、審査の請求をすることができる。

3 前項の請求があつたときは、人事委員会は、直ちにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び当局に通知しなければならない。

4 第二項の規定による審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
附則第一項中「一年六月」を「二年」に、「二年」を「二年六月」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の地方公務員法第七條第三項の規定により公平委員会を置くものとされた地方公共団体がこの法律施行の際現に置いている人事委員会は、この法律施行の日から六月以内に限り、存続させることができる。
- 3 人事委員会を置く地方公共団体においては、地方公務員法第十五條及び第十七條から第二十二條までの規定が施行されるまでの間においても、人事委員会は、任命権

者の委託を受け、職員の採用試験を行うことができる。
4 前項の採用試験の実施に関し必要な事項は、地方公務員法第十五条の規定の精神に則り、人事委員会規則で定める。

宅地建物取引業法

(昭和二十七年六月十日
法律第七十六号)

目次

- 第一章 総則 (第一条・第二条)
- 第二章 登録 (第三条―第十二条)
- 第三章 業務 (第十三条―第二十条)
- 第四章 雑則 (第二十一条―第二十三条)
- 第五章 罰則 (第二十四条―第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業に対し必要な取締を行い、もつてその業務の適正な運営を図ることにより、宅地及び建物の利用

を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 宅地 建物の敷地に供せられる土地をいう。
- 二 宅地建物取引業 宅地若しくは建物(建物の一部を含む。以下同じ。)の売買若しくは交換又は宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介をする行為で業として行うものをいう。
- 三 依頼者 宅地建物取引業を営む者に対し、宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介を依頼する者をいう。

第二章 登録

(登録)

第三条 宅地建物取引業を営もうとする者は、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、二年間有効とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き宅地建物取引業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

あるときはその旨を記載し、該当しない者であるときはその旨を誓約する書面

第四条 前各号に掲げるものの外、登録申請者(法人である場合においては、その役員)の略歴その他建設省令で定める事項を記載した書面

3 登録申請者は、条例の定めるところにより、三千円以下の登録手数料を都道府県に納めなければならない。

(登録の実施)

第五条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、第六条の規定により登録を拒否する場合を除く外、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を宅地建物取引業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合において、直ちに、当該登録申請者に対する旨を通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうち

(登録の申請)

第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、建設省令の定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 個人である場合においては、その者の氏名
- 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 事務所の所在地

2 前項の登録申請書には、建設省令の定めるところにより、左に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 宅地建物取引業経歴書(前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者にあつては、直前一年の各事業年度における事業実績の概要を記載した書面)
- 二 登録申請者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 三 登録申請者が第六条第二項各号の一に該当する者で

宅地建物取引業法 (一七六)

ちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録申請者につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

- 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定により登録が取り消され、その取消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。)
 - 三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当する者
 - 四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの
- 2 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当するときは、その登録を拒否することができる。
- 一 禁こ以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

- 二 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前号に該当する者
- 三 法人でその役員のうち第一号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録簿等の写の送付)

第七条 都道府県知事は、第五条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録をした場合において、当該登録を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有するときは、遅滞なく、登録簿のその者に係る部分及び第四条第二項に規定する書類の写を当該他の都道府県の知事に送付しなければならない。

(変更の届出)

第八条 第五条第一項の規定による登録を受けて宅地建物取引業を営む者(以下「宅地建物取引業者」という。)は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を主たる事務所の所在地を

消しなければならない。

- 一 前条の規定による届出があつたとき。
- 二 登録の有効期間満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録をまつ消した場合において、当該登録のまつ消を受けた者が他の都道府県の区域内に事務所を有していたときは、遅滞なく、その旨を当該他の都道府県の知事に通知しなければならない。

(登録簿等の閲覧)

第十一条 宅地建物取引業者の各事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、その者に係る登録簿及び第四条第二項に規定する書類又はこれらの写を一般の閲覧に供しななければならない。

(無登録事業の禁止)

第十二条 第五条第一項の規定による登録を受けない者は、宅地建物取引業を営んではならない。

第三章 業務

(業務処理の原則)

第十三条 宅地建物取引業者は、依頼者その他取引の關係

管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 第五条第一項の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第九条 宅地建物取引業者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 宅地建物取引業を廃止したときは、宅地建物取引業者であつた者
- 二 宅地建物取引業者が死亡したときは、その相続人
- 三 宅地建物取引業者が破産したときは、その破産管財人
- 四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者
- 五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人は、その清算人

(登録のまつ消)

第十条 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合においては、登録簿につき、当該宅地建物取引業者の登録をまつ

者に対し、信義を旨とし、誠実にその業務を行わなければならない。

(不当な履行遅延の禁止)

第十四条 宅地建物取引業者は、その業務に関してなすべき宅地若しくは建物の登記若しくは引渡又は取引に係る対価の支払を不当に遅延する行為をしてはならない。

(契約書の送付)

第十五条 宅地建物取引業者は、その業務に関して、依頼者から委託を受けて契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約書を依頼者に送付しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十六条 宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業を営まなくなつた後であつても、また同様とする。

(報酬)

第十七条 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して受けることのできる報酬の額は、都道府県知事の定めるところによる。

2 宅地建物取引業者は、前項の額をこえて報酬を受けて

はならない。

(業務に関する禁止事項)

第十八条 宅地建物取引業者は、その業務に関して、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方又は依頼者に対し、左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為
- 二 不当に高額な報酬を要求する行為

(標識の掲示)

第十九条 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見易い場所に、建設省令で定める標識を掲げなければならない。

(業務の停止と登録の取消)

第二十条 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者の登録を取り消さなければならない。

- 一 不正の手段によつて第五条第一項の規定による登録を受けたとき。
- 二 第六条第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第九条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、宅地建物取引業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、六箇月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

一 第六条第二項各号の一に該当するに至つたとき。

二 第八条第一項の届出を怠つたとき。

三 第十四条から第十六条まで、第十七条第二項、第十八条又は前条の規定に違反したとき。

四 この法律の規定に基く都道府県知事の処分に違反したとき。

五 その他業務に関して著しく不当な行為をしたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により、登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとする場合においては、当該宅地建物取引業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者(法人である場合においては、その役員。以下この条において同じ。)又はその代理人の出頭を求め、都道府県知事の指定する職員に聴聞させなければならない。

らない。但し、その者又はその代理人が正当な事由がなくして聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで当該処分をすることができ。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により宅地建物取引業者の登録を取り消した場合においては、直ちに、その登録をまつ消するとともに、その旨を登録を取り消された者に通知しなければならない。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定により登録をまつ消した場合に準用する。

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

第二十一条 都道府県知事は、宅地建物取引業の適正な運営を期するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又は当該職員をして宅地建物取引業を営む者の事務所に入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため

めに認められたものと解してはならない。

(訴願)

第二十二条 この法律に規定した事項につき都道府県知事
のした処分に不服のある者は、建設大臣に訴願すること
ができる。

(適用の除外)

第二十三条 この法律は、国及び地方公共団体並びに信託
会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

第五章 罰則

第二十四条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲
役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

一 不正の手段によつて第五条第一項の規定による登録
を受けた者

二 第十二条の規定に違反した者

三 第二十条第二項の規定による業務の停止の命令に違
反して業務を営んだ者

第二十五条 第十八条の規定に違反した者は、一年以下の
懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

ため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたこ
との証明があつたときは、その法人又は人については、
この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日
をこえない期間内において、政令で定める。

(この法律施行の際宅地建物取引業を営んでいる者)

2 この法律施行の際、現に宅地建物取引業を営んでも、
者は、第五条第一項の規定による登録を受けなくても、
その施行の日から起算して六十日間を限り、宅地建物取
引業者とみなす。その者がその期間内に第四条の規定に
より登録を申請した場合において、その期間を経過した
ときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様
とする。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部
を次のように改正する。

第三条第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百

ドイツ人工業所有権特別措置令の一部を改正する法律

(一七七)

第一章 総則

附則 第五節 罰則(第三十条)

第四章 商標(第十八条―第二十九条)

第三章 実用新案及び意匠(第十七条)

第二章 特許(第二条―第十六条)

第一章 総則(第一条)

目次

ドイツ人工業所有権特別措置令(昭和二十五年政令第四
号)の一部を次のように改正する。
第一条の前に次の目次及び章名を加える。

(昭和二十七年六月十日
法律第百七十七号)

ドイツ人工業所有権特別措
置令の一部を改正する法律

七十六号)の施行に関する事務を管理すること。
第四条第九項中「前条第十八号、第十九号」を「前条第
十八号から第十九号まで」に改める。

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この政令において「ドイツ人」とは、ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)第二条第二項のドイツ人、同条第三項の準ドイツ人及び同条第四項のドイツ系法人をいう。

2 この政令において「ドイツ財産」とは、ドイツ財産管理令第二条第十二項のドイツ財産をいう。

3 この政令において「三国」とは、昭和二十年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有するアメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びフランスをいう。

第一条の次に次の章名を加える。

第二章 特許

第二条第一項中「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、「実用新案権又は意匠権」及び「(実用新案法(大正十年法律第九十七号)第二十六条又は意匠法(大正十年法律第九十八号)第二十五条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削り、国条第二項中「実用新案権又は意匠権」を削り、「これらに関する」を「これに関する」

第三条の見出し中「特許料等の不納による」を削り、同条中「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、「若しくは考案」及び「実用新案権又は意匠権」を削り、同条に次の但書を加える。

但し、ドイツ財産管理令第三条第一項の規定により主務大臣が指定した特許権にあつては、その指定に係る第十五条第四号の規定による公告の日から六月を経過した日以後、三国が譲り渡した特許権にあつては、その譲渡に係る第十五条第五号の規定による公告の日から三月を経過した日以後は、この限りでない。

第四条第一項中「実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは商標登録出願(標章及び団体標章の登録出願並びに商標権、標章権及び団体標章権の存続期間更新の登録出願を含む。以下同じ。)」を削り、「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、同条第二項中「実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは商標登録出願」を削り、「昭和二十年九月十三日」を「昭和二十年九月二十日」に改め、同条第三項中「実用新案公報、意匠公報又は商標公報」を削り、同条第四項中「実用新案権又は意匠権」を削

る。

第四条の次に次の十二条及び三章を加える。

(特許の取消)

第五条 特許庁長官は、三国からドイツ財産たる特許権について特許を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その旨を特許公報で公告しなければならない。

2 前項の請求について異議がある者は、同項の規定による公告の日から六十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、特許庁長官に異議の申立をすることができる。

3 特許庁長官は、前項の異議の申立があつたときは、その申立に係る異議を三国に通知しなければならない。

4 特許庁長官は、第二項の期間内に異議の申立がないとき、又は同項の期間内に異議の申立があつた場合において、三国から第一項の請求を変更しない旨の通知を受けたときは、当該特許権について特許を取り消さなければならない。

(特許出願の無効)

第六条 特許庁長官は、三国からドイツ財産たる特許を受ける権利に係る特許出願を無効とすべき旨の請求を受けたときは、その旨を特許公報で公告しなければならない

ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律 (一七七)

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

3 特許庁長官は、前項において準用する前条第四項の規定により特許出願を無効としたときは、特許庁において出願書類及び附属物件を公衆の閲覧に供するとともに、その出願に係る発明の明細書及び図面を特許公報に記載しなければならない。

(特許又は登録の除外)

第七条 前条第二項において準用する第五条第四項の規定により無効とされた特許出願の出願書類に記載された発明若しくは考案と同一の発明又は同一若しくは類似の考案については、特許し、又は実用新案若しくは意匠の登録をしない。但し、その特許出願前の出願に係る発明又は考案については、この限りでない。

2 特許又は登録が前項の規定に違反してされたときは、審判によりこれを無効としなければならない。

3 前項の規定による特許又は登録の無効は、特許法第八十四条第一項第一号の特許の無効又は実用新案法(大正十年法律第九十七号)第二十二條第一項第一号若しくは

意匠法（大正十年法律第九十八号）第二十二條第一項第一号の登録の無効とみなし、これらの法律中特許又は登録の無効に関する規定を適用する。

4 第二項の無効の審判については、特許法第八十五條第一項及び実用新案法第二十三條第一項の規定は、適用しない。

（特許料に関する特例）

第八條 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許権については、特許証主は、特許法第六十九條第一項前段の規定にかかわらず、その指定の日の属する特許年度（特許法第四十三條第一項に規定する十五年の各年をいう。以下同じ。）以前の特許年度についての特許料で、まだ納付していないものを、その指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月以内に納付することができる。

2 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が指定した特許権の特許料で、納付すべき期限が既に到来し、又はその指定に係る第十五條第四号の規定による公告の日から六月以内に到来するものについては、同号の規定による公告の日から六月以内は、特許法第六十九

條第一項後段の規定は、適用しない。

第九條 三国が譲り渡したドイツ財産たる特許権については、特許証主は、特許法第六十九條第一項前段の規定にかかわらず、その譲渡の日の属する特許年度以前の特許年度についての特許料で、まだ納付していないものを、その譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月以内に納付することができる。

2 三国が譲り渡したドイツ財産たる特許権の特許料で、納付すべき期限が既に到来し、又はその譲渡に係る第十五條第五号の規定による公告の日から三月以内に到来するものについては、同号の規定による公告の日から三月以内は、特許法第六十九條第一項後段の規定は、適用しない。

第十條 第八條第一項又は前條第一項に規定する特許権は、同項の期間内に特許料の納付がないときは、その指定又は譲渡の日にかかるとして消滅したものとみなす。

（実施権の消滅）
第十一條 三国の許諾により設定されたドイツ財産たる特許権に係る特許発明の実施権は、三国の決定に基き特許庁長官が指定したときは、その指定の日にかつて消滅する。

（損害賠償請求権等）

第十二條 三国以外の何人も、ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における特許発明の実施に対する報酬又は特許権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

（不実施期間の特例）

第十三條 ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間に、特許法第四十一條第一項及び第二項に規定する期間に算入しない。

（審判の除斥期間の特例）

第十四條 ドイツ財産であつた特許権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間に、特許法第八十五條第一項に規定する期間に算入しない。

（公告）

第十五條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

一 第五條第四項の規定により特許を取り消したとき。

ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律 (一七七)

二 第六條第二項において準用する第五條第四項の規定により特許出願を無効としたとき。

三 第十一條の規定による指定をしたとき。

四 ドイツ財産管理令第三條第一項の規定により主務大臣が特許権又は特許を受くるの権利を指定したとき。

五 三国からドイツ財産たる特許権又は特許を受くるの権利を譲り渡した旨の通知があつたとき。

六 三国からドイツ財産たる特許権の存続期間が終了した旨の通知があつたとき。

（ドイツ財産からの除外）

第十六條 ドイツ財産たる特許権又は特許を受くるの権利で、三国が譲り渡したものは、その譲渡の日からドイツ財産でなくなるものとする。

第三章 実用新案及び意匠

第十七條 第二章（第十三條を除く。）の規定は、実用新案及び意匠に關し準用する。

第四章 商標

（商標権の回復）

第十八條 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権（標章権及び団体標章権を含む。以下同

じ。で、商標法(大正十年法律第九十九号)第十条の存続期間の終了により消滅したものは、その存続期間の終了の時にさかのぼつて回復する。

(権利消滅の除外)

第十九条 ドイツ人が昭和二十年九月二十日において有していた商標権に関しては、商標法第十条の規定は、適用しない。但し、ドイツ財産管理令第三条第一項の規定により主務大臣が指定した商標権については、その指定に係る第二十八条第七号の規定による公告の日から九月を経過したときは、この限りでない。

(商標の登録に関する特例)

第二十条 第二十九条第一項において準用する第五条第四項の規定により登録を取り消された商標(商標法第二十六條第一項の標章及び同法第二十七條第一項の団体標章を含む。以下同じ。)と同一又は類似の商標で、その登録を取り消された商標に係る指定商品(商標法第五条の規定により指定した商品をいう。以下同じ。)と同一又は類似の商品に使用するものについては、登録(商標権の存続期間更新の登録を除く。)をしない。但し、その取消に係る第二十八条第五号の規定による公告の日から一年を

経過した後の出願に係る商標及び左に掲げる者がその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品について出願するその商標と同一の商標(第二号及び第三号に掲げる者にあつては、その商標と同一又は類似の商標を使用した他人の商品との混同を防ぐのに適当な表示を附したるもの。以下同じ。)については、この限りでない。
一 ドイツ財産管理令第四条の規定により三国に帰属したものとされた日(同令第二条第五項のドイツ人財産以外のドイツ財産たる商標権については、その登録の取消の日)においてその登録を取り消された商標の商標権者であつた者又はその承継人
二 国内においてその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に使用している者で、三国の決定に基き特許庁長官が指定するもの
三 日本国との平和条約の最初の効力の発生の際現にその登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に専用する権利で外国の法令に基くものを有していた者又はその権利の承継人で、引き続きその権利を行使してい

るもの

- 2 前項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録の出願については、商標法第二条第一項第八号、第十号及び第十一号の規定は、適用しない。但し、その取消に係る第二十八条第五号の規定による公告の日から一年(前項但書第二号及び第三号に掲げる者がする出願については、政令で定める期間)を経過した後にする出願については、この限りでない。
- 3 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録を出願した場合において、その出願に係る商標が他人(同項但書第三号に掲げる者がする出願にあつては、同号に掲げる者であつて、その登録を取り消された商標と同一の商標をその登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品に専用する権利で一の外国の法令に基くものを有し、又は承継したものを除く。以下この条において同じ。)の登録商標と同一又は類似であつて、同一又は類似の商品に使用するものであるときは、その出願については、商標法第二条第一項

ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律 (一七七)

- 第九号の規定は、適用しない。
 - 4 第一項但書各号に掲げる者が同項に規定する登録を取り消された商標に係る指定商品と同一の商品についてその商標と同一の商標の登録の出願が他人の出願と競合し、又は同日の出願となつたときは、同項但書各号に掲げる者がする出願については、商標法第四条第一項の規定は、適用しない。
 - 5 第二項但書の規定は、前二項の場合に準用する。
 - 6 商標の登録が第一項の規定に違反してされたときは、審判によりこれを無効としなければならない。
 - 7 前項の規定による登録の無効は、商標法第二十二条第一項第二号の登録の無効とみなし、同法中商標の登録の無効に関する規定を適用する。
 - 8 第六項の無効の審判については、商標法第二十三条の規定は、適用しない。
- (存続期間更新の登録の出願の特例)
- 第二十一条 ドイツ財産管理令第三条第一項の規定により主務大臣が指定した商標権で、その指定に係る第二十八条第七号の規定による公告の日までにその登録又は存続期間の更新(更新が二回以上行われたときは、その最後

のもの)の日から十九年六月を経過しているものの第十九条但書の規定により適用されるべき商標法第十条の存続期間は、その公告の日から六月以内にする更新登録の出願により更新することができる。

2 前項の規定による存続期間の更新は、商標法第十一条の規定による存続期間の更新とみなし、同法中存続期間の更新に関する規定を適用する。

3 第一項の更新登録の出願に基き商標権の存続期間更新の登録を受ける者は、商標法第二十条第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する商標法第十条の存続期間が終了した日に登録を受けたものとした場合において登録料として納付すべきであつた金額を登録料として納付しなればならない。

(指定標章の使用の禁止等)

第二十二條 何人も、ドイツ財産たる商標権又は商標の登録出願から生じた権利に係る商標に關し三国の決定に基き通商産業大臣が指定する標章(以下「指定標章」という。)と同一若しくは類似のものをその商標に係る指定商品と同一若しくは類似の商品に商標として使用し、又はこれを商標として使用した同一若しくは類似の商品を販

売してはならない。但し、左に掲げる場合及び日本国との平和条約の最初の効力の発生の日から七年以内において政令で定める期間を経過した後は、この限りでない。

一 通商産業大臣の指定の實際に指定標章と同一又は類似のものを使用する者がその指定の日から一年以内にその商標を使用し、又はこれを使用した商品を販売するとき。

二 指定標章と同一又は類似のものを使用した商品を譲り受けた者が通商産業大臣の指定の日から二年以内にその商品を販売するとき。

三 三国の決定に基き通商産業大臣が指定する者(以下「被指定者」という。)以外の者が登録を受けている商標をその指定商品に使用し、又はこれを使用した指定商品を販売するとき。

四 被指定者以外の者が使用している商標で、取引者若しくは需要者の間に広く認識されているものを同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を販売するとき。

五 慣用されている商標を同一若しくは類似の商品に使用し、又はこれを使用した同一若しくは類似の商品を

ければならない。

3 第一項の規定により登録を取り消された商標権がその取消の日までにその登録又は存続期間の更新(更新が二回以上行われたときは、その最後のもの)の日から二十年を経過しているときは、その商標権は、その二十年が経過した時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(輸入許可の取消)

第二十五條 通商産業大臣は、三国からドイツ財産管理令第二十八条の二第一項の規定により輸入を許可した商品について許可を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その許可を取り消さなければならない。

(損害賠償請求権)

第二十六條 三国以外の何人も、ドイツ財産であつた商標権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間における商標権の侵害に対する損害賠償を請求することができない。

(不使用期間等の特例)

第二十七條 ドイツ財産であつた商標権については、昭和二十年九月二十日からドイツ財産でなくなつた日までの期間は、商標法第十四条に規定する期間に算入しない。

販売するとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示しなければならない。

第二十三條 指定標章と同一又は類似のものについては、登録(商標権の存続期間更新の登録を除く。)をしない。但し、日本国との平和条約の最初の効力の発生の日から七年以内において政令で定める期間を経過した後は、この限りでない。

2 第二十条第六項から第八項までの規定は、前項の規定に違反してされた登録に準用する。

(商標の登録の取消等)

第二十四條 特許庁長官は、三国からドイツ財産たる商標権で、その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものについて登録を取り消すべき旨の請求を受けたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 特許庁長官は、三国からドイツ財産たる商標の登録出願から生じた権利に係る商標の登録出願(商標権の存続期間更新の登録出願を含む。以下同じ。)で、その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを無効とすべき旨の請求を受けたときは、その出願を無効としな

ドイツ工業所有権特別措置令の一部を改正する法律 (一七七)

(公告)

第二十八條 特許庁長官は、左に掲げる場合は、その旨を特許公報で公告しなければならない。

- 一 第二十条第一項第二号の規定による指定をしたとき。
- 二 第二十四条第一項の規定により商標の登録を取り消したとき。
- 三 第二十四条第二項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。
- 四 第二十五条の規定により通商産業大臣が許可を取り消したとき。
- 五 次条第一項において準用する第五条第四項の規定により商標の登録を取り消したとき。
- 六 次条第一項において準用する第六条第二項において準用する第五条第四項の規定により商標の登録出願を無効としたとき。
- 七 ドイツ財産管理令第三条第一項の規定により主務大臣が商標権又は商標の登録出願から生じた権利を指定したとき。

(準用)

との証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十七条において準用する第三条の規定は、第十七条において準用する第二条の規定により回復する実用新案権若しくは意匠権又は第十七条において準用する第四条第一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたために回復する実用新案権若しくは意匠権については、その回復した時から、第十九条の規定は、第十八条の規定により回復する商標権又は第二十九条第一項において準用する第四条第一項若しくは第二項の規定により確定審決が無効となつたため回復する商標権については、その回復した時から適用する。

船舶安全法の一部を改正する法律

(昭和二十七年六月十日法律第七十八号)

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

船舶安全法の一部を改正する法律(一七八)

第二十九條 第四条第一項から第三項まで、第五条、第六条第一項及び第二項並びに第十四条の規定は、商標に關し準用する。この場合において、第五条第一項中「特許権」とあるのは、「商標権(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と、第六条第一項中「特許を受くるの権利」とあるのは、「商標の登録出願から生じた権利(その商標が指定標章と同一であり、又はこれを有するものを除く。)」と読み替えるものとする。

第五章 罰則

第三十條 第二十二條第一項の規定に違反した者は、十萬元以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたこと

第四條第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 前各号ヲ除クノ外旅客船又ハ総噸數五百噸以上ノ船舶ニシテ國際航海ニ從事スルモノ

第四條第二項中「前項ノ規定ニ依リ無線電信」を「前二項ノ規定ニ依リ無線電信又ハ無線電話」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ無線電信ハ同項第四号ニ掲グル船舶(總噸數千六百噸以上ノモノヲ除ク)ニシテ旅客船ニ非ザルモノニ付テハ電波法ニ依ル無線電話ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第五條第一項及び第十八條第六号中「無線電信」の下に「又ハ無線電話」を加える。

第十三條の次に次の一条を加える。

附則

この法律は、昭和二十七年十一月十九日から施行する。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

（昭和二十七年六月十日 法律第七十九号）

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 申請者のホテル業の経営が著しく不健全又は不確実であると認められるとき。

第八条中「法人税」の次に「及び所得税」を加える。

別表第一の第一号中「環境」の次に「及び建築」を加える。

別表第一の第二号中「三分の一以上」を「二分の一以上」に改める。

別表第一の第三号中「玄関広間があること。」を「収容人員に相応した規模のロビーその他の客の共用に供する室があること。」に改める。

別表第一の第六号を次のように改める。

六 使用のたびに用水を取り替えることのできる設備を有する洋式浴室（以下「基準浴室」という。）又は冷水及び温

水を出すことのできるシャワー設備のあるシャワー室（以下「基準シャワー室」という。）であつて、洋式客室に附属するものが、東京都の区のある区域並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市においては、六室以上で、且つ、洋式客室総数の十分の一以上、その他の地においては、三室以上で、且つ、洋式客室総数の十分の一以上あること。

別表第一の第六号の次に次の一号を加える。

六の二 基準浴室又は基準シャワー室が附属してない洋式客室の敷に相応した数の共用の基準浴室又は基準シャワー室で、その入口にかぎをかけることができるものがあること。

別表第二を次のように改める。

別表第二

建物

- イ 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 四十年
- ロ れんが造、石造及びブロック造 三十年
- ハ 鉄骨造 二十五年
- ニ 土蔵造 二十年

ホ 木造及び木骨モルタル造 十五年
 建物附属設備

イ 電気設備

ロ 汽かん設備

ハ 暖房設備

ニ 冷房設備

ホ 通風設備

ヘ 昇降機設備

ト 給排水設備

チ 衛生設備

リ イからチまでに掲げる設備以外の建物附属設備

- イ 電気設備 十五年
- ロ 汽かん設備 十五年
- ハ 暖房設備 十五年
- ニ 冷房設備 十五年
- ホ 通風設備 十五年
- ヘ 昇降機設備 十五年
- ト 給排水設備 十五年
- チ 衛生設備 十五年
- リ イからチまでに掲げる設備以外の建物附属設備 十五年

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律（一七九）

ヌ イからリまでに掲げる建物附属設備の全部を総合して償却額の計算を行う場合の耐用年数

構築物

イ 庭園

ロ 装道路

1 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷及び石敷のもの

2 アスファルト敷のもの

3 ビチューマルス敷のもの

ハ その他

1 主として木製のもの

2 その他のもの

器具及び備品

イ 室内装飾品

1 金属性のもの

2 その他のもの

ロ 食事用品及びちゆうら房用品

ハ 繊維製品及びいす

ニ その他の客室用品、応接セット及

七一五

- イ 庭園 十五年
- ロ 装道路 三十五年
- 1 コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷及び石敷のもの 十五年
- 2 アスファルト敷のもの 十年
- 3 ビチューマルス敷のもの 三年
- ハ その他
 - 1 主として木製のもの 十年
 - 2 その他のもの 三十年
- 器具及び備品
 - イ 室内装飾品
 - 1 金属性のもの 二十年
 - 2 その他のもの 十五年
 - ロ 食事用品及びちゆうら房用品 四年
 - ハ 繊維製品及びいす 四年
 - ニ その他の客室用品、応接セット及 四年

び娯楽設備	五年
ホ 電話設備	十五年
ヘ ネオンサイン	三年
ト その他	
1 主として金属性のもの	十五年
2 その他のもの	八年
機械及び装置	
イ 引湯管	五年
ロ その他の機械及び装置	
1 ちゅう房用設備	八年
2 その他のもの	十五年

別表第三の第二号を次のように改める。

二 外客の宿泊に適する客室（以下「基準客室」という。）の数が、十室以上で、且つ、客室総数の二分の一（客室総数が三十室をこえるときは、そのこえる部分については、その三分の一）以上であること。

別表第三の第三号中「客室」を「基準客室」に改める。

別表第三の第三号ロを次のように改める。

ロ いす及びテーブルの備付のある広縁その他の施設があること。

別表第三の第三号の次に次の一号を加える。

三の二 専用の洗面設備がある基準客室の数が、五室（基準客室の数が十五室をこえるときは、そのこえる客室の数の四分の一に五室を加えたもの）以上あること。

別表第三の第四号中「又は上質の板張」を「若しくは上質の板張又はこれらと同等以上の構造を有するもの」に改める。

別表第三の第四号の次に次の一号を加える。

四の二 使用のたびに用水を取り替えることのできる設備を有する共用の浴室、共用の基準シャワー室又は冷水及び温水を出すことのできるシャワー設備のある共用の浴室のいずれかが二以上あること。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル又は旅館の施設については、同法別表第一及び別表第三の改正規定にかかわらず、この法律の施行の日から三年間は、なお、従前の例による。

道路法

（昭和二十七年六月十日）
法律第百八十七号

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 道路の種類並びに路線の指定及び認定（第四条—第十一条）

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者（第十二条—第二十八条）

第二節 道路の構造（第二十九条—第三十一条）

第三節 道路の占用（第三十二条—第四十一条）

第四節 道路の保全（第四十二条—第四十八条）

第四章 道路に関する費用、収入及び公用負担（第四十九条—第七十条）

第五章 監督（第七十一条—第七十八条）

第六章 道路審議会（第七十九条—第八十四条）

第七章 雑則（第八十五条—第九十八条）

第八章 罰則（第九十九条—第一百六条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

道路法（一八〇）

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に關して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の發達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で第四条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附屬物で当該道路に附屬して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附屬物」とは、道路の構造の保全、安全且つ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、左の各号の一に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止こまどし

二 道路上の並木又は街燈で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路に接する道路修理用材料の常置場

五 道路に接する自動車駐車場で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

六 前各号に掲げるものを除く外、政令で定めるもの

(私権の制限)

第三条 道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。

第二章 道路の種類並びに路線の指定及び認定

(道路の種類)

第四条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 一級国道

二 二級国道

三 都道府県道

四 市町村道

(一級国道の意義及びその路線の指定)

第五条 前条第一号の一級国道とは、国土を縦断し、横断し、又は循環して全国的な幹線道路網の枢要部分を構成し、且つ、都道府県庁所在地(北海道にあつては、支庁所在地。以下同じ。)その他政治・経済・文化上特に重要な都市を連絡する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

な都市を連絡する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

(二級国道の意義及びその路線の指定)

第六条 第四条第二号の二級国道とは、一級国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。

一 都道府県庁所在地及び人口十万以上の市(以下これを「重要都市」という。)を相互に連絡する道路

二 重要都市と一級国道とを連絡する道路

三 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条

第二項に規定する特定重要港湾、同法附則第五項に規定する港湾又は建設大臣の指定する重要な飛行場若しくは国際観光上重要な地と一級国道とを連絡する道路

四 二以上の市を連絡して一級国道に達する道路

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(都道府県道の意義及びその路線の認定)

五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある一級国道、二級国道又は前各号の一に規定する都道府県道とを連絡する道路

六 前各号に掲げるものを除く外、地方開発のため特に必要な道路

2 都道府県知事が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事が認定しようとする路線が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十五条第二項に規定する市(以下「指定市」という。)の区域内に存する場合においては、都道府県知事は、当該指定市の長の意見を聞かなければならない。この場合において、当該指定市の長は、意見を提出しようとするときは、当該指定市の議会の議決を経なければならない。

4 二以上の都道府県の区域にわたる道路については、関係都道府県知事は、協議の上それぞれ議会の議決を経て、当該都道府県の区域内に存する部分について、路線を認定しなければならない。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、

第七条 第四条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。

一 市又は人口五千以上の町(以下これを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二

条第二項に規定する重要港湾若しくは地方港湾、漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第六条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これを「主要港」という。)、日本国有鉄道、地方鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路

二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路

三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路

四 二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路

関係都道府県知事は、建設大臣に裁定を申請することができる。

6 建設大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、関係都道府県知事の意見を聞かなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を提出しようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

7 建設大臣が第五項の規定により路線を認定すべき旨の裁定をした場合においては、関係都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する部分について、それぞれ路線を認定しなければならない。この場合においては、第四項の規定による当該都道府県の議会の議決を経ることを要しない。

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第四条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

も、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前二項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

(路線が重複する場合の措置)

第十一条 一級国道の路線と二級国道、都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、一級国道に関する規定を適用する。

2 二級国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、二級国道に関する規定を適用する。

3 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

4 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定

3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。

4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。

5 前項の承諾があつた場合においては、地方自治法第二百十條第一項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の認定の公示)

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、建設省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合において

し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(一級国道の新設又は改築)

第十二条 一級国道の新設又は改築は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施する必要がある場合、都道府県の区域の境界に係る場合、工事の規模が著しく大である場合等であつて、建設大臣が当該一級国道の路線の存する都道府県の知事はその工事を施行することが困難又は不相当と認める場合においては建設大臣が自ら行い、その他の場合においては都道府県知事はその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

(二級国道の新設又は改築)

第十三条 二級国道の新設又は改築は、都道府県知事がそれぞれその路線が当該都道府県の区域内に存する部分に

ついで行ふ。

2 建設大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適當であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県知事に代つて自ら二級国道の新設又は改築を行うことができる。この場合においては、建設大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の規定により都道府県知事が行おうとする二級国道の新設又は改築に関する工事が都道府県の区域の境界に係る場合においては、関係都道府県知事は、あらかじめ新設又は改築に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

4 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

5 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第三項の規定による協議が成立したものとみなす。

(二級国道又は二級国道の維持、修繕その他の管理)

第十四条 前二条に規定するものを除く外、一級国道又は

項において準用する前条第三項の規定による協議が成立したものとみなす。

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行ふ。

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行ふ。

2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行ふ。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合には、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。

3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは

二級国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第二項に規定する災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、都道府県知事がそれぞれその路線が当該都道府県の区域内に存する部分について行ふ。

2 前条第二項の規定は、一級国道又は二級国道の災害復旧に関する工事にについて準用する。この場合において、同項中「二級国道の新設又は改築」とあるのは、「一級国道又は二級国道の災害復旧に関する工事」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、都道府県知事が行おうとする一級国道又は二級国道の修繕又は災害復旧に関する工事にについて準用する。この場合において、同項中「新設又は改築に関する工事」とあるのは、「修繕又は災害復旧に関する工事」と読み替えるものとする。

4 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項において準用する前条第三項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

5 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第三

「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。

5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合(前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。)においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する一級国道及び二級国道の管理(建設大臣が行う一級国道又は二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものを除く。)は、第十二条、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定にかかわらず、当該指定市の長が行い、指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行ふ。

2 指定市以外の市の長は、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定にかかわらず、都道府県知事と協議して、当該市の区域内に存する二級国道の管理(建設大臣が行

う二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものを除く。)を行い、当該市は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県と協議して、当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的詭替は、政令で定める。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 第十二条から前条までの規定によつて道路を管理する者(一級国道又は二級国道にあつては、都道府県知事(以下「道路管理者」という。))は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、建設省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、建設省令で定めるところによつ、その旨を公示し、且つ、これを表示した図面を都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。但し、既存の道路について、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合に

おいては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があつたものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

(境界地の道路の管理)

第十九条 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、関係道路管理者は、第十四条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係道路管理者は、当該道路が都道府県の区域の境界に係るとき、又は関係道路管理者のいずれかが都道府県知事若しくは都道府県であるときは建設大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない。」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路

管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により建設大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む。)においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(兼用工作物の管理)

第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道(道路と日本国有鉄道の鉄道若しくは地方鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道との交差部分をいう。)、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設(以下これらを「他の工作物」と総称する。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、第十四条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定め

ることができる。但し、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事(道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下(道路の新設、改築又は修繕)に関する工事をいう。以下同じ。)及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者は、そのいずれかが国又は都道府県知事若しくは都道府県であるときは建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事(他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下本条並びに第五十五条第四項及び第五項において同じ。)に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経な

なければならない。」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む)においては、当該道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(他の工作物の管理者に対する工事施行命令等)

第二十一条 道路と他の工作物とが相互に効用を兼ねる場合において、他の工作物の管理者に当該道路の道路に関する工事を施行させ、又は維持をさせることが適当であると認められるときは、前条及び第三十一条の規定によ

つては、同法第十一条第二項の規定は、適用しない。

(附帯工事の施行)

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要な生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、河川法第十一条第一項及び砂防法(明治三十年法律第二十九号)第八条の規定は、適用しない。

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(第十四条第三項において準用する場合を含む。)又は第十九条から第二十二条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

つて協議をした場合を除く外、道路管理者は、他の工作物の管理者に当該道路に関する工事を施行させ、又は当該道路の維持をさせることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四条第二項に規定する河川の附属物(以下「河川の附属物」という。)であるときは、当該工作物に関する工事の施行又は維持については、同法第十条第一項の規定を適用するものとし、同条第二項の規定は、適用しない。

(工事原因者に対する工事施行命令)

第二十二条 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)に因り必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷した行為若しくは道路の補強、拡張その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)に因り必要を生じた道路に関する工事を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川法が適用され、又は準用される河川に関する工事(以下「河川に関する工事」という。)であるときは、当該道路に関する工事につ

(有料の橋又は渡船施設)

第二十五条 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について建設大臣の許可を受け、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益をこえない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならない。

- 一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。
- 二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。
- 三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。

3 第一項の規定による許可を受けようとする道路管理者は、設計図その他必要な図面を添附して左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

5.
 - 一 工事方法
 - 二 工事予算
 - 三 工事の着手及び完成の予定年月日
 - 四 収支予算の明細
 - 五 料金
 - 六 料金徴収期間
 - 七 元利償還年次計画
 - 4 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る橋又は渡船施設の新設又は改築が第二項各号に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を与えることができる。
 - 5 道路管理者は、第三項第一号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、建設大臣の許可を受けなければならない。
 - 6 道路管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。
- (許可を受けた道路管理者の義務)

- 第二十六条** 前条第一項の規定による許可を受けた道路管理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところにより、都道府県である道路管理者にあつては建設大臣の、市町村である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。
- 2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該橋又は渡船施設の構造が第三十条第一項又は第二項の規定に基く政令で定める技術的基準に適合しないと認める場合においては、工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを許可を受けた道路管理者に命ずることができる。
 - 3 許可を受けた道路管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始してはならない。
- (道路管理者の権限の代行)
- 第二十七条** 建設大臣は、第十二条の規定により一級国道の新設若しくは改築を行う場合、第十三条第二項の規定により二級国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十四条第二項において準用する第十三条第二項の規定によ

り一級国道若しくは二級国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

2 第十九条の規定による協議に基き一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基き他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代つてその権限を行うものとする。

(道路台帳)

- 第二十八条** 道路管理者は、その管理する道路の台帳(以下本条において「道路台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。
- 2 道路台帳の記載事項その他その調製及び保管に關し必要な事項は、建設省令で定める。
 - 3 道路管理者は、道路台帳の閲覧を求められた場合において、これを拒むことができない。

第二節 道路の構造

(道路の構造の原則)

第二十九条 道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、

地質、気象その他の状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであり、且つ、円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

(道路の構造の基準)

第三十条 道路の構造の技術的基準は、道路の種類ごとに左の各号に掲げる事項について政令で定める。

- 一 幅員
- 二 建築限界
- 三 線形
- 四 視距
- 五 こう配
- 六 路面
- 七 排水施設
- 八 交さ又は接続
- 九 待避所
- 十 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造について必要な事項
- 2 橋その他政令で定める主要な工作物については、前項の規定による外、その構造強度について必要な技術的基準を政令で定めることができる。

3 前項に規定する工作物の新設又は改築に当つては、必要な構造計算又は試験によつてその構造が安全であることを確かめなければならない。

4 道路の附属物の構造について必要な技術的基準は、政令で定めることができる。

（道路と鉄道との交差）

第三十一条 道路と日本国有鉄道の鉄道又は地方鉄道とが相互に交差する場合において、当該道路が一級国道又は二級国道であり、且つ、建設大臣が自らその新設又は改築を行うときは建設大臣が、その他のときは当該道路の道路管理者が日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議しなければならない。但し、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除く外、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、当該道路の道路管理者、日本国有鉄道又は地方鉄道業者は、建設大臣及び運輸大臣に裁定を申請することができる。

るものとし、建設大臣と日本国有鉄道又は地方鉄道業者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は、運輸大臣とあらかじめ協議するものとする。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び運輸大臣」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者、日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会の議決を経なければならない」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては当該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と読み替へるものとする。

4 第二項の規定により建設大臣及び運輸大臣が裁定をした場合又は同項の規定により建設大臣と運輸大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は当該道路の道路管理者と日本国有鉄道又は当該地方鉄道業者との協議が成立したものとみなす。

第三節 道路の占用

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの。

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

（道路の占用の許可基準）

第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号の一に該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

（工事の調整のための条件）

第三十四条 道路管理者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に對して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路の道路の意見を開かなければならない。

(国等の行う道路の占用の特例)

第三十五条 郵便、電気通信その他国の行う事業又は日本国有鉄道若しくは日本専売公社の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、これらの事業を行う者が道路管理者と協議すれば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。(水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2. 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならぬ。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3. 道路管理者は、前二項の規定に基いて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路の占有者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができる。

第三十六条 水道条例(明治二十三年法律第九号)、下水道法(明治三十三年法律第三十二号)、地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)又は公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)の規定に基き、水管、下水道管、公衆の用に供する地方鉄道、ガス管、電柱又は電線を道路に設けようとする者は、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出して置かなければならない。但し、災害に因る復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2. 道路管理者は、前項の計画書に基く工事(前項但書の規定による工事を含む。)のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条の規定に基く政令で定める基準に適合するとき、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならぬ。(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道

2. 前項の場合において、道路の構造を保全するために必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行おうとするときは、当該道路管理者は、道路の占有者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行ふべき旨及び当該工事を行ふべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。)は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。但し、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条第一項に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2. 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。但し、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。(原状回復)

第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合には、道路の占有をしてゐる工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならぬ。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（添加物件に関する適用）

第四十一条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占有とみなす。

第四節 道路の保全

（道路の維持又は修繕）

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な

又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合に於いては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（道路標識の設置）

第四十五条 道路管理者は、道路の構造の保全又は交通の円滑を図るため、必要な場所に道路標識を設けなければならない。

2 前項の道路標識の種類、様式及び設置場所その他道路標識に関し必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制

事項は、政令で定める。

（道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、

限ることができる。

- 一 道路の破損、欠損その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路管理者は、橋については、構造計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえる重量の車両（無軌条電車以外の軌道車を除く。以下同じ。）の通行を禁止することができる。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

2 道路管理者は、道路において前項に規定する政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のため必要な措置をすることを命ずることができる。

3 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車

両を通行させようとする者に対して、当該車両が第一項に規定する政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止又は制限の場合における道路標識等)

第四十八条 道路管理者は、第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明り、ように記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

3 道路管理者は、第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ警察署長に通知するいと

築を行う場合において、当該新設又は改築が長大橋、トンネル等の特に大規模な工事であつて、政令で定める基準をこえるものに係るときは、国の負担率を四分の三とすることができる。

2 前項の場合において、一級国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該一級国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に一級国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担せよとする場合においては、建設大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(二級国道の管理に関する費用)

第五十一条 二級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県知事が当該新設又は改築を行う場合においては国及

まがなかつたときは、事後において、すみやかにこれらの事項を通知しなければならない。

第四章 道路に関する費用、収入及び公用負担

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除く外、当該道路の道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体をいう。以下第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条及び第六十八条を除き、本章中同じ。)の負担とする。

(一級国道の管理に関する費用)

第五十条 一級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県知事が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとし、維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。但し、建設大臣が一級国道の新設又は改

び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとし、維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(市町村の分担金)

第五十二条 前三条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 建設大臣が一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条の規定に基づく負担金を国庫に納付しなければならない。

2 都道府県知事が一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項又は第五十一条第一項の規定に基く負担金を、第五十条第二項(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により分担を命ぜられた他の都道府県はこれらの規定による負担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。

3 前条第一項の規定による市町村の分担金は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(境界地の道路の管理に関する費用)

第五十四条 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 第十九条第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第十九条第二項の規定による建設大臣又は都道府県知事の裁定

3 第二十条第二項の規定は、建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合を除き、第一項の規定による協議が成立しない場合について準用する。建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

4 第七条第六項の規定は、前項前段において準用する第二十条第二項の規定による建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

5 第三項において準用する第二十条第二項の規定により
道路法 (一八〇)

について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

4 第二項において準用する第十九条第二項の規定により建設大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の費用)

第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、建設大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の場合において、他の工作物が河川の附属物であるときは、河川法第三十条の規定を適用する。

建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合又は第三項後段の規定により建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、建設大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査又は一級国道若しくは二級国道の修繕に要する費用についてはその三分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)
第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者

の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

第五十八条 道路管理者は、他の工事又は他の行為に因り必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

(附帯工事に要する費用)

第五十九条 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその

全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第六十条 第二十一条第一項の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(収入の帰属)

第六十四条 第二十五条の規定に基く料金、第三十九条の規定に基く占用料並びに第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基く負担金は、道路管理者の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第六十五条 この法律、この法律に基く命令若しくは条例又はこれらによつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六条 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入らうとする場合

る。

(受益者負担金)

第六十一条 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

3 地方自治法第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二条 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

(負担金の通知及び納入手続等)

第六十三条 前五条の規定による負担金の額の通知及び納

においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならない。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。
(立入又は一時使用の受忍)

道路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

第七十条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新築し、増築し、修繕し若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者(以下「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、道路に関する工事の

道路法 (一八〇)

第六十七条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、

完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第五章 監督

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

- 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者
- 2 道路管理者は、左の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
 - 一 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 道路管理者は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置を命ずることを命じようとする場合においては、あらかじめ当該処分又は措置に係る者について聴聞を行わなければならない。但し、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 道路管理者は、その吏員のうちから道路監理員を命

- じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条若しくは第四十七条の規定又はこれらの規定に基く処分に違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分に違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。
 - 5 道路監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
 - 6 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。
- (監督処分に伴う損失の補償等)
- 第七十二条** 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によ

- つて通常受けるべき損失を補償しなければならない。
 - 2 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。
- (負担金等の強制徴収)
- 第七十三条** この法律、この法律に基く命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により負担を命ぜられた負担金、占用料又は料金（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者（一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 2 前項の場合においては、道路管理者は、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。但し、手数料は二十円を、延滞金は百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定め

- なければならぬ。
 - 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。
 - 4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。
 - 5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。
- (建設大臣の認可)
- 第七十四条** 都道府県知事又は都道府県知事である道路管理者は、それぞれ左の各号の一に該当する場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。但し、建設省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 一 都道府県道の路線を認定し、変更し、又は廃止しよ

うとする場合(第七条第五項から第七項までの規定により路線の認定について建設大臣が裁定をした場合及び第十条第三項の規定により第七条第五項から第七項までに規定する手続に準じて路線の変更又は廃止について建設大臣が裁定をした場合を除く。)

二 一級国道又は二級国道を新設し、又は改築しようとする場合

(法令違反等に関する監督)

第七十五条

左の各号の一に該当する場合には、建設大臣は一級国道、二級国道、都道府県道及び指定市の市道に關し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に關し、それぞれ当該道路管理者に対して、その処分

- 一 道路管理者のした処分又は工事がこの法律、この法律に基く命令若しくは地方自治法第十四条第三項の規定による条例又はこれらに基いて建設大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合
二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するた

め特に必要があると認められる場合
2 前項の規定による建設大臣又は都道府県知事の処分に因り道路管理者が自己の処分を取り消し、又は変更したことに因り、損失を受けた者がある場合においては、道路管理者は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。
3 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に於いて準用する。

(報告の提出)

第七十六条

道路管理者は、建設省令で定めるところにより、左に掲げる事項を都道府県知事又は都道府県である場合に於ては建設大臣に、市町村である場合に於ては都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 道路整備計画
二 道路に關する工事の施行実績
三 第三十一条第一項の規定による協議の内容
四 第三十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により定めた条例
五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第百二十四条の規定により提出した意見

(道路に關する調査)

第七十七条

建設大臣は、道路の交通量、道路の構造その他道路に關し必要な調査をその職員又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員に行わせることができる。

2 前項の規定により道路の交通量を調査するため特に必要があると認める場合においては、当該調査を行おうとする者は、道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の長さ、幅、高さ、総重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、当該調査を行おうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前各項に規定するものを除く外、第二項後段の規定による証票の様式その他道路の調査に關して必要な事項は、建設省令で定める。

(道路の行政又は技術に対する勧告等)

第七十八条

建設大臣は都道府県又は市町村に対し、都道

府県知事は市町村に対し、道路を保全し、その他道路の整備を促進するため、道路の行政又は技術に關して必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第六章 道路審議会

(道路審議会の設置及び所掌事務)

第七十九条

建設大臣の諮問に應じ、道路整備計画、一級国道若しくは二級国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に關する制度を調査し、又は審議させるため、建設省の附屬機關として道路審議会を置く。

2 道路審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機關に建議することができる。

(道路審議会の組織)

第八十条

道路審議会は、委員二十人以内で組織する。委員は道路に關し学識経験を有する者並びに関係行政機關及び地方公共団体の職員のうちから建設大臣が任命する。但し、関係行政機關及び地方公共団体の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。

(委員の任期)

第八十一条

関係行政機關及び地方公共団体の職員のうち

から任命される委員を除く他の委員の任期は、二年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第八十二条 道路審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、道路審議会を代表する。

(道路審議会の庶務)

第八十三条 道路審議会の庶務は、建設省道路局において行う。

(政令への委任)

第八十四条 この章に規定するものを除く外、道路審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(道路の附属物の新設又は改築)

第八十五条 一級国道又は二級国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、建設大臣が自ら行う一級国道又は二級国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該一級国

道又は二級国道の道路管理者が行う。

- 2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
- 3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が一級国道又は二級国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該一級国道又は二級国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者(都道府県知事が道路管理者である場合においては、その統轄する都道府県)が負担する。

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第八十六条 第三十五条に規定する事業に対する第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金並びに道路の占用に伴う道路に関する工事の費用の負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

- 2 道路管理者は、第三十五条に規定する事業について第五十八条の規定により負担金を徴収しようとする場合又は第六十一条第二項の規定による条例を制定し、若しく

路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならぬ。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

- 3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

(道路管理者の道路の占用に関する工事の施行)

第三十八条 道路管理者は、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があつた場合においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができる。

- 2 前項の場合において、道路の構造を保全するため必要があると認めて道路管理者が自ら工事を行うとするときは、当該道路管理者は、道路占用者に対して、あらかじめ自ら当該工事を行うべき旨及び当該工事を行うべき時期を通知しなければならない。

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては、道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ)は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。但し、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条第一項に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。但し、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(原状回復)

第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしてゐる工作物、物件又は施設（以下これを「占有物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならぬ。但し、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（添加物件に関する適用）

第四十一条 道路管理者以外の者が占有物件に関し新たに道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある物件を添加しようとする行為は、本節の規定の適用については、新たな道路の占有とみなす。

第四節 道路の保全

（道路の維持又は修繕）

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な

事項は、政令で定める。

（道路に関する禁止行為）

第四十三条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたき、積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第四十四条 道路管理者は、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。但し、道路の各一側について幅二十メートルをこえる区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により沿道区域を指定した場合においては、道路管理者は、遅滞なくその区域を公示しなければならない。

3 沿道区域内にある土地、竹木又は工作物の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、

又は交通に危険を及ぼす虞があると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認められる場合には、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（道路標識の設置）

第四十五条 道路管理者は、道路の構造の保全又は交通の円滑を図るため、必要な場所に道路標識を設けなければならない。

2 前項の道路標識の種類、様式及び設置場所その他道路標識に関する必要事項は、総理府令・建設省令で定める。

（通行の禁止又は制限）

第四十六条 道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制

限することができる。

- 一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合
- 二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

2 道路管理者は、橋については、構造計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえる重量の車両（無軌条電車以外の軌道車を除く。以下同じ。）の通行を禁止することができる。

（車両の通行に関する措置）

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

2 道路管理者は、道路において前項に規定する政令で定める基準をこえる車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

3 道路管理者は、路線を定めて道路を自動車運送事業のために使用しようとする者又は反覆して同一の道路に車

両を通行させようとする者に対して、当該車両が第一項に規定する政令で定める基準に適合しない場合においては、当該基準に適合するように、道路に関して必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(通行の禁止又は制限の場合における道路標識等)

第四十八条 道路管理者は、第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明り、ように記載した道路標識を設けなければならない。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、適当なまわり道を道路標識をもつて明示し、一般の交通に支障のないようにしなければならない。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による政令で定める基準を特に明示する必要があると認められる場所には、道路標識を設けなければならない。

3 道路管理者は、第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ警察署長に通知するいと

まがなかつたときは、事後において、すみやかにこれらの事項を通知しなければならない。

第四章 道路に関する費用、収入及び公用負担

(道路の管理に関する費用負担の原則)

第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除く外、当該道路の道路管理者(一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体をいう。以下第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条及び第六十八条を除き、本章中同じ。)の負担とする。

(一級国道の管理に関する費用)

第五十条 一級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県知事が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとし、維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。但し、建設大臣が一級国道の新設又は改

築を行う場合において、当該新設又は改築が長大橋、トンネル等の特大規模な工事であつて、政令で定める基準をこえるものに係るときは、国の負担率を四分の三とすることができる。

2 前項の場合において、一級国道の新設又は改築に因つて他の都道府県も著しく利益を受けるときは、建設大臣は、政令で定める基準により、その利益を受ける限度において、当該一級国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。

3 前項の規定により建設大臣が著しく利益を受ける他の都道府県に一級国道の所在する都道府県の負担すべき負担金の一部を分担せよとする場合においては、建設大臣は、関係都道府県の意見を聞かなければならない。

(二級国道の管理に関する費用)

第五十一条 二級国道の新設又は改築に要する費用は、建設大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県知事が当該新設又は改築を行う場合においては国及

び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとし、維持、修繕その他の管理に要する費用は、都道府県の負担とする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(市町村の分担金)

第五十二条 前三条の規定により都道府県の負担する費用のうち、その工事又は維持で当該都道府県の区域内の市町村を利するものについては、当該工事又は維持による受益の限度において、当該市町村に対し、その工事又は維持に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(負担金の納付又は支出)

第五十三条 建設大臣が一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合においては、まず全額国費をもつてこれを行つた後、都道府県は、政令で定めるところにより、第五十条第一項若しくは第二項又は第五十一条の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

- 2 都道府県知事が一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合においては、国は第五十条第一項又は第五十一条第一項の規定に基く負担金を、第五十条第二項(第五十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により分担を命ぜられた他の都道府県はこれらの規定による分担金を、政令で定めるところにより、当該都道府県に対して支出しなければならない。

- 3 前条第一項の規定による市町村の分担金は、政令で定めるところにより、都道府県に納付しなければならない。

(境界地の道路の管理に関する費用)

- 第五十四条 第四十九条から第五十一条までの規定により地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で地方公共団体の区域の境界に係る道路に関するものについては、関係道路管理者は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

- 2 第十九条第二項の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

- 3 第七条第六項の規定は、前項において準用する第十九条第二項の規定による建設大臣又は都道府県知事の裁定

- 3 第二十条第二項の規定は、建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合を除き、第一項の規定による協議が成立しない場合について準用する。建設大臣と他の工作物の管理者との協議が成立しない場合においては、建設大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

- 4 第七条第六項の規定は、前項前段において準用する第二十条第二項の規定による建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事の裁定について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事の意見」とあるのは「当該道路の道路管理者又は他の工作物の管理者の意見」と、「関係都道府県知事は」とあるのは「当該道路の道路管理者は」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

- 5 第三項において準用する第二十条第二項の規定により

- について準用する。この場合において、第七条第六項中「建設大臣」とあるのは「建設大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議会」とあるのは「都道府県知事である道路管理者にあつてはその統轄する都道府県の、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会」と読み替えるものとする。

- 4 第二項において準用する第十九条第二項の規定により建設大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

(兼用工作物の費用)

- 第五十五条 第四十九条から第五十一条までの規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、建設大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

- 2 前項の場合において、他の工作物が河川の附属物であるときは、河川法第三十条の規定を適用する。

建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣若しくは都道府県知事が裁定をした場合又は第三項後段の規定により建設大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、建設大臣又は当該道路の道路管理者と他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

(道路に関する費用の補助)

- 第五十六条 国は、建設大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査又は一級国道若しくは二級国道の修繕に要する費用についてはその三分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

(道路管理者以外の者の行う工事等に要する費用)

- 第五十七条 第二十四条の規定により道路管理者以外の者

の行う道路に関する工事又は道路の維持に要する費用は、同条の規定により道路管理者の承認を受けた者又は道路の維持を行う者が負担しなければならない。

(原因者負担金)

第五十八條 道路管理者は、他の工事又は他の行為に因り必要を生じた道路に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事であるときは、道路に関する工事の費用については、河川法第三十二条第二項の規定は、適用しない。

(附帯工事に要する費用)

第五十九條 道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第三十二条第一項及び第三項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第三十五条の規定による協議による場合を除く外、その必要を生じた限度において、この法律の規定に基いて道路に関する工事について費用を負担すべき者がその

全部又は一部を負担しなければならない。

2 前項の場合において、他の工事が河川に関する工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第三十二条第一項の規定は、適用しない。

3 道路管理者は、第一項の道路に関する工事が他の工事又は他の行為のために必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

(他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用)

第六十條 第二十一条第一項の規定によつて道路管理者が他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、この法律の規定に基いて当該道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担しなければならない。但し、当該他の工作物の管理者が当該道路に関する工事に因り利益を受けた場合においては、当該他の工作物の管理者に対し、その受けた利益の限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(収入の帰属)

第六十四條 第二十五条の規定に基く料金、第三十九条の規定に基く占用料並びに第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基く負担金は、道路管理者の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第六十五條 この法律、この法律に基く命令若しくは条例又はこれらによつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第六十六條 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路に関する調査、測量若しくは工事又は道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入らうとする場合

る。

(受益者負担金)

第六十一條 道路管理者は、道路に関する工事に因つて著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

3 地方自治法第二百七条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

(道路の占用に関する工事の費用)

第六十二條 道路の占用に関する工事に要する費用は、第五十九条の規定の適用がある場合を除き、道路の占用につき道路管理者の許可を受けた者が負担しなければならない。第三十八条第一項の規定により道路管理者が自ら道路の占用に関する工事を行う場合も、同様とする。

(負担金の通知及び納入手続等)

第六十三條 前五条の規定による負担金の額の通知及び納

においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならぬ。但し、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならぬ。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを呈示しなければならぬ。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見を聞かなければならぬ。

7 第五項の規定による証票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

(立入又は一時使用の受忍)

道路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(道路の新設又は改築に伴う損失の補償)

第七十条 土地収用法第九十三条第一項の規定による場合の外、道路を新設し、又は改築したことに因り、当該道路に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の工作物を新築し、増築し、修繕し若しくは移転し、又は切土若しくは盛土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、道路管理者は、これらの工事をする必要とする者(以下「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、道路管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて、道路管理者が当該工事を行うことを要求することができる。

2 前項の規定による損失の補償は、道路に関する工事の

第六十七条 土地の占有者又は所有者は、正当な事由がない限り、前条第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第六十八条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に對する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

(損失の補償)

第六十九条 道路管理者は、第六十六条又は前条の規定による処分により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、

完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3 第一項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第五章 監督

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者

- 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項の規定する処分をし、又は措置を命ずることができる。
- 一 道路に關する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合
 - 三 前二号に掲げる場合の外、道路の管理上の事由以外の事由に基く公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 道路管理者は、前二項の規定により処分をし、又は必要な措置をすることを命じようとする場合においては、あらかじめ当該処分又は措置に係る者について聴聞を行わなければならない。但し、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 道路管理者は、その吏員のうちから道路監理員を命

じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条若しくは第四十七条の規定又はこれらの規定に基く処分違反している者（第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分違反している者を含む。）に対して第一項の規定によるその違反行為若しくは工事の中止を命じ、又は道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずる権限を行わせることができる。

5 道路監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

6 前項の規定による証票の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十二条 道路管理者は、第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第二項第二号又は第三号の規定による処分によ

- つて通常受けるべき損失を補償しなければならない。
- 2 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 道路管理者は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定による処分によるものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。
- (負担金等の強制徴収)
- 第七十三条 この法律、この法律に基く命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により負担を命ぜられた負担金、占用料又は料金（以下これらを「負担金等」といふ。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者（一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。）は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。
- 2 前項の場合においては、道路管理者は、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。但し、手数料は二十四を、延滞金は百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定め

なければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項の規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。

4 手数料及び延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収する権利は、五年間行わない場合においては、時効に因り消滅する。（建設大臣の認可）

第七十四条 都道府県知事又は都道府県知事である道路管理者は、それぞれ左の各号の一に該当する場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。但し、建設省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

一 都道府県道の路線を認定し、変更し、又は廃止しよ

うとする場合(第七条第五項から第七項までの規定により路線の認定について建設大臣が裁定をした場合及び第十条第三項の規定により第七条第五項から第七項までに規定する手續に準じて路線の変更又は廃止について建設大臣が裁定をした場合を除く。)

二 一級国道又は二級国道を新設し、又は改築しようとする場合

(法令違反等に関する監督)

第七十五条 左の各号の一に該当する場合においては、建設大臣は一級国道、二級国道、都道府県道及び指定市の市道に關し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に關し、それぞれ当該道路管理者に対して、その処分
の取消、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすることを命ずることができる。

一 道路管理者のした処分又は工事がこの法律、この法律に基く命令若しくは地方自治法第十四条第三項の規定による条例又はこれらに基いて建設大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合
二 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するた

め特に必要があると認められる場合

2 前項の規定による建設大臣又は都道府県知事の処分に因り道路管理者が自己の処分を取り消し、又は変更したことに因り、損失を受けた者がある場合においては、道路管理者は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に於いて準用する。

(報告の提出)

第七十六条 道路管理者は、建設省令で定めるところにより、左に掲げる事項を都道府県知事又は都道府県である場合に於ては建設大臣に、市町村である場合に於ては都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 道路整備計画
- 二 道路に關する工事の施行実績
- 三 第三十一条第一項の規定による協議の内容
- 四 第三十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により定めた条例
- 五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第百二十四条の規定により提出した意見

(道路に關する調査)

第七十七条 建設大臣は、道路の交通量、道路の構造その他道路に關し必要な調査をその職員又は当該道路の存する地方公共団体の長若しくはその命じた職員に行わせることができる。

2 前項の規定により道路の交通量を調査するため特に必要があると認める場合においては、当該調査を行うとする者は、道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の長さ、幅、高さ、総重量その他調査に必要な事項について質問することができる。この場合においては、当該調査を行うとする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前各項に規定するものを除く外、第二項後段の規定による証票の様式その他道路の調査に關して必要な事項は、建設省令で定める。

(道路の行政又は技術に対する勸告等)

第七十八条 建設大臣は都道府県又は市町村に対し、都道

府県知事は市町村に対し、道路を保全し、その他道路の整備を促進するため、道路の行政又は技術に關して必要な勸告、助言又は援助をすることができる。

第六章 道路審議会

(道路審議会の設置及び所掌事務)

第七十九条 建設大臣の諮問に應じ、道路整備計画、一級国道若しくは二級国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に關する制度を調査し、又は審議させるため、建設省の附属機関として道路審議会を置く。

2 道路審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機関に建議することができる。

(道路審議会の組織)

第八十条 道路審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は道路に關し学識経験を有する者並びに関係行政機関及び地方公共団体の職員のうちから建設大臣が任命する。但し、関係行政機関及び地方公共団体の職員のうちから任命される委員の数は、委員の総数の二分の一以下でなければならない。

(委員の任期)

第八十一条 関係行政機関及び地方公共団体の職員のうち

から任命される委員を除く他の委員の任期は、二年とする。但し、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることが出来る。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第八十二条 道路審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、道路審議会を代表する。

(道路審議会の庶務)

第八十三条 道路審議会の庶務は、建設省道路局において行う。

(政令への委任)

第八十四条 この章に規定するものを除く外、道路審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(道路の附属物の新設又は改築)

第八十五条 一級国道又は二級国道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、建設大臣が自ら行う一級国道又は二級国道の新設又は改築に伴う場合を除き、当該一級国

道又は二級国道の道路管理者が行う。

- 2 都道府県道又は市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者が行う。
- 3 道路の附属物の新設又は改築に要する費用は、道路の附属物の新設又は改築が一級国道又は二級国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該一級国道又は二級国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者(都道府県知事が道路管理者である場合においては、その統轄する都道府県)が負担する。

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

第八十六条 第三十五条に規定する事業に対する第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定による負担金並びに道路の占用に伴う道路に関する工事の費用の負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

- 2 道路管理者は、第三十五条に規定する事業について第五十八条の規定により負担金を徴収しようとする場合又は第六十一条第二項の規定による条例を制定し、若しく

は改正しようとする場合においては、前項に規定する政令で定める基準の範囲内においてしなければならない。

(許可等の条件)

第八十七条 建設大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第三十四条の規定による場合の外、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

- 2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(道等の特例)

第八十八条 国は、道の区域内の道路については、政令で定めるところにより、道路に関する費用の全額を負担し、若しくはこの法律に規定する負担割合若しくは補助率以上の負担若しくは補助を行い、又はこの法律に規定する以外の補助を行うことができる。地勢、気象等の自然的条件がきわめて悪く、且つ、資源の開発が充分に行われていない地域内の道路で政令で指定するものについても、同様とする。

- 2 建設大臣は、前項の規定により国が道路に関する費用の全額を負担する場合において、国の利害に特に関係があるときは、政令で定めるところにより、道路管理者の権限を行うことができる。

(都の特例)

第八十九条 都の特別区の存する区域内においては、都知事は、第七条第一項各号に掲げる基準によらないで、議会の議決を経て、都道の路線を認定し、変更し、又は廃止することができる。この場合においては、第七十四条の規定による建設大臣の認可を受けることを要しない。

- 2 都知事は、前項の規定により都道の路線を認定し、変更し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ当該路線の存する特別区の長の意見を聞かなければならない。

(道路の敷地等の帰属)

第九十条 一級国道又は二級国道の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(以下これを「敷地等」という)は国に、都道府県道又は市町村道の新設又は改築のために取得した敷地等はそれぞれ当該新設又は改築をした都道府県又は市町村に帰属す

る。

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二條又は第二十八條の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

（道路予定地）

第九十一條 第十八條第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（建設大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における建設大臣を含む。以下本条中同じ。）が当該区域内にある土地について権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を附加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域内にある土地について権原を取得した後においては、当該土地又は当該土地に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定地」という。）については、第三條、第三章第三

節、第四十三條、第四十四條、第七十一條から第七十三條まで、第七十五條、第八十七條及び次条から第九十五條までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限に因り損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（不用物件の管理又は交換）

第九十二條 道路の供用の廃止又は道路の区域の変更があつた場合においては、当該道路を構成していた不用となつた敷地、支壁その他の物件（以下「不用物件」という。）は、従前当該道路を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

2 第三條の規定は、前項の期間が満了するまでは、不用物件について準用する。

3 第一項の不用物件は、土地収用法第六六條の規定の適用については、同項に規定する期間内においては、不用物件とならないものとみなす。

4 道路管理者は、路線の変更又は区域の変更に因り、新たに道路を構成する敷地その他の物件を取得する必要がある場合において、これらの物件及び不用物件の所有者並びに当該物件について抵当権、賃借権、永小作権その他所有権以外の権利を有する者の同意があるときは、第一項の期間内においても、不用物件とこれらの物件とを交換することができる。

（不用物件の使用）

第九十三條 不用物件を他の道路の新設又は区域の変更のために使用する必要がある場合であつて、且つ、当該不用物件が当該道路の区域内にある場合において、当該道路の道路管理者がその旨を前条第一項の期間内に当該不用物件の管理者に申し出たときは、当該不用物件の管理者は、これを当該道路管理者に引き渡さなければならない。

（不用物件の返還又は譲与）

第九十四條 第九十二條第四項及び前条の規定に該当する場合を除き、不用物件がその管理者以外の者の所有に属する場合においては、当該不用物件の管理者は、第九十二條第一項の期間満了後、直ちにこれを所有者に返還し

なければならない。

2 前項の場合において当該不用物件が国有財産であるときは、建設大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、国有財産法第二十八條の規定にかかわらず、当該不用物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲与することができる。

3 第一項の場合において、不用物件の管理者が過失がなくして当該不用物件の所有者を確知することができないときは、当該不用物件を供託することができる。

4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十五條第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第八十一條及び第八十二條の規定は、前項の規定による供託について準用する。

5 第二項の規定により、譲与を受けることができる地方公共団体が二以上ある場合においては、そのいずれかが都道府県であるときは建設大臣が、その他のときは都道府県知事が譲与の割合を決定するものとする。

6 第二項の場合において、土地収用法第六六條又は民法第五百七十九條の規定による買受又は買戻の相手方は、

譲与を受けた地方公共団体とする。

(不用物件に関する費用等)

第九十五条 第九十二条第一項の期間内における不用物件の管理若しくは同条第四項の規定による不用物件の交換又は前条の規定による不用物件の返還に要する費用は不用物件の管理者の負担とし、不用物件の管理に伴う収益は不用物件の管理者の収入とする。

(異議の申立、訴願又は訴訟)

第九十六条 道路管理者がした左の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に、当該処分をした道路管理者(都道府県道又は市町村道にあつては、道路管理者である地方公共団体の長をいう。以下第四項及び第五項において同じ。)に異議の申立をすることができる。

一 第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による道路管理者の命令

二 第二十三条第一項又は第三十八条第一項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路管理者が自ら工事を施行すること。

三 道路管理者が第二十四条本文の規定による承認を与

えないこと。

四 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可を与えないこと又は許可の申請書を受理した日から三月を経過しても許可に関する処分をしないこと。

五 第三十九条第一項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定

六 第四十条第二項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき道路管理者のした指示

七 第四十四条第四項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき道路管理者のした命令

八 第四十六条又は第四十七条の規定に基づき道路管理者のした通行の禁止又は制限その他の処分

九 第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定により道路管理者が課した負担金の額の決定

十 第七十一条第一項又は第二項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき道路管理者のした処分

十一 第七十二条第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路管理者が補償金の負担を命じたこと又はその負担額の決定

十二 第七十三条(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき道路管理者がした処分

十三 第八十七条第一項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可又は承認に条件を附したこと。

十四 第九十一条第一項の規定による許可を与えないこと又は許可の申請書を受理した日から三十日を経過しても許可に関する処分をしないこと。

2 第二十七条の規定により建設大臣又は一の地方公共団体の区域をこえて道路を管理する道路管理者若しくは道路と相互に効用を兼ねる他の工作物の管理者が道路管理者に代つて道路管理者の権限を行う場合においてした前項各号に掲げる処分に対して不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に、それぞれ当該処分をした建設大臣又は道路管理者に代つて権限を行う当該道路管理者(都道府県道又は市町村道にあつては、道路管理者である地方公共団体の長をいう)若しくは他の工作物の管理

者に異議の申立をすることができる。

3 第七十一条第四項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき道路監理員がした処分に対して不服のある者は、処分があつた日から三十日以内に、当該道路監理員を命じた道路管理者である地方公共団体の長に異議の申立をすることができる。

4 前三項の規定による異議の申立があつた場合においては、建設大臣又は道路管理者若しくは他の工作物の管理者は、申立を受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

5 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から十日以内に、建設大臣又は都道府県知事若しくは都道府県である道路管理者のした決定に対しては建設大臣に、他の工作物の管理者である主務大臣又は地方支分部局の長のした決定に対しては建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他の道路管理者又は他の工作物の管理者のした決定に対しては都道府県知事に訴願することができる。

6 前項の規定による訴願の裁決に不服がある者は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五条第

一項の規定にかかわらず、裁決のあつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

7 訴願法(明治二十三年法律第五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立について準用する。(道路管理者の権限の行使)

第九十七条 第十八条、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十六條第三項、第二十八條、第三十二條から第三十八條まで(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十條第二項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十四條第一項、第二項及び第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十五條第一項、第四十六條、第四十七條第二項及び第三項、第四十八條、第六十六條第一項、第六十八條、第七十條第一項後段、第七十一條第一項から第四項まで(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)、第八十七條第一項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。)、第九十一條第一項並びに第九十三條(第九十一條第二項において準用する場合を含む。))に規定する道路管理者(道路管理者が都道府県知事である場合を除く。))の権限は、道

路管理者である地方公共団体の長が行う。(不適用規定)

第九十八條 第三条の規定は、他の工作物について道路の路線が指定され、又は認定された場合においては、当該他の工作物については、適用しない。

第八章 罰則

第九十九條 みだりに道路を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第一百條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二條第一項又は第九十一條第二項において準用する第三十二條第一項の規定に違反して道路又は道路予定地を占用した者
- 二 第三十七條第一項又は第九十一條第二項において準用する第三十七條第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定地を占用した者
- 三 第四十三條(第九十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

四 正当の事由がなくて第六十八條第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、

取用若しくは処分を拒み、又は妨げた者

第一百一條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條第三項又は第九十一條第二項において準用する第三十二條第三項の規定に違反して道路又は道路予定地を占用した者

二 第四十六條第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者

三 第四十六條第二項の規定による禁止に違反して橋を通行した者

四 第六十七條の規定に違反して土地の立入又は一時使用を拒み、又は妨げた者

五 第九十一條第一項の規定に違反した者

第一百二條 第七十一條第一項又は第二項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。同条第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による道路監視員の命令に違反した者につ

いても、同様とする。

第一百三條 第四十七條第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第四十七條第三項の規定による道路管理者の命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第一百四條 第四十四條第四項(第九十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定による道路管理者の命令に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第一百五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第一百六條 第二十七條の規定により道路管理者に代つてその権限を行う者は、本章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

附則